

農業集落排水施設 統合マニュアル



めぐるん

持続可能な生活排水対策を推進する
公式キャラクター

令和6年4月 一部改訂

長野県 環境部 水道・生活排水課



しあわせ信州

はじめに

本県では、昭和 56 年から農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農村集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する農業集落排水施設の整備が始まりました。

そして、住民の環境保全や生活環境の改善に対する関心が急速に高まる中、下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各事業の特性を活かした効率的な生活排水施設の整備が進められた結果、生活排水施設の整備は全国トップクラスの水準となりました。特に、農業集落排水施設は、農業地域における水環境の改善や生活環境の向上に多大な貢献をしてきました。

しかし、その後の人口減少など、生活排水処理を取り巻く諸情勢は大きく変化し、生活排水処理施設の整備における一層の効率化が求められているなど、様々な課題が浮かび上がりました。そこで、これらの課題に対応するため、平成 22 年度に新たな都道府県構想である「水循環・資源循環のみち 2010」構想を策定しました。

また、この構想策定に際し、地域の特性や創意工夫を活かした効率的な整備が図られるよう、「農業集落排水施設の後利用プロジェクト」により、農業集落排水施設を統合する場合の事務手続きや、施設の後利用方法等を実際の事例を検討し、「農業集落排水施設統合マニュアル」を作成しました。

こうした中、令和 4 年度には「水循環・資源循環のみち 2015」構想を見直した「長野県生活排水処理構想 (2022 改定版)」を策定し、これからの取組として農業集落排水処理区の統合をさらに進め、生活排水処理施設の効率化を図ることを掲げています。また、平成 28 年には農林水産省が「長期利用財産処分報告書の記載事例」や「農業集落排水施設の再編計画作成の手引き (案)」を作成しており、農業集落排水施設の統廃合をより着実に進めていくことが求められています。

これらの状況等を踏まえ、平成 22 年度に作成し、平成 30 年度及び令和 4 年度に一部改訂した「農業集落排水施設統合マニュアル」を一部改訂しましたので、事務手続きを円滑に行う手引きとして役立てていただければ幸いです。

令和 6 年 4 月

目 次

第1章 農業集落排水施設の接続について

1-1	農業集落排水施設の接続における基本条件の整理フロー	1
1-2	農業集落排水施設間の接続【ケース1】	2
1-3	農業集落排水施設を下水道に接続【ケース2】	5

第2章 財産の処分について

2-1	財産処分とは	8
2-2	財産処分制限の目的	8
2-3	財産処分制限の対象財産	9
2-4	財産処分の根拠法令等	9
2-5	財産処分の特例	12

第3章 財産の処分等の承認基準について

3-1	財産の処分等の承認基準	13
3-2	承認基準第10条基準（財産処分に係る承認申請等）	13
3-3	承認基準第11条基準（地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等）	13
3-4	承認基準における用語の定義	14

第4章 財産処分の手続きについて

4-1	承認基準第10条による場合	17
4-2	承認基準第11条（報告）による場合	21
4-3	承認基準第11条（申請）による場合	27
4-4	その他参考資料	31

第5章 財産処分した農業集落排水施設の利用計画について

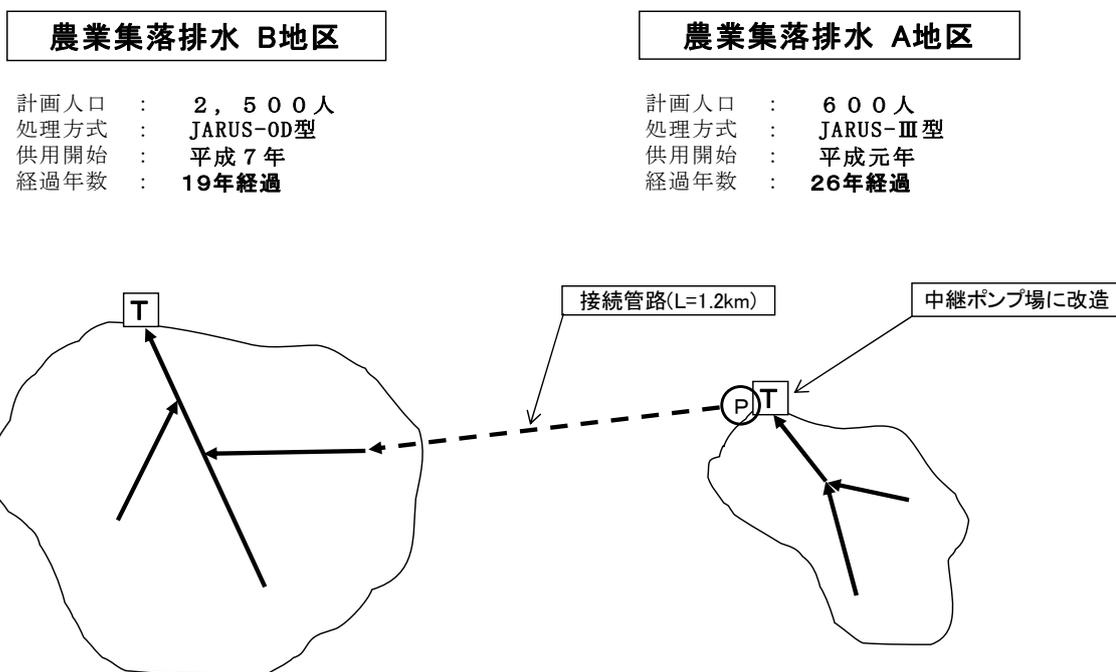
5-1	施設利用の具体的な事例	40
5-2	利用計画平面図（事例）	41
添付-1	【財産の処分等の承認基準通知（農林水産省）】	47
添付-2	【財政融資資金地方資金に係る取得財産等の処分行為報告書】	97
添付-3	【土地改良事業等との調整調書】	99
添付-4	【農業集落排水施設再編計画作成の手引き（案）】	101

第6章 財産処分の完了後について

6-1	完了報告	132
5-2	利用計画等に変更が生じた場合	132

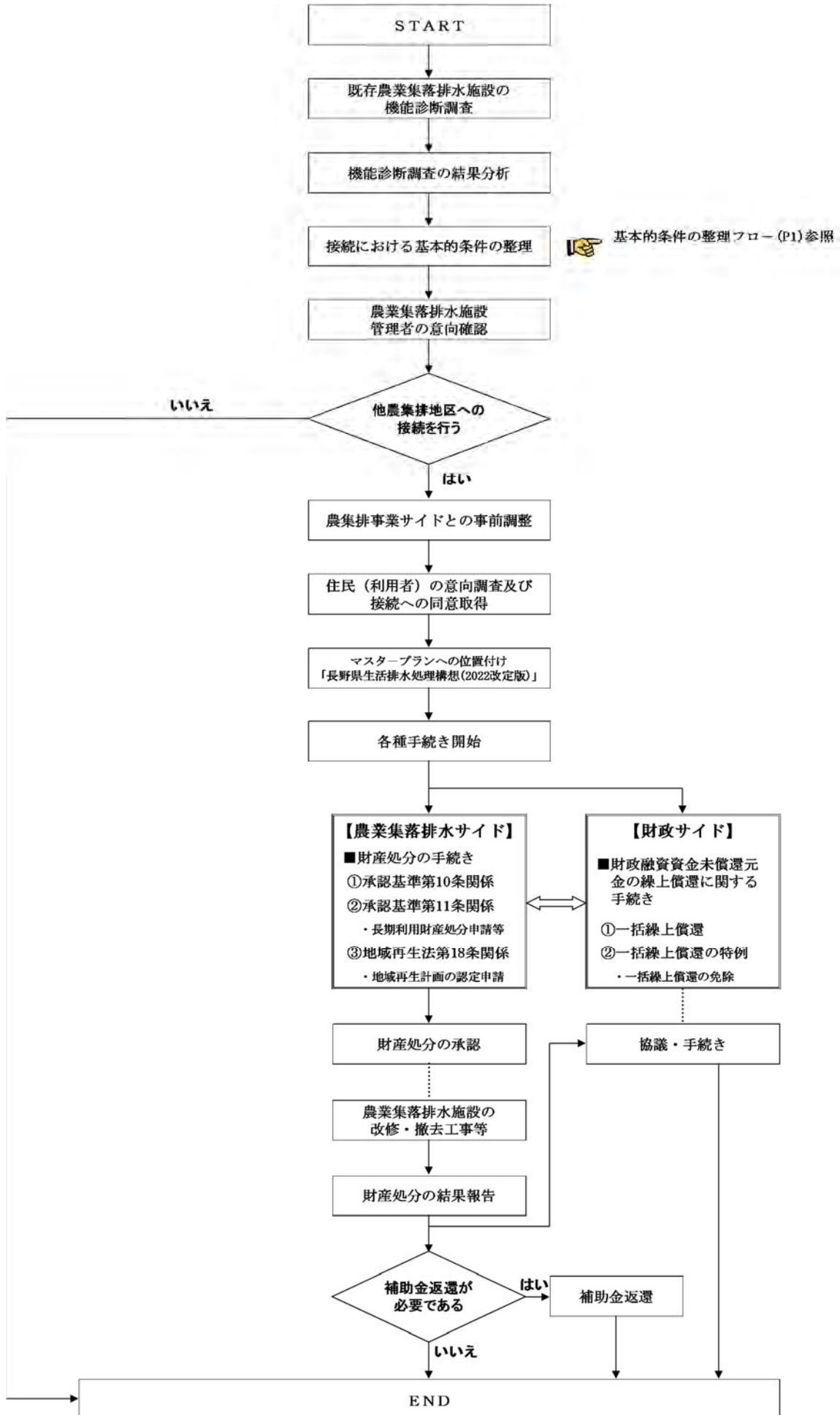
1-2 農業集落排水施設間の接続 【ケース1】

■概要図-1



接続の事例	補助事業制度等
<ul style="list-style-type: none"> 老朽化したA地区の農業集落排水施設を廃止（中継ポンプ場に改造）し、隣接するB地区の農業集落排水施設へ接続するものです。 具体的には、『A処理施設を圧送ポンプ場に改造（目的外使用）するとともに、B地区の幹線管路まで接続管を布設』し、B処理施設でA処理区の汚水も処理を行うものです。 	<p>①接続管路と中継ポンプ場への改造工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水のA地区と隣接しているB地区を接続する場合には、一定の条件を満足すれば「農山漁村地域整備交付金」（機能強化対策）や「農村整備事業」（農業集落排水施設整備事業）での事業実施が可能です。 <p>②A地区処理場の取り壊し工事</p> <ul style="list-style-type: none"> A地区処理場を取り壊す場合の費用についても、一定の条件を満足すれば補助対象として事業実施が可能です。

■農業集落排水施設間の接続における実施フロー

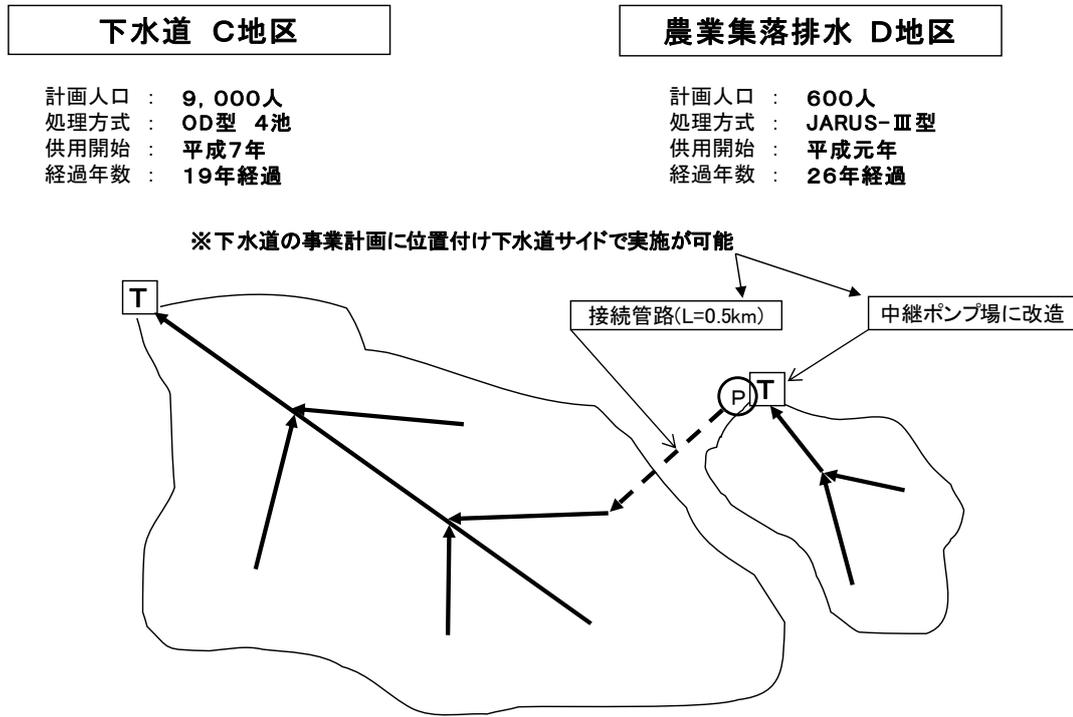


■農業集落排水施設間の接続における手続き等

手続き関係	留意事項等
<p>①【農業集落排水サイド】</p> <p>■A地区処理場の財産処分に当たり、農林水産省関東農政局長の承認が必要</p> <p>・ 『補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準』に基づく所定の手続きを行い、承認を得なければなりません。</p> <p style="text-align: center;"> 第2章(P8)参照</p> <p>②【財政サイド】</p> <p>■財政融資資金未償還元金繰上償還に関する関東財務局長野財務事務所との事前協議</p> <p>・ 財政融資資金未償還元金がある場合には、繰上償還についての事前協議が必要です。</p> <p>◎補助金返還を伴うもの</p> <p> > 原則、一括繰上償還</p> <p>◎「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定による承認を報告により承認されたものとみなされたもの</p> <p> > 処分行為報告書提出</p> <p style="text-align: center;"> 添付-2 (P98)参照</p>	<p>①計画の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A地区の接続ありきでは不可 ・ 現在、処理施設の老朽化により何らかの不具合が生じていることと、適正な維持管理が行われていることが大前提となります。 <p>②計画の経済性・事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続に要する事業費がA地区の更新費用を下回ること。 つまり、『A地区処理施設更新費+維持管理費>中継ポンプ場改造費+接続管路敷設費+維持管理費』となります。 <p>③計画の具体的検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A地区をB地区に接続するに当たり、B地区処理施設にA地区分の汚水を受け入れられる余裕があること。 この場合、単純にB処理施設に余裕があるということでは当初計画が過大なものになってしまうため、供用開始後の社会情勢の変化等により、管路・処理施設に余裕が生じた経緯を整理する必要があります。 また、A地区の接続により汚水を引き受けることとなるB地区の住民同意が得られるかについても調整する必要があります。

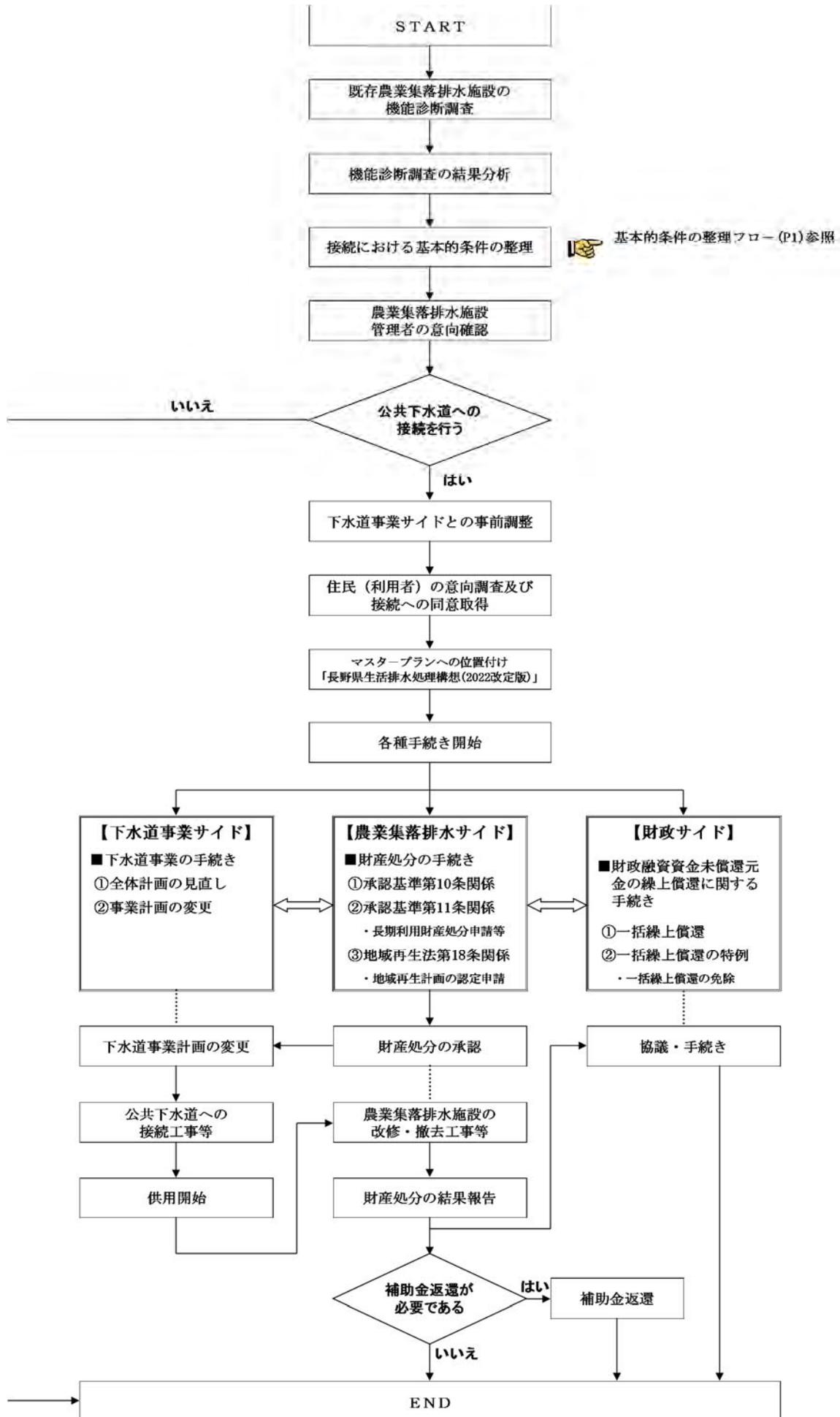
1-3 農業集落排水施設を下水道に接続 【ケース2】

■概要図-2



接続の事例	補助事業制度等
<ul style="list-style-type: none"> 老朽化したD地区の農業集落排水施設を廃止（中継ポンプ場に改造）し、隣接するC地区の公共下水道へ接続するものです。 具体的には、『D処理施設を圧送ポンプ場に改造（目的外使用）するとともに、C地区の幹線管路まで接続管を布設』し、C処理施設でD処理区の汚水も処理を行うものです。 	<p>①接続管路と中継ポンプ場への改造工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水のD地区と隣接している公共下水道C地区を接続する場合には、農業集落排水D地区の処理区域を下水道法第4条の規定に基づき、C地区における下水道事業計画に位置付ければ、接続管路及び中継ポンプ場への改造工事が下水道事業サイドで実施することが可能となります。

■農業集落排水施設の下水道への接続における実施フロー



■農業集落排水施設の下水道への接続における手続き等

手続き関係	留意事項等
<p>①【農業集落排水サイド】</p> <p>■D地区処理場の財産処分に当たり、農林水産省関東農政局長の承認が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 『補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準』に基づく所定の手続きを行い、承認を得なければなりません。 <p style="text-align: center;"> 第2章(P8)参照</p> <p>②【下水道事業サイド】</p> <p>■C地区の下水道事業計画の変更が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水D地区を公共下水道C地区へ接続するためには、D地区の処理区域を下水道法第4条の規定による事業計画の変更をする必要があり、以下の手続きが必要となります。 <p>◎下水道全体計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> D地区の処理区域追加 <p>◎下水道事業計画の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画面積の拡大等 <p>◎下水道事業再評価</p> <p>③【財政サイド】</p> <p>■財政融資資金未償還元金繰上償還に関する関東財務局長野財務事務所との事前協議</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政融資資金未償還元金がある場合には、繰上償還についての事前協議が必要です。 <p>◎補助金返還を伴うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ≫ 原則、一括繰上償還 <p>◎「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定による承認を報告により承認されたものとみなされたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ≫ 処分行為報告書提出 <p style="text-align: center;"> 添付-2 (P98)参照</p>	<p>①計画の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> D地区の接続ありきでは不可 現在、処理施設の老朽化により何らかの不具合が生じていることと、適正な維持管理が行われていることが大前提となります。 <p>②計画の経済性・事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続に要する事業費がD地区の更新費用を下回ること。 つまり、『D地区処理施設更新費+維持管理費>中継ポンプ場改造費+接続管路敷設費+維持管理費』となります。 <p>③計画の具体的検討</p> <ul style="list-style-type: none"> D地区をC地区に接続するに当たり、C地区処理施設にD地区分の汚水を受け入れられる余裕があること。 この場合、単純にC処理施設に余裕があるということでは当初計画が過大なものになってしまうため、供用開始後の社会情勢の変化等により、管路・処理施設に余裕が生じた経緯を整理する必要があります。 また、D地区の接続により汚水を引き受けることとなるC地区の住民同意が得られるかについても調整する必要があります。 コンポスト施設等で汚泥を堆肥化するなど有効に利活用している場合は、それを十分に考慮するとともに、コンポスト施設等の稼動にも影響を及ぼす恐れがあることから、この点についても考慮する必要があります。

第2章 財産の処分について

2-1 財産処分とは

農業集落排水事業の実施に当たり、市町村は国や県からの補助金を受けて事業を実施した場合、処理施設、処理場用地、管路施設及び中継ポンプ施設等を補助対象財産として取得することとなります。

この場合、市町村へは補助金の交付を受ける際に交付条件が付されており、農業集落排水事業により取得した補助対象財産については、農業集落排水事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図ることが義務付けられています。

補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条による）こととなっており、承認がされないまま、補助対象財産を当該期間内に補助目的以外に処分（使用、譲渡、交換、貸付、担保）されないよう、制限が設けられているところです。

このことを「**財産処分制限**」と通称しており、補助対象財産を補助金の交付の目的に反して処分（使用、譲渡、交換、貸付、担保）する行為を「**財産処分**」といいます。

2-2 財産処分制限の目的

国では、補助金等に係る予算の執行の適正化を図り、補助目的の円滑な達成を確保するためには、農業集落排水事業が交付決定内容どおり完了し、精算手続きを経て補助金交付事務が終結することとなっても、それによって補助目的が完全に達成されたものとみることは必ずしもできないとされています。

また、農業集落排水事業完了後においても引き続き補助対象財産が当初の目的どおり使用されなければ、補助金等交付の目的は完全に達成しえないものとされています。

このような趣旨から、農業集落排水事業完了後の条件として、補助対象財産については農業集落排水事業完了後も善良なる管理者の注意をもって、その効率的な使用を図るべきことを県や市町村に対して義務付けているところです。

2-3 財産処分制限の対象財産

農業集落排水事業により取得をした財産は、原則すべて対象となり得ます。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則に掲げる「処分制限期間（年）」により、「財産管理台帳」に記載された年数を経過した財産については、対象外となります。

このため、市町村が農業集落排水事業により取得した財産（原則すべて）を補助目的以外に処分（使用、譲与、交換、貸付、担保）する場合には、必ず事前に国、県と協議を行い、所定の手続きにより承認を受けなければなりません。

2-4 財産処分の根拠法令等

財産の処分についての県（補助事業者）、市町村（間接補助事業者）の根拠法令等については、以下によるものが考えられます。

県（補助事業者）	市町村（間接補助事業者）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定時の条件 ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定時の条件 ・ 県の補助金等交付規則 19 条及び土地改良事業等補助金交付要綱第 9 条

＜ 参 考 ＞

(根拠法令等)

1 (国) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

(補助金等の交付の条件)

第7条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

(1) ～ (5) 略

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

3 前二項の規定は、これらの規定に定める条件のほか、各省各庁の長が法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を附することを妨げるものではない。

4 略

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2 (国) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

(処分を制限する財産)

第13条 法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

(1) 不動産

(2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

(3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 機械及び重要な器具で各省各庁の長の定めるもの

(5) その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するために特に認めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

第14条 法第22条ただし書きに規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 略

(2) 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

3 (国) 農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条

令第十四条第一項第二号に規定する期間は、別表^{*}に掲げるとおりとする。(※別表 略)

4 (国) 農山漁村地域整備交付金交付要綱第21条

1 取得財産等のうち施行令第13条第4号の農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第5条に規定する期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

3 略

5 (県) 補助金等交付規則

(財産の処分制限)

第19条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号の一に該当するものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、承認申請書を知事等に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で知事等が指定するもの

(3) その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると認め、知事等が指示する財産

2 前項の規定は、次の各号の一に該当するときは適用しない。

(1) 補助事業者等が第5条第2項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を県に納付したとき。

(2) 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過したとき。

3 第6条の規定は、第1項の承認をした場合に準用する。

6 (県) 土地改良事業等補助金交付要綱

(財産処分の制限等)

第16 規則第19条第1項の承認申請書は、土地改良事業等財産処分承認申請書(様式第18号)とする。

2 規則第19条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

3 規則第19条第2項2号の規定により知事が定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間(同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2-5 財産処分の特例

現行制度での特例については、以下のとおりです。

1 地域再生法第18条による農林水産省財産処分承認手続きの特例制度

地域再生計画を内閣府に対して申請し、内閣府の承認を受け、その旨が公示されれば地域再生計画の認定となるため、公示をもって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして特例措置として取り扱われます。

ただし、農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産の処分についてのみ、承認基準に定める手続きを要しないものとなります。

「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」
(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知) 第15条第8項

※内閣府のホームページ参照 <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

○ 地域再生計画の認定申請について

地域再生法に基づく認定申請(マニュアル最新版)

- ・地域再生計画認定申請マニュアル(総論) [令和5年12月22日一部改正]
- ・地域再生計画認定申請マニュアル(各論) [令和5年12月22日一部改正]

第3章 財産の処分等の承認基準について

3-1 財産の処分等の承認基準

農業集落排水施設に係る財産の処分等の承認基準については、「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について」（平成20年4月17日付け20経第112号大臣官房長通知）の趣旨に従い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく農林水産大臣の承認に関し、手続等のより一層の弾力化及び明確化を図るため、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき適正に処理することが定められています。

3-2 承認基準第10条基準（財産処分に係る承認申請等）

間接補助対象財産（農業集落排水施設）の所有者（市町村）が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者（県）へ財産処分の承認を申請（別紙様式第8号（P82参照））し、補助事業者（県）はその旨を農林水産大臣（関東農政局長あて）に申請（別紙様式第15号（P94参照））して、その承認を受けることとなります。

3-3 承認基準第11条基準

（地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等）

間接補助対象財産（農業集落排水施設）の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を処分しようとするときは、第10条の規定にかかわらず、間接補助事業者（市町村）は補助事業者（県）へ長期利用財産処分報告書（別紙様式第9号（P83参照））を、補助事業者（県）はその旨の報告（別紙様式第16号（P95参照））を農林水産大臣（関東農政局長あて）に提出することができます。

この場合においては、関東農政局長による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなされます。

また、次の各号に該当するときは、上記にかかわらず、間接補助事業者（市町村）は、補助事業者

(県)へ長期利用財産の処分の承認を申請(別紙様式第10号(P85参照))し、補助事業者(県)はその旨を農林水産大臣(関東農政局長あて)に申請(別紙様式第15号(P94参照))して、その承認を受けることとなります。

(1) 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合

(2) 当該財産処分により、(1)に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合

さらに、市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により10年を経過していない補助対象財産を処分しようとするときは、間接補助事業者等(市町村)は、上記にかかわらず、別途手続きによることができます。

※(P61)別表2(第4条及び第11条関係)参照

3-4 承認基準における用語の定義

(1) 補助対象財産

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条各号に定めるものをいいます。

(2) 処分制限期間

農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条で定める処分の制限を受ける期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間をいいます。

なお、長野県における処分制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている耐用年数に相当する期間としています。

(3) 財産処分

補助対象財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。

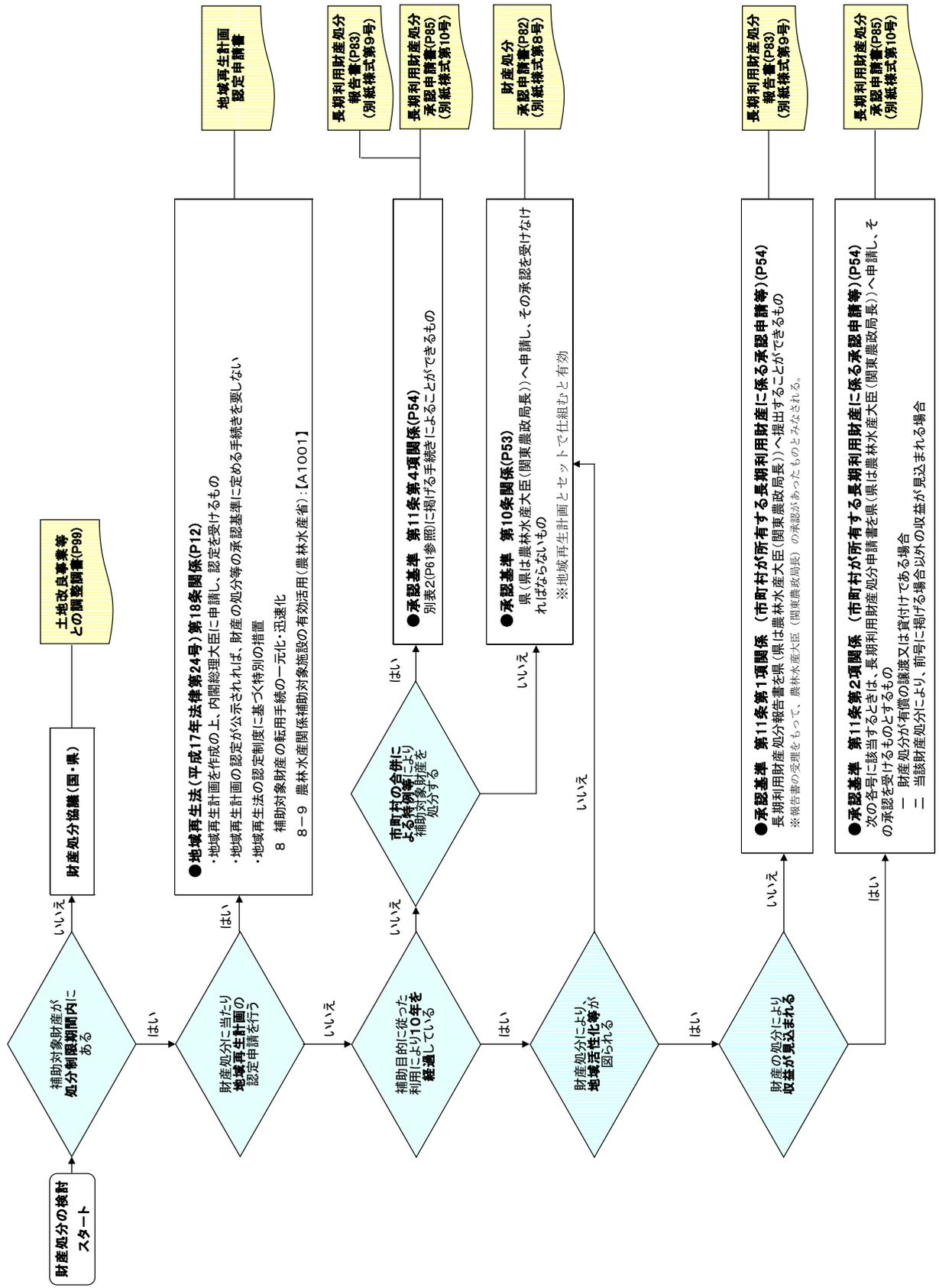
(4) 地域活性化等

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいいます。

(5) 長期利用財産

補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいいます。

農業集落排水施設の財産処分方法検討フローチャート

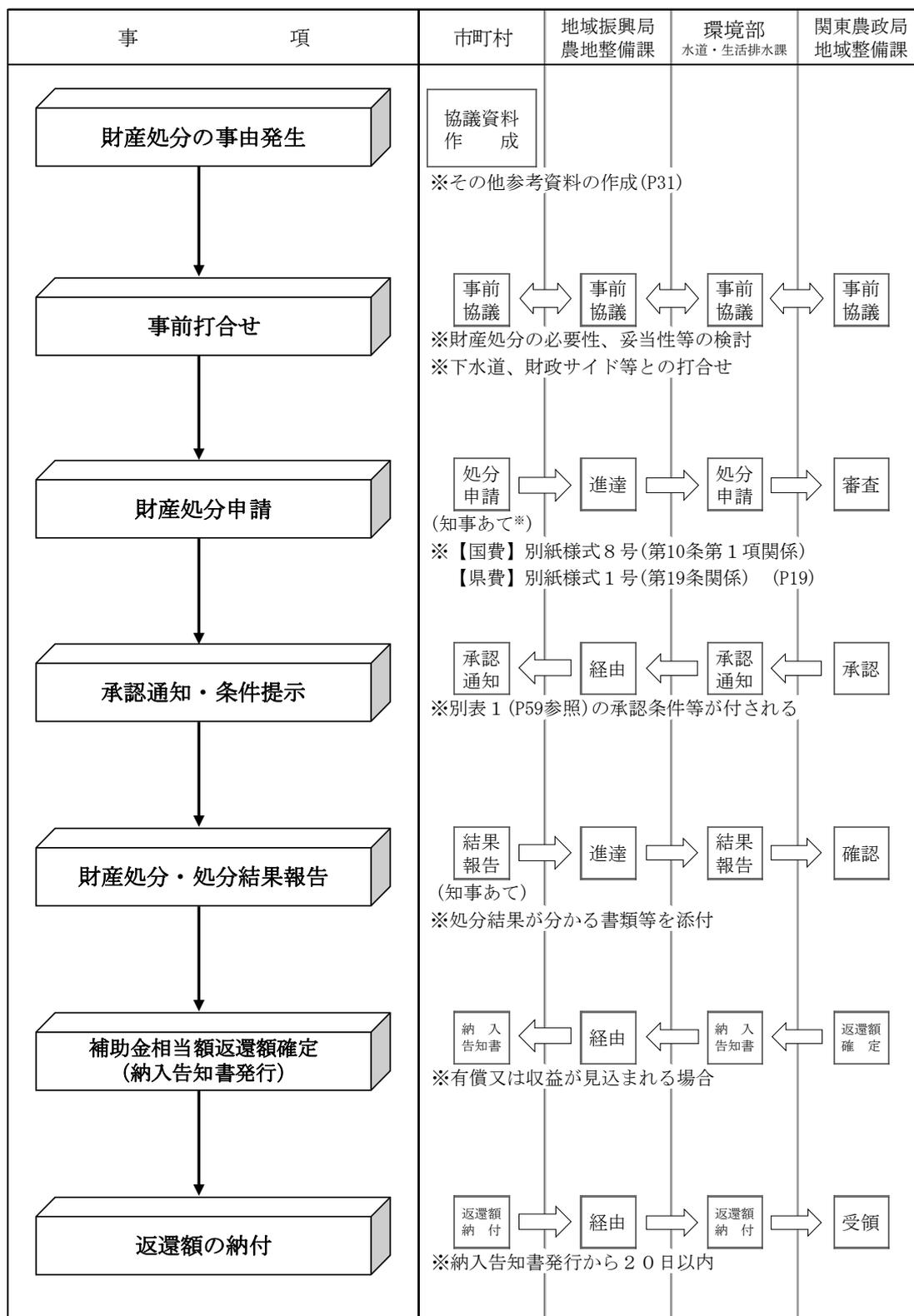


第4章 財産処分の手続きについて

4-1 承認基準第10条による場合

対象財産の処分については、必ず事前承認を要することから、処分事由が生じた時点で処分内容等を把握した上で、地域振興局及び水道・生活排水課との打合せを行ってください。

承認申請後、関東農政局長が当該処分が合理的かつやむを得ないと判断された場合において、必要に応じた条件（補助目的継承、補助金相当額の返還、処分結果報告）を付して承認されることとなります。



1 承認基準第10条による場合の財産処分工程表 注)本工程表は、事例に基づき標準的な工程を示したものである。

項目	前年度			財産処分 当該年度												翌年度		
	前期	中期	後期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前期	中期	後期
(1) 財産処分の事由発生～説明資料作成			●															
(2) 事前打合せ及び協議(関係機関等)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(3) 長野財務事務所協議(起債繰上償還)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(4) 財産処分申請～承認																		
(5) 都市計画の変更(都市計画・都市計画事業)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(6) 下水道事業計画の変更(全体計画・計画変更等)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(7) 下水道への接続工事																		
(8) 既設農業集落排水施設改修工事																		
(9) 財産処分・処分結果報告																		
(10) 補助金相当額返還額の確定及び納付																		
(11) 起債繰上償還																		

この期間は国土交通省補助の財産として取り扱う(※公共下水道へ統合する場合)

(5)(6)の変更完了日以前に受理されていること

2 財産処分工程表の説明

項目	作業内容等
(1) 財産処分の事由発生～説明資料作成	財産処分書類の作成要領を参考に補足説明資料及び下水道接続説明資料を作成します。
(2) 事前打合せ及び協議	下水道サイドとの接続協議、農業集落排水施設の財産処分について関係機関との事前打合せを行います。
(3) 長野財務事務所協議	起債残高、農林水産省への申請内容をまとめ繰上償還について協議を行います。(財政融資資金未償還元金含む。)
(4) 長期利用財産処分申請～承認	事前打合せ及び協議が完了したら、財産処分書類の作成要領を参考に長期利用財産処分申請書を作成し、申請を行います。(「処分予定年月日」を下水道接続予定日として報告し、関東農政局が受理する。)
(5) 都市計画の変更	農業集落排水エリアを下水道排水区域として位置付ける必要がある場合、都市計画及び都市計画事業の変更を行います。
(6) 下水道事業計画の変更	下水道法に基づく全体計画の変更及び事業計画の変更(農業排水区域の拡大)を行います。
(7) 下水道への接続工事	各種手続きが完了したら、下水道への接続工事(管渠敷設・切換等)を行います。
(8) 既設農業集落排水施設改修工事	下水道への接続(切換)工事が完了したら、利用を図る農業集落排水施設の改修工事を行います。
(9) 財産処分・処分結果報告	利用を図る農業集落排水施設の改修工事が完了したら、財産処分を行いその結果を報告します。
(10) 補助金相当額返還額の確定及び納付	補助金相当額返還額を確定し、納入告知書が発行されるので20日以内に返還額を納入します。
(11) 起債繰上償還	国庫へ繰上償還を行います。

注1) 財政融資資金未償還金を含む繰上償還については一括償還が猶予される場合があるため、財政サイドとも十分に事前打合せを行ってください。

注2) 農業集落排水施設の統合に伴う手続きとして、①財産処分の報告、②都市計画の変更、③下水道法事業計画及び都市計画法認可の順に事務処理を行う。(①～③が同日付けても可)

■ 承認基準第10条による場合の記載例

国費分

別紙様式8号（第10条第1項関係）

- ※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「(公印省略)」と記載
- ※2 P34の該当事業名を記載

財産処分承認申請書

番 号
(元号) ○年○月○日

長野県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 氏 名^{※1}

(元号) ○年度○○○事業^{※2}補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第10条第1項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

別紙のとおり

県費分

別紙様式1号（第19条関係）

- ※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「(公印省略)」と記載
- ※2 P34の該当事業名を記載

承認申請書

番 号
(元号) ○年○月○日

長野県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 氏 名^{※1}

(元号) ○年度 ○○○事業^{※2}補助金により取得した財産について、補助金等交付規則（昭和34年3月23日規則第9号）第19条に基づき、下記のとおり処分したいので、補助金等交付規則第19条の規定に基づく知事等の承認について（平成20年12月17日20財第103号）に基づき、承認申請書を提出します。

記

別紙のとおり

別紙

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

※「である体」と「ます体」の混用は行わない。原則「ます体」とする。以下同じ。

(2) 今後の利用方法（処分区分）

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

(処分区分)

(例) 「承認基準」別表1 (P53)に記載されている処分区分から記述すること。
目的外使用 「補助事業を中止する場合（道路拡張等により取り壊す場合以外の場合）」

2 処分の対象財産

※ 「■ 承認基準第11条（報告）による場合の記載例」（P24）参照

3 処分予定年月日

(元号) ○年○月○日

(注) 下水道への接続予定日とする。

4 その他参考資料

※ 「4-4 その他参考資料」（P32）を参照

別添1 位置図
別添2 処理場写真
別添3 財産管理台帳 等
⋮

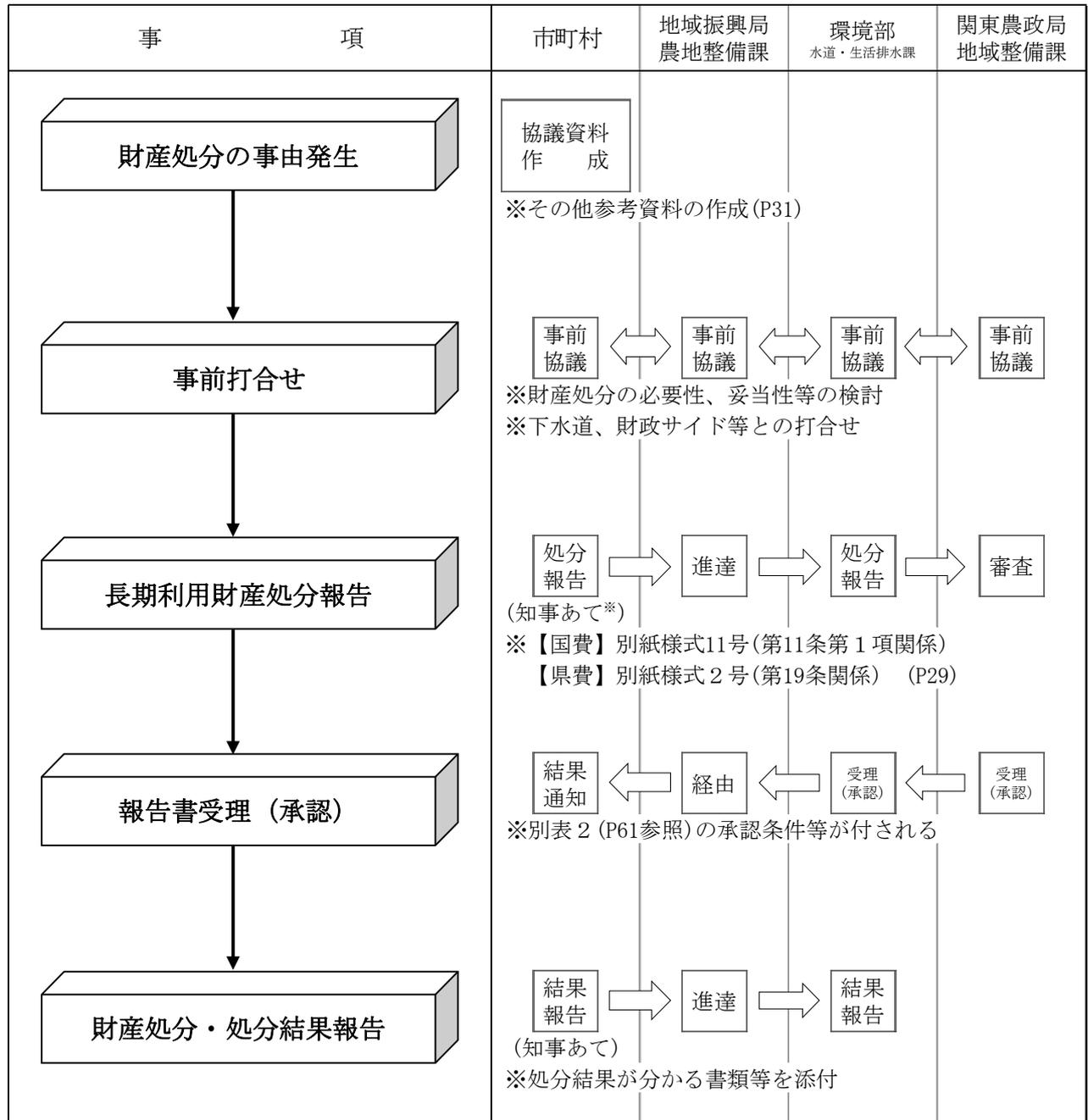
※添付する各資料の右肩に、添付した順で「別添○」と記載

4-2 承認基準第11条（報告）による場合

対象財産の処分については、必ず事前承認を要することから、処分事由が生じた時点で処分内容等を把握した上で、地域振興局及び水道・生活排水課との打合せを行ってください。

長期利用財産処分報告後、関東農政局長が当該処分が合理的かつやむを得ないと判断された場合において、報告書の受理をもって、承認があったものとみなされます。

■ 目的外使用で収益がない場合、無償譲渡、無償貸付け及び市町村合併に伴うもので収益がない場合



注) 本工程表は、事例に基づく標準的な工程を示したものである。

1 承認基準第11条(報告)による場合の財産処分工程表

項目	前年度			当該年度												翌年度		
	前期	中期	後期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	前期	中期	後期
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
(1) 財産処分の事由発生～説明資料作成	●																	
(2) 事前打合せ及び協議(関係機関等)																		
(3) 長野財務事務所協議(起債繰上償還)																		
(4) 長期利用財産処分報告～報告書受理																		
(5) 都市計画の変更(都市計画・都市計画事業)																		
(6) 下水道事業計画の変更(全体計画・計画変更等)																		
(7) 下水道への接続工事																		
(8) 既設農業集落排水施設改修工事																		
(9) 財産処分・処分結果報告																		●

(5)(6)の変更完了日以前に受理されていること

この期間は国土交通省補助の財産として取り扱う(※公共下水道へ統合する場合)

2 財産処分工程表の説明

項目	作業内容等
(1) 財産処分の事由発生～説明資料作成	財産処分書類の作成要領を参考に補足説明資料及び下水道接続説明資料を作成します。
(2) 事前打合せ及び協議	下水道サイドとの接続協議、農業集落排水施設の財産処分について関係機関との事前打合せを行います。
(3) 長野財務事務所協議	起債繰上、農林水産省への報告内容等をまとめ繰上償還について協議を行います。(財政融資資金未償還元金含む。)
(4) 長期利用財産処分報告～報告書受理	事前打合せ及び協議が完了したら、財産処分書類の作成要領を参考に長期利用財産処分報告書を作成し、報告を行います。(「処分予定年月日」を下水道接続予定日として報告し、関東農政局が受理する。)
(5) 都市計画の変更	農業集落排水エリアを下水道排水区域として位置付ける必要がある場合、都市計画及び都市計画事業の変更を行います。
(6) 下水道事業計画の変更	下水道法に基づき全体計画の変更及び事業計画の変更(農業排水区域の拡大)を行います。
(7) 下水道への接続工事	各種手続が完了したら、下水道への接続工事(管渠敷設・切換等)を行います。
(8) 既設農業集落排水施設改修工事	下水道への接続(切換)工事が完了したら、利用を図る農業集落排水施設の改修工事を行います。
(9) 財産処分・処分結果報告	利用を図る農業集落排水施設の改修工事が完了したら、財産処分を行いその結果を報告します。

注1) 利用の計画の内容により、必要な手続がある場合は適宜スケジュールを追加します。

(例えば利用が防災施設の場合、地域防災計画の見直し等のスケジュールを工程表及び説明に追加します。)

注2) 財政融資資金未償還金を含む繰上償還については一括償還が猶予される場合があるため、財政サイドとも十分に事前打合せを行なってください。

注3) 農業集落排水施設の統合に伴う手続として、①財産処分の報告、②都市計画の変更、③下水道法事業計画及び都市計画法認可の順に事務処理を行う。(①～③が同日付けでも可)

■ 承認基準第 11 条（報告）による場合の記載例

国費分

別紙様式 9 号（第 11 条第 1 項関係）

（補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合）

- ※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「(公印省略)」と記載
- ※2 P34 の該当事業名を記載

長期利用財産処分報告書

番 号
(元号) ○年○月○日

長野県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 氏 名^{※1}

(元号) ○年度 ○○○事業^{※2}補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第 11 条第 1 項の規定により、報告いたします。

なお、本報告の受理後、当該報告に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

別紙のとおり

県費分

別紙様式 2 号（第 19 条関係）

- ※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「(公印省略)」と記載
- ※2 P34 の該当事業名を記載

長期利用財産処分報告書

番 号
(元号) ○年○月○日

長野県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 氏 名^{※1}

(元号) ○年度 ○○○事業^{※2}補助金により取得した財産について、補助金等交付規則（昭和34年3月23日規則第9号）第19条に基づき、下記のとおり処分したいので、補助金等交付規則第19条の規定に基づく知事等の承認について（平成20年12月17日20財第103号）に基づき、報告書を提出します。

記

別紙のとおり

別紙

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

※「である体」と「ます体」の混用は行わない。原則「ます体」とする。以下同じ。

(2) 今後の利用方法（処分区分）

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

(処分区分)

(例) 「承認基準」別表2(P61)に記載されている処分区分から記述すること。
目的外使用 「収益がない場合」

2 処分の対象財産

(1) 施設の概要

①処理施設

財産の名称：農業集落排水施設 ○○○地区処理場（財産管理者：○○市）
間接補助事業名：○○○事業（※P34の該当事業名を記載）
所在地：○○市大字○○○○番地
型式：JARUS-○型（○○○○を組み合わせた方式）

②処理施設用地

数量：A=○○○㎡（○筆）

(2) 事業費、間接補助事業費、補助率

・処理施設・用地

事業費：○○○,○○○,○○○円（うち処分対象財産分：○○○,○○○,○○○円）

(内訳)

処理施設：○○○,○○○,○○○円

用地補償費：○○,○○○,○○○円

測量試験費：○○,○○○,○○○円

工事雑費：○,○○○,○○○円

事業費の内訳を記載

※完了地区調書の事業費と整合させる

間接補助金額：○○○,○○○,○○○円（うち処分対象財産分：○○○,○○○,○○○円）

補助率：国庫補助率○%（※事業ごとの補助率はP35参照）

・管路施設

※管路施設の財産処分が必要な場合には、「処理施設・用地」と同様に、処分対象財産にかかる事業費、内訳等を記載（ない場合は「・管路施設」を削除）

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

別添○ 財産管理台帳のとおり

(4) 現況図面、写真等

別添○のとおり

3 当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」(P27, 83)

4 処分予定年月日

(元号) ○年○月○日

(注) 下水道への接続予定日とする。

5 その他参考資料

※「4-4 その他参考資料」(P32)を参照

別添1 位置図

別添2 処理場写真

別添3 財産管理台帳 等

⋮

※添付する各資料の右肩に、添付した順で「別添○」と記載

行政需要対応状況届

1. 当該間接補助対象財産の最近3年間の利用状況

間接補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況		
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
汚水処理施設	し尿及び雑排水処理 〇〇〇人	区域内 〇〇〇人	区域内 〇〇〇人	区域内 〇〇〇人
	〔定住人口〇〇〇人〕 〔流入人口〇〇〇人〕	水洗化 〇〇〇人	水洗化 〇〇〇人	水洗化 〇〇〇人
		利用実績率 〇〇%	利用実績率 〇〇%	利用実績率 〇〇%

※利用実績率=水洗化人口÷計画定住人口

2. 当該間接補助対象財産に係る利用者等の要望

※利用者等の要望等を記述すること。

3. 当該間接補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考
〇〇浄化センター (下水道)	長野県〇〇市〇〇	〇年〇月〇日	近接することから、今回の財産処分施設の管路を接続し、汚水を共同処理する。
〇〇地区処理場 (農業集落排水)	長野県〇〇市〇〇	〇年〇月〇日	今回、財産処分を行い、近接する公共下水道へ管路を接続し、汚水を共同処理する。

4. 当該間接補助事業等に関連する他の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況
(申請中のものを含む。)

補助事業等又は間接補助事業等の名称	補助対象財産又は間接補助対象財産の名称	取得年月日	備考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産又は間接補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の当面の申請予定
(計画中のものすべてを記入。)

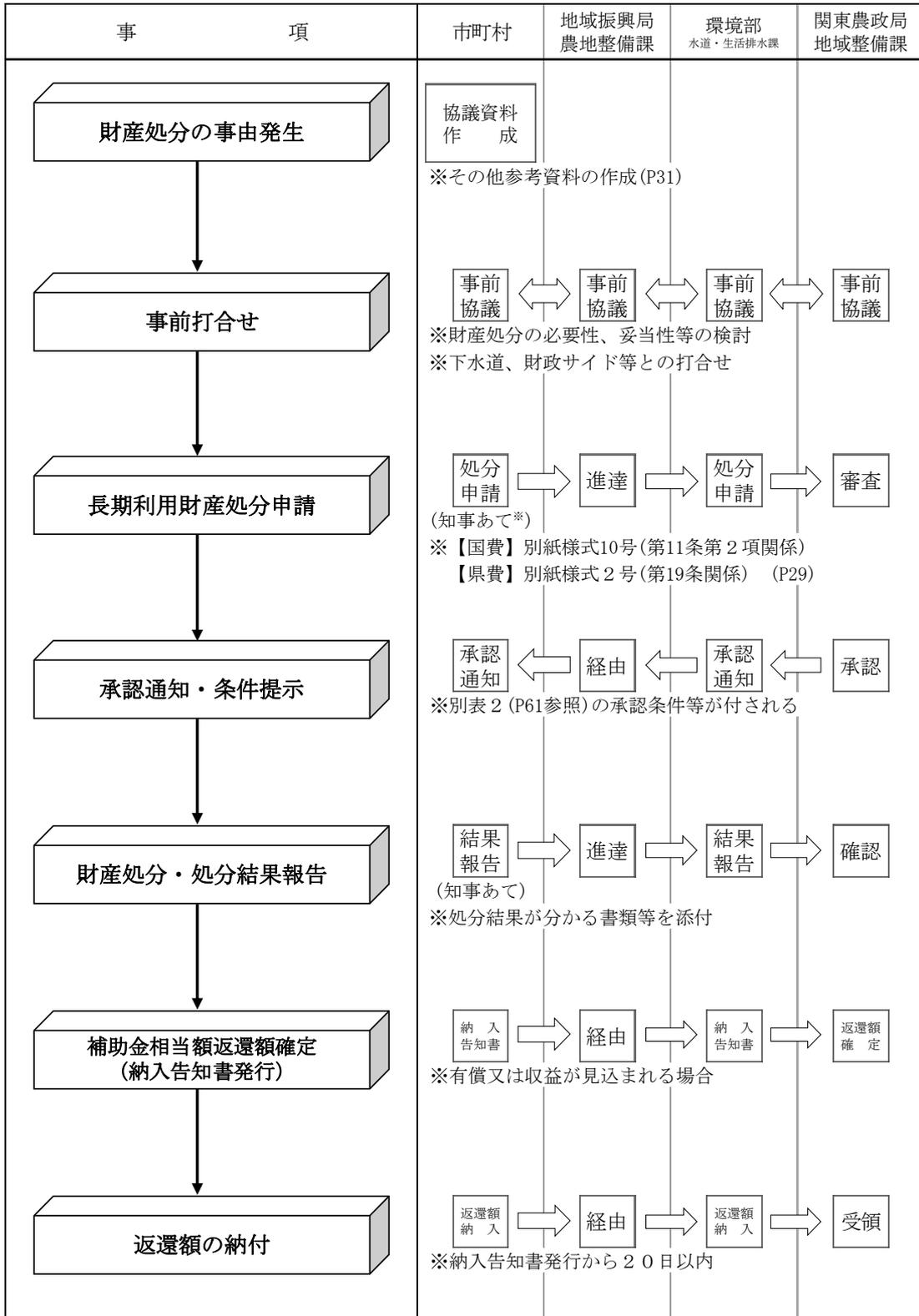
補助事業等又は間接補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度(予定額)	備考

4-3 承認基準第11条（申請）による場合

対象財産の処分については、必ず事前承認を要することから、処分事由が生じた時点で処分内容等を把握した上で、地域振興局及び水道・生活排水課との打合せを行ってください。

承認申請後、関東農政局長が当該処分が合理的かつやむを得ないと判断された場合において、必要に応じた条件（補助目的継承、補助金相当額の返還、処分結果報告）を付して承認されることとなります。

■ 目的外使用で収益が見込まれる場合、有償譲渡、有償貸付け及び市町村合併に伴うもので収益が見込まれる場合



注)本工程表は、事例に基づき標準的な工程を示したものである。

1 承認基準第11条(申請)による場合の財産処分工程表

項目	前年度			当該年度												翌年度		
	前期	中期	後期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前期	中期	後期
	(1) 財産処分の事由発生～説明資料作成	●								●								
(2) 事前打合せ及び協議(関係機関等)				●					●									
(3) 長野財務事務所協議(起債線上償還)				●					●									
(4) 長期利用財産処分申請～承認									●									
(5) 都市計画の変更(都市計画・都市計画事業)				●					●									
(6) 下水道事業計画の変更(全体計画・事業計画等)				●					●									
(7) 下水道への接続工事																		
(8) 既設農業集落排水施設改修工事																		
(9) 財産処分・処分結果報告																		
(10) 補助金相当額返還額の確定及び納付																	●	
(11) 起債線上償還																		●

(5)(6)の変更完了日以前に受理されていること

この期間は国土交通省補助の財産として取り扱う(※公共下水道へ統合する場合)

2 財産処分工程表の説明

項目	作業内容等
(1) 財産処分の事由発生～説明資料作成	財産処分書類の作成要領を参考に補足説明資料及び下水道接続説明資料を作成します。
(2) 事前打合せ及び協議	下水道サイドとの接続協議、農業集落排水施設の財産処分について関係機関との事前打合せを行います。
(3) 長野財務事務所協議	起債残高、農林水産省への申請内容をまとめ線上償還について協議を行います。(財政融資資金未償還元金含む。)
(4) 長期利用財産処分申請～承認	事前打合せ及び協議が完了したら、財産処分書類の作成要領を参考に長期利用財産処分申請書を作成し、申請を行います。(「処分予定年月日」を下水道接続予定日として報告し、関東農政局が受理する。)
(5) 都市計画の変更	農業集落排水エリアを下水道排水区域として位置付ける必要がある場合、都市計画及び都市計画事業の変更を行います。
(6) 下水道事業計画の変更	下水道法に基づき全体計画の変更及び事業計画の変更(農業排水区域の拡大)を行います。
(7) 下水道への接続工事	各種手続が完了したら、下水道への接続工事(管渠敷設・切換等)を行います。
(8) 既設農業集落排水施設改修工事	下水道への接続(切換)工事が完了したら、利用を図る農業集落排水施設の改修工事を行います。
(9) 財産処分・処分結果報告	利用を図る農業集落排水施設の改修工事が完了したら、財産処分を行いその結果を報告します。
(10) 補助金相当額返還額の確定及び納付	補助金相当額返還額を確定し、納入告知書が発行されるので20日以内に返還額を納入します。
(11) 起債線上償還	国庫へ線上償還を行います。

注1) 財政融資資金未償還元金を含む線上償還については一括償還が猶予される場合があるため、財政サイドとも十分に事前打合せを行なってください。

注2) 農業集落排水施設の統合に伴う手続として、①財産処分の報告、②都市計画の変更、③下水道法事業計画及び都市計画法認可の順に事務処理を行う。(①～③が同日付けでも可)

■ 承認基準第 11 条（申請）による場合の記載例

国費分

別紙様式 10 号（第 11 条第 2 項関係）

（補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合）

- ※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「(公印省略)」と記載
- ※2 P34 の該当事業名を記載

長期利用財産処分承認申請書

番 号
(元号) ○年○月○日

長野県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 氏 名^{※1}

(元号) ○年度 ○○○事業^{※2}補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第 11 条第 2 項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

別紙のとおり

県費分

別紙様式 2 号（第 19 条関係）

- ※1 公印省略の場合には、市町村長名の下に「(公印省略)」と記載
- ※2 P34 の該当事業名を記載

承認申請書

番 号
(元号) ○年○月○日

長野県知事 ○○ ○○ 様

市町村長 氏 名^{※1}

(元号) ○年度 ○○○事業^{※2}補助金により取得した財産について、補助金等交付規則（昭和34年3月23日規則第9号）第19条に基づき、下記のとおり処分したいので、補助金等交付規則第19条の規定に基づく知事等の承認について（平成20年12月17日20財第103号）に基づき、承認申請書を提出します。

記

別紙のとおり

別紙

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(注) 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、また既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

※「である体」と「ます体」の混用は行わない。原則「ます体」とする。以下同じ。

(2) 今後の利用方法（処分区分）

(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

(処分区分)

(例)「承認基準」別表2(P61)に記載されている処分区分から記述すること。
目的外使用 「収益が見込まれる場合」

2 処分の対象財産

※ 「■ 承認基準第11条（報告）による場合の記載例」（P23）参照

3 当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」（P88）

4 処分予定年月日

(元号) ○年○月○日

(注) 下水道への接続予定日とする。

5 その他参考資料

※「4-4 その他参考資料」（P31）を参照

別添1 位置図
別添2 処理場写真
別添3 財産管理台帳 等
⋮

※添付する各資料の右肩に、添付した順で「別添○」と記載

4-4 その他参考資料

■ 参考資料の作成例

1 位置図

- ・位置図は、1/25, 000～1/50, 000の地図を利用し、地区名、処理場の位置、処理区域及び長野県内位置図を記載する。
- ・接続する下水道についても記載し、位置関係が分かるようにする。

2 処理場現況写真

- ・処理場については、全景写真（4方向から撮影）を添付する。
- ・処理施設の主要部分（各室内、水槽内、主要機器等）についても撮影する。
- ・平面図の縮図を利用し、撮影位置・方向が分かるように整理する。
また、平面図には建築床面積を記載する。

3 財産管理台帳

- ・処分財産ごとに、処分財産調書、処分方法、補助金等返還額の一覧表を整理し、作成する。

【年 月 日時点】

財産管理台帳

事業名	県名	地区名	事業実施主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収または取得年月日	処分制限期間	処分制限年月日	処分の状況				備考		
												処分の種類	処分年月日	補助金返還額				
														国費	県費			
農業集落排水事業	長野県	〇〇地区	〇〇市	処理水槽	鉄筋コンクリート造	1式		円	円		18年			円	円	〇年経過		
				建屋	鉄筋コンクリート造	1棟					38年						〇年経過	
				機械設備		1式					5年						〇年経過 撤去	
				電気設備		1式					15年						〇年経過 一部撤去	
				管路施設	硬質塩化ビニル管 φ150～300mm	L=〇〇〇m					18年						〇年経過	
				土地		〇〇〇〇㎡					永年							〇年経過
				計														

国費分 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第1号から3号までの財産、要綱第〇

県費分 補助金等交付規則第19条第1号から2号までの財産

(注)1 既存の財産管理台帳の備考欄に経過年数や国費率を追記してください。

2 また、撤去する施設については備考欄に記載してください。

3 検収または取得年月日の欄への記入内容は、完成年度で記載してください。

4 類似の台帳がある場合にはそれをもつて代えることができます。

4 残存価格算定表

- ・残存価格算定表により処分財産ごと、取得年月日ごとに財産管理台帳を参考に作成する。
 なお、本表の作成は補助金返還を伴う場合(承認基準第10条、第11条第2項)に適用するものとする。

残存価格算定表

事業名		地区名	
財産名		取得価格	
耐用年数		取得年月日	
償却率		経過年数	
償還方法	定率法		
定率法による計算 $\text{残存価格} = \text{取得価格} - (\text{取得価格} \times \text{償却率} \times \text{経過年数})$			
年度			
国庫補助金相当額	残存価格 × 補助率	円 × 50%	= 円
県費相当額	残存価格 × 補助率	円 × 15%	= 円
(注)償却率については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」第四条別表第七による。			計 円

【参 考】

■ 農業集落排水施設の処分制限期間

- (1) 建物（鉄筋コンクリート造）、その他のもの 38年^{※1}
(種類)建物 - (構造又は用途)鉄筋鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造 - (細目)その他のもの
- (2) 処理水槽（鉄筋コンクリート造） 18年^{※2}
(種類)構築物
- (3) 電気設備（照明設備を含む）、その他のもの 15年^{※1}
(種類)建物附属設備 - (構造又は用途)電気設備（照明設備含む。） - (細目)その他のもの
- (4) 機械設備（機械及び装置）、ポンプ施設を含む 5年^{※2}
(種類)機械及び装置
- (5) 管路施設 18年^{※2}
(種類)構築物

※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)(以降、省令)の第一条第一項
(所得税法施行令第六条第一号に掲げる資産)に基づく別表第一による耐用年数

※2 省令の第二条第一項に基づく別表第五による耐用年数

■ 減価償却資産の償却率表（関係分）

耐用 年数	平成24年4月1日 以後取得			平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得			平成19年 4月1日 以後取得	平成19年3月31日 以前取得	
	定率法			定率法			定額法 償却率	旧定額法 償却率	旧定率法 償却率
	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率			
5	0.400	0.500	0.10800	0.500	1.000	0.06249	0.200	0.200	0.369
15	0.133	0.143	0.04565	0.167	0.200	0.03217	0.067	0.066	0.142
18	0.111	0.112	0.03884	0.139	0.143	0.02757	0.056	0.055	0.120
38	0.053	0.056	0.01882	0.066	0.067	0.01393	0.027	0.027	0.059

※平成10年4月1日以後に取得した建物の償却方法は、旧定額法（平成19年4月1日以後取得の建物は定額法）のみとなっている。

■ 農業集落排水関係事業負担割合

事業名	H4まで	H5	H6	H10	H11	H14
農業集落排水事業	50/15/35		50/10/40		50/7.5/42.5	
農業集落排水緊急整備事業（処理場）	—	50/15/35	50/10/40		50/7.5/42.5	
農業集落排水緊急整備事業（管路）	—	0/15/85	0/10/90		0/7.5/92.5	
過疎代行農業集落排水事業（県：1）	—	—	50/25/25			
過疎代行農業集落排水事業（県：2）	—	—	—	—	—	0/16.6/33.4
過疎代行農業集落排水事業（団）	—	—	50/10/40		50/7.5/42.5	
小規模農業集落排水事業	—	—	0/10/90		0/7.5/92.5（H14完）	
農村総合整備モデル事業	50/10/40（H8完）					
農村基盤総合整備事業	50/15/35		50/10/40（H9完）			

事業名	H15	H16	H17	H21～
農業集落排水事業	50/7.5/42.5	50/0/50		
農業集落排水緊急整備事業（処理場）	50/7.5/42.5	50/3.75/46.25（継続のみH17完）		
農業集落排水緊急整備事業（管路）	0/7.5/92.5	0/3.75/96.25（継続のみH17完）		
過疎代行農業集落排水事業（県：1）	50/25/25（H16完）			
過疎代行農業集落排水事業（県：2）	0/16.6/33.4（H16完）			
過疎代行農業集落排水事業（団）	50/7.5/42.5	50/0/50（H16完）		
むらづくり交付金	—	50/0/50		
汚水処理施設整備交付金	—	—	—	50/0/50

事業名	H22	H23	H24	H25～
農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）	50/0/50	—	50/0/50	
地域自主戦略交付金（農業集落排水事業）	—	50/0/50		

※H15新規採択地区からは県費0となっている。

※負担割合の表記：国費／県費／市町村等

5 財産管理台帳

- ・実績報告時に提出した財産管理台帳のコピーを添付する。
※国へ報告した台帳（県費が含まれていないもの）

6 処理場利用計画

- ・廃止となる処理場の利用計画に関する説明資料を添付する。（写真を含む。）
※「5-2 利用計画平面図（事例）」(P41)を参照

7 財産処分スケジュール

- ・財産処分工程表、工程表の説明、関係機関との調整スケジュールを記述する。
※「財産処分工程表」(P18, 22, 28)を参照

8 完了地区調書

- ・完了地区調書を添付する。

■ 下水道等接続説明資料の作成例

1 接続検討書

別添「下水道接続説明資料」(P36～39)

2 計画概要表

事業実施要綱に基づく様式

3 計画一般平面図（できる限りA4又はA3版）

農業集落排水区域のほか下水道との位置関係、接続箇所が明示されている図面

4 農業集落排水整備計画図

事業実施要綱に基づく様式

5 その他説明資料

様式任意（ただし、A4を基本とする）

下水道接続説明資料

都道府県名	
市町村名	
地区名	

年 月

4 関係部局等との調整状況

(1) 下水道部局等の関連機関及び接続に係る関係者との調整経緯

※下水道部局等の関連機関及び接続に係る関係者との調整経緯について時系列的に整理する。

(2) 今後の調整スケジュール

※接続に関する調整スケジュールについて記述する。

(3) 下水道部局等の関連機関及び接続に係る関係者の見解

※当該地区の接続に関して下水道部局等及び受益者の見解について記述する。

- ・ 下水道部局
受入処理場の余裕量、統合する農業集落排水の既設管渠の状態 など
- ・ 道路部局
接続管路埋設のための事前協議 など
- ・ その他関連する機関との必要事項
- ・ 受入処理場に係る自治会等
農業集落排水統合に伴う汚水の受入れ可否 など

(4) 事業推進スケジュール

※スケジュールには農集排、下水道の施設整備のほか、下水道法第4条の事業計画の変更等、接続に当たって必要な手続きのスケジュールを記述する。

(縦に項目、横に年度の表とし、バーチャート等で表現：様式2添付(P39))

農業集落排水施設と下水道との接続検討資料(経済性)

1. 現況施設を継続利用する場合

項目	費用(千円/年)	備考
①-1処理場改築費(躯体工事)	〇,〇〇〇	建設費〇〇,〇〇〇千円÷耐用年数〇年
①-2処理場改築費(機械設備)	〇〇〇	建設費〇〇,〇〇〇千円÷耐用年数〇年
②維持管理費	〇,〇〇〇	〇年度実績
③年間費用(①+②)	〇,〇〇〇	

2. 下水道接続した場合の費用

項目	費用(千円/年)	備考
④接続管路建設費	〇,〇〇〇	建設費〇〇,〇〇〇千円÷耐用年数〇年
⑤接続中継ポンプ施設費	〇,〇〇〇	建設費〇〇,〇〇〇千円÷耐用年数〇年
⑥下水道処理場改築工事費	〇	
⑦下水道処理場維持管理費	〇,〇〇〇	取扱量の増加に伴う費用
⑧年間費用(④+⑤+⑥+⑦)	〇,〇〇〇	

削減額：継続利用③－下水道接続⑧＝〇,〇〇〇(千円/年)

※1 建設費は、事業計画事業費または実態に見合った費用を用いること。

※2 耐用年数は、標準耐用年数、実績どちらを用いてもよいが、接続前、接続後の同一区分については同一年数とする。

※3 標準耐用年数は、「農業集落排水施設におけるストックマネジメントを実践するための機能診断調査要領(案)(平成24年3月31日)」を参考とする。

(様式2)

■ 事業推進スケジュール

都道府県名：

市町村名：

地区名：

区分	事業名	処理区名	項目	H 年度	備考									
農業 排水 施設			事業期間											
			下水道法認可											
			接続予定											
			供用開始											
接続 先下 水道			全体計画策定											
			事業認可											
			事業期間											

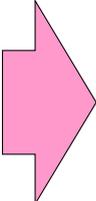
※1 「事業名」は、集排、流域下水道、公共下水道、特環下水道を記入し、関連下水道の場合は〇〇関連と付記。

※2 認可、策定等、時期を記入する項目は当初を◎で記入し、追加、変更等は○で記入。

※3 事業期間は、←→で該期間を記入。

第5章 財産処分した農業集落排水施設の利用計画について

5-1 施設利用の具体的な事例

現 状			利 用 方 法
処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・建物 ・処理水槽 ・機械設備 ・電気設備 ・(用地) 		<ul style="list-style-type: none"> ① 地域資源情報施設（祭事道具等の保管展示） （歴史的文化財の学習室、保管室、展示室、研究室等） ② 防災関連施設（防災備蓄倉庫、防火水槽等） ③ 汚水処理施設関連施設（中継ポンプ場、ポンプ場の制御盤等） ④ 活動拠点施設（農用地利用改善組合） （区民交流センター）（ふるさと納税返礼品倉庫・集荷所） ⑤ 営農関連施設（防除用水槽）（有害鳥獣対策資材置場） （野菜保管庫、有害獣の解体施設）（農業資機材倉庫）
管路施設	・管 渠		① 汚水処理関連施設（引き続き下水道等管路施設として活用）
ポンプ施設	・中継ポンプ等		① 汚水処理関連施設（引き続き下水道等中継ポンプ施設として活用）

【利用計画の記載に係る留意事項】

(1) 建物内の処理室（管理室、フロア室、スクリーン室 等）ごとに利用計画が異なる場合は、処理室ごとの利用計画をすべて明記してください。

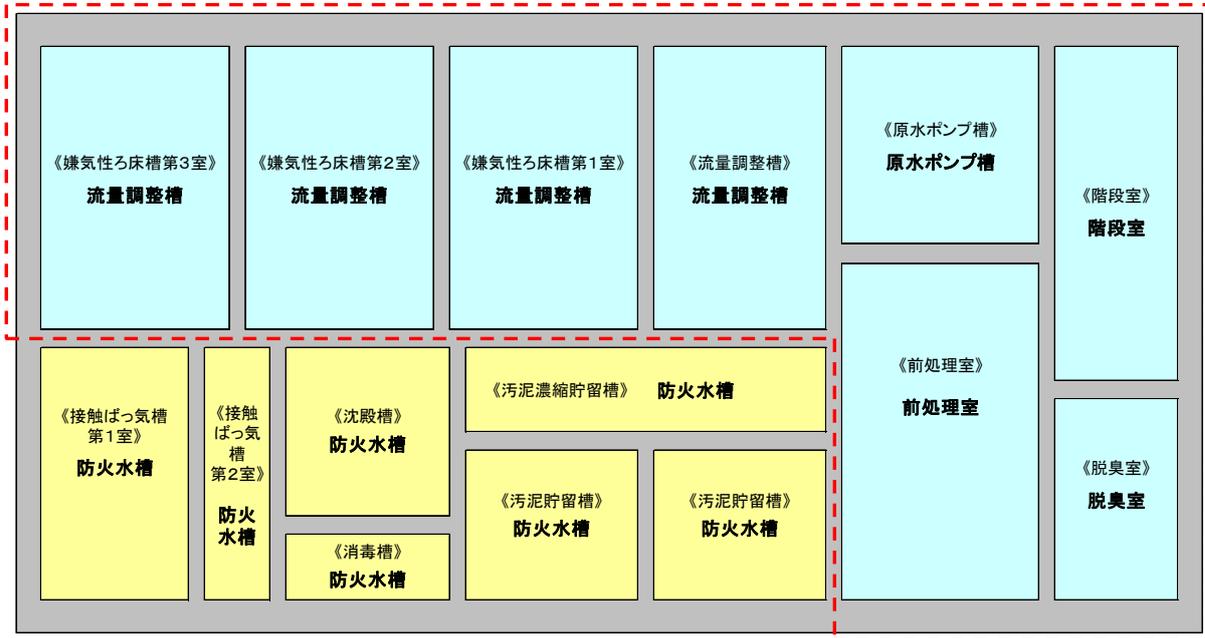
例) 管理室を有害鳥獣対策資材置き場として利用、フロア室及びスクリーン室を有害鳥獣の解体施設として利用 等

(2) 農集排施設の施設用地内に、公共下水道等のマンホールポンプの一部や、その制御盤を設置する場合も、用地の利用計画として明記してください。

5-2 利用計画平面図（事例）

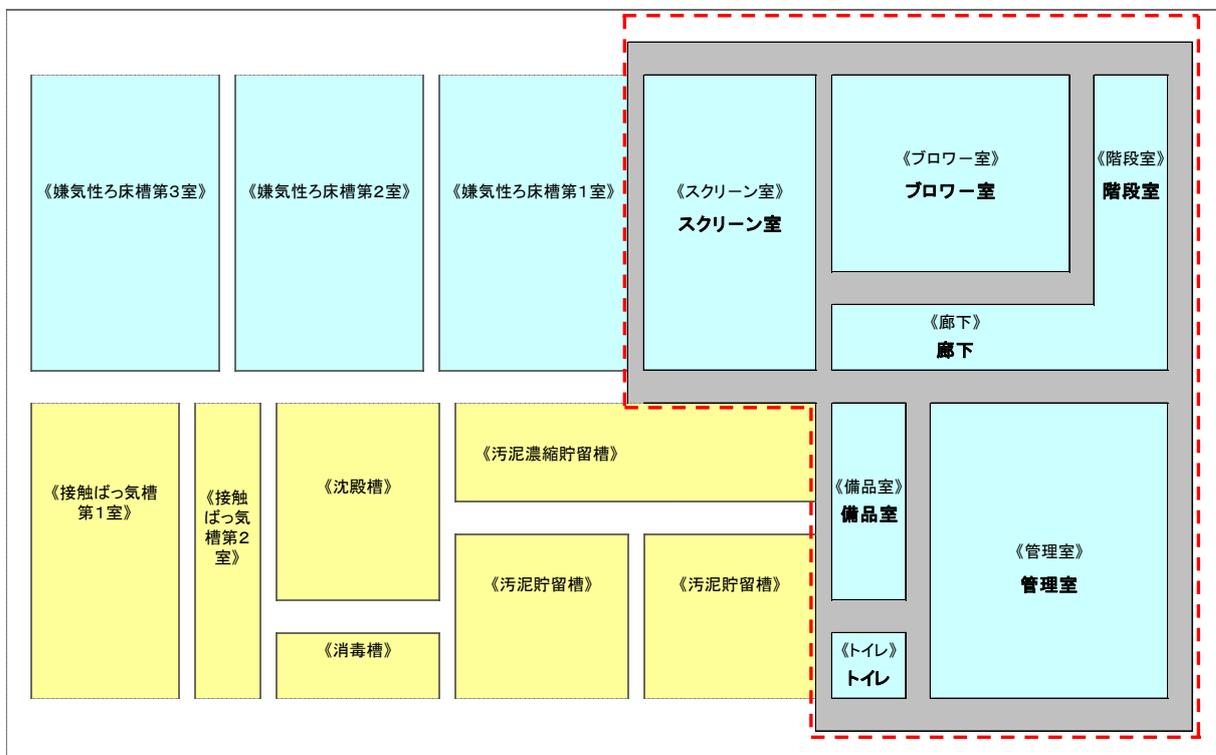
《 A地区処理施設利用計画平面図 JARUS-Ⅲ型(1系列) 》

〈地階〉



公共下水道中継ポンプ施設として利用

〈1階〉



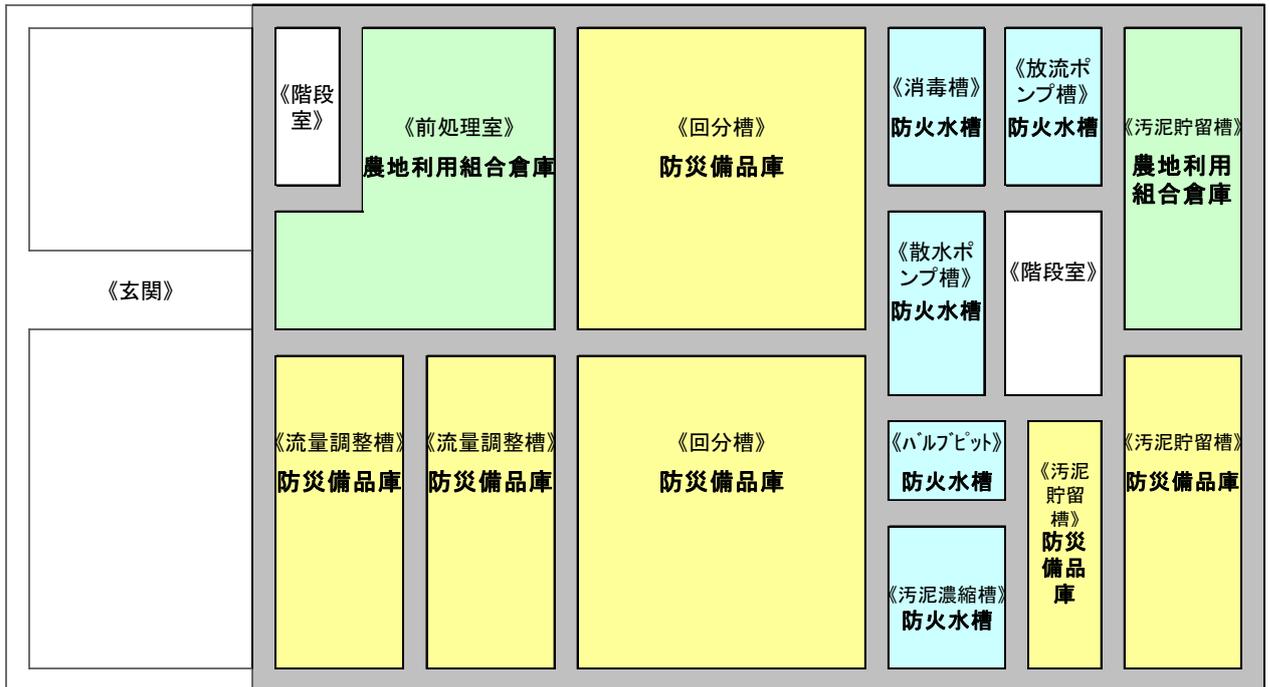
※ 〈 〉書は、農業集落排水施設使用時



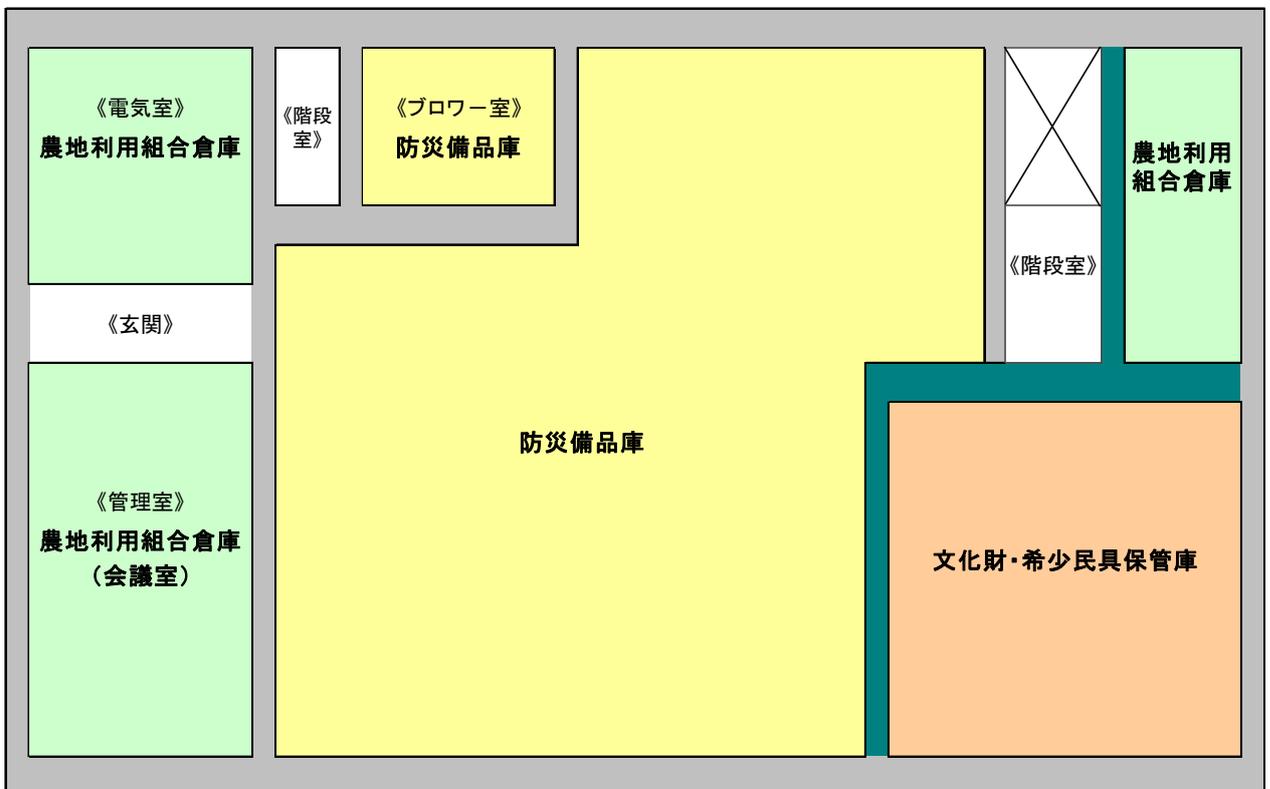
公共下水道中継ポンプ施設として利用

《 B地区処理施設利用計画平面図 JARUS-X I型(回分槽2槽) 》

〈地階〉



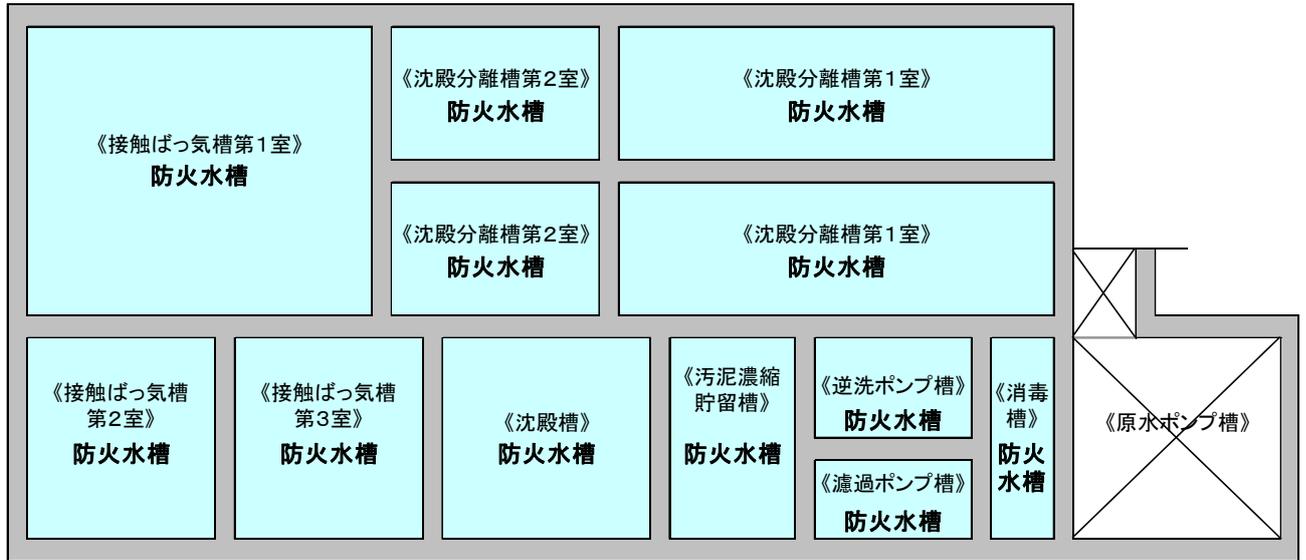
〈1階〉



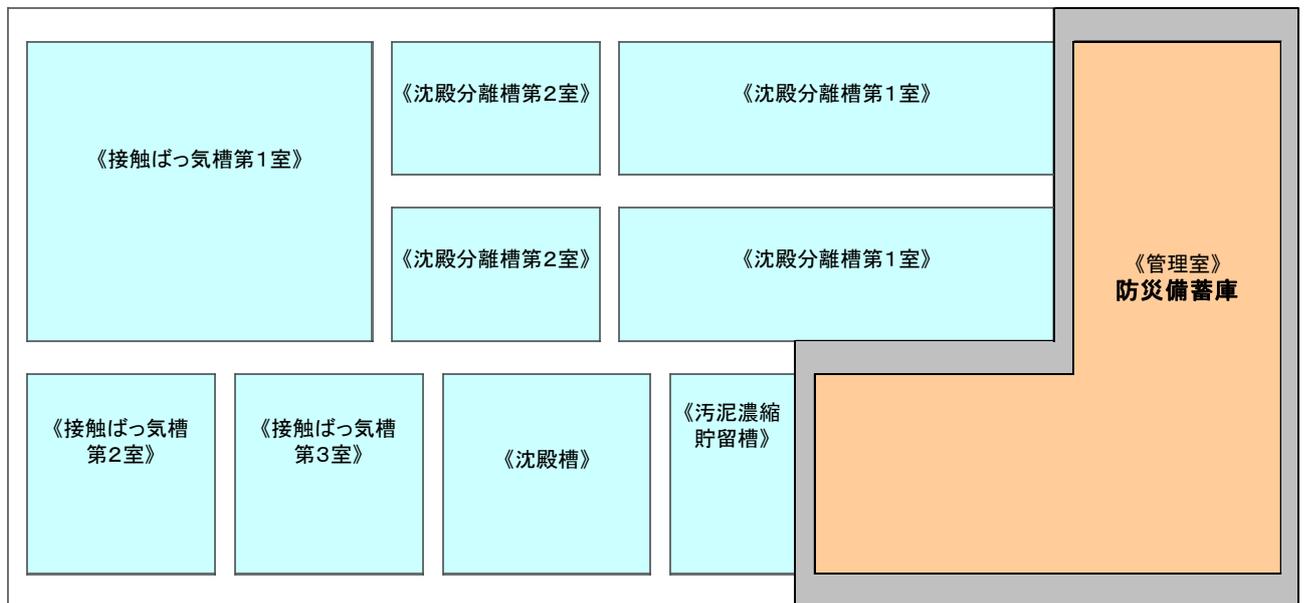
※ 《 》書は、農業集落排水施設使用時

《 C地区処理施設利用計画平面図 JARUS-I型 》

〈地階〉



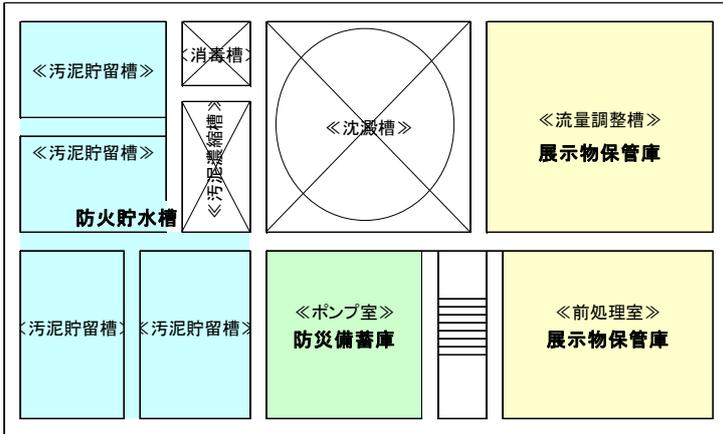
〈1階〉



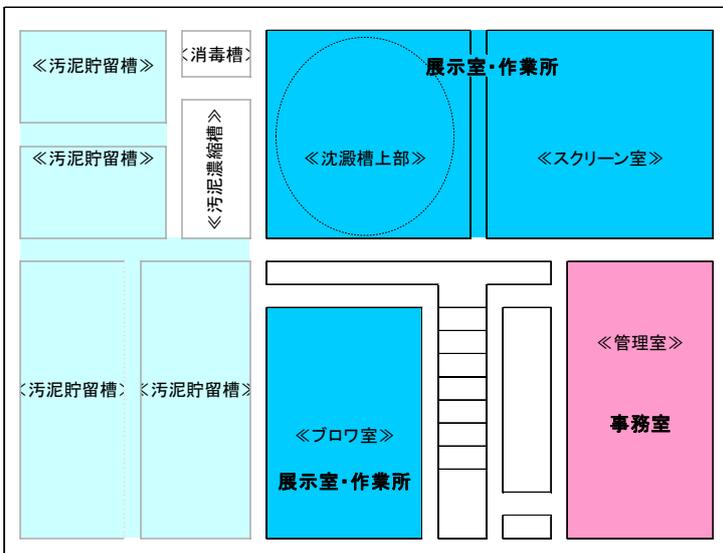
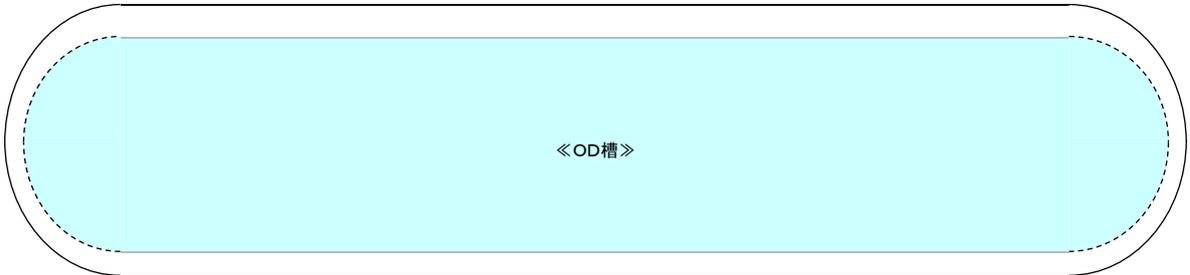
※ 《 》書は、農業集落排水施設使用時

《 D地区処理施設利用計画平面図 OD 》

〈地階〉



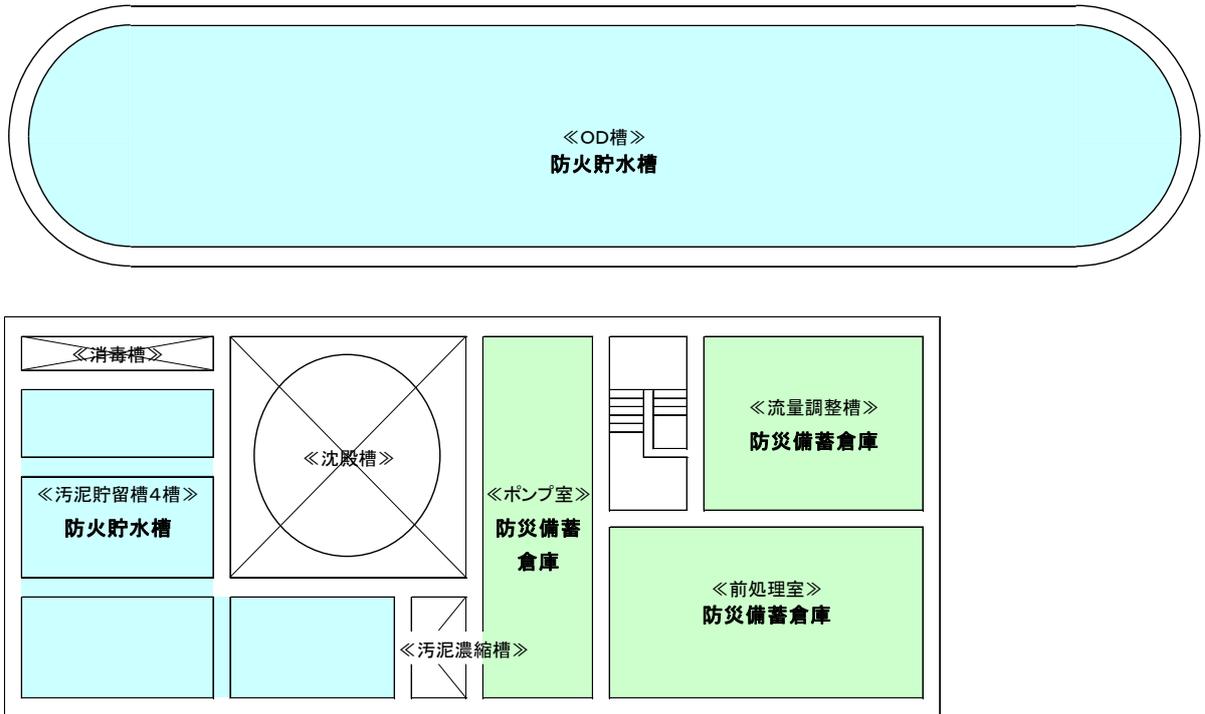
〈1階〉



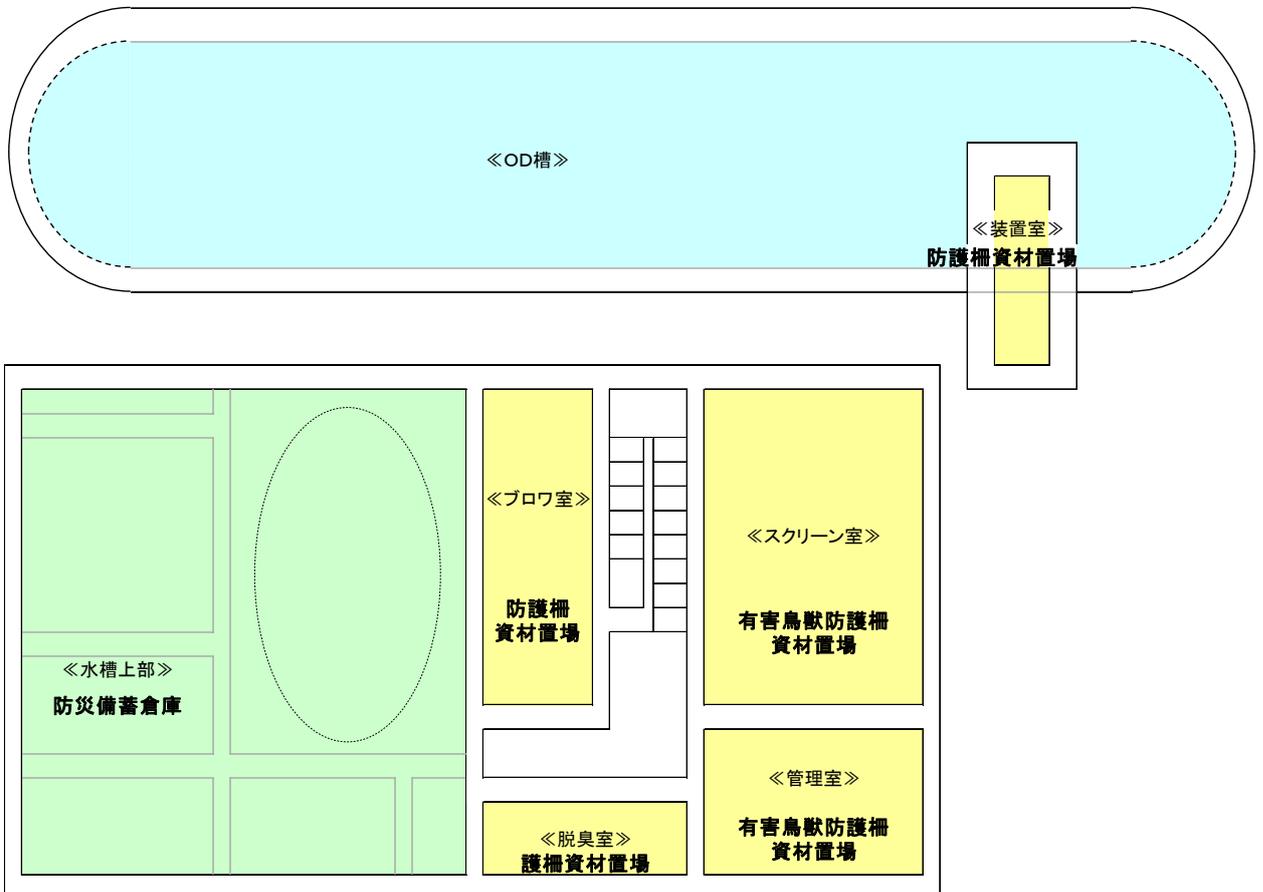
※ 《 》書は、農業集落排水施設使用時

《 E地区処理施設利用計画平面図 OD 》

〈地階〉



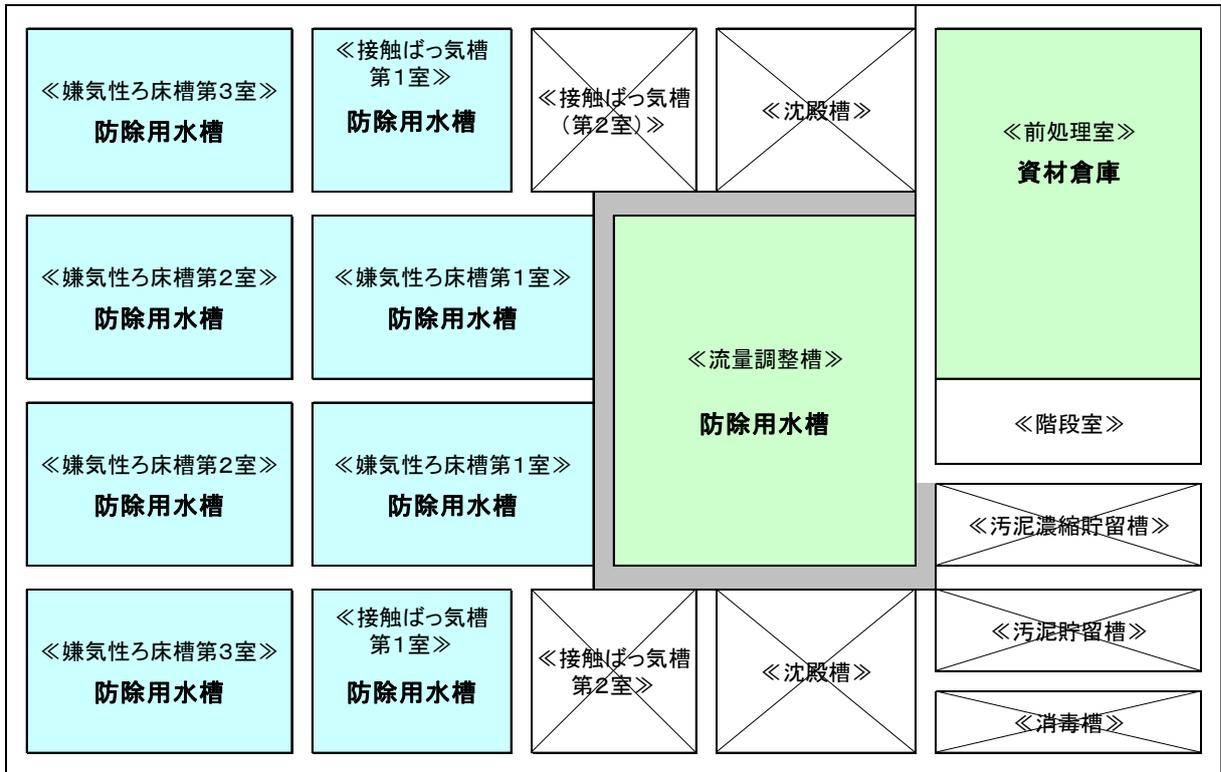
〈1階〉



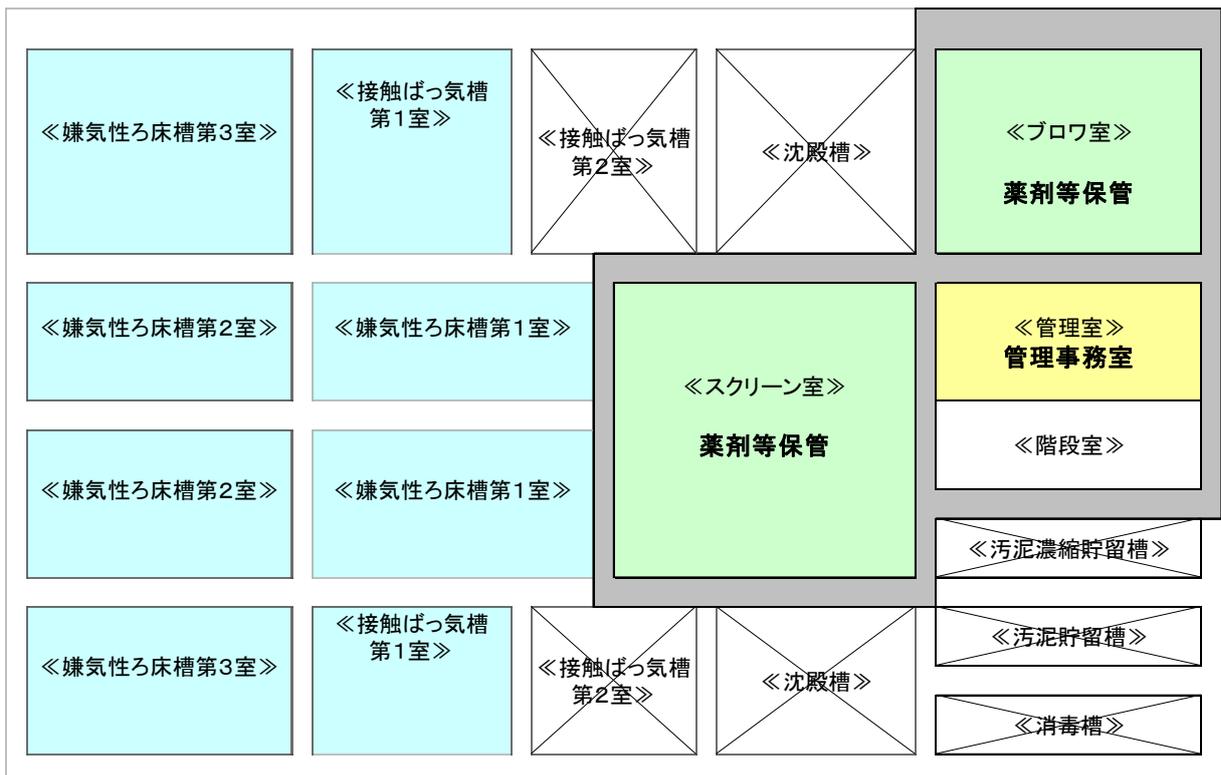
※ 《 》書は、農業集落排水施設使用時

《 F地区処理施設利用計画平面図 JARUS－Ⅲ型(2系列) 》

〈地階〉



〈1階〉



※ 《 》書は、農業集落排水施設使用時

添付 ー 1

【財産の処分等の承認基準通知（農林水産省）】

○ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準
について

平成20年5月23日20経第385号
農林水産省大臣官房経理課長から
大臣官房総務課長、大臣官房企画
評価課長、大臣官房環境バイオマ
ス政策課長、大臣官房国際部長、
大臣官房統計部長、各局（庁）長、
各地方農政局長、北海道農政事務
所長、内閣府沖縄総合事務局長、
北海道知事あて

最終改正 令和5年12月19日5予第1819号

「補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について」（平成20年4月17日
付け20経第112号大臣官房長通知）の趣旨に従い、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく農林水産大臣の承
認に関し、手続等のより一層の弾力化及び明確化を図るため、別紙のとおり承認基
準を定めたので通知する。

なお、下記の通知は、廃止する。

おって、貴管下関係機関、関係団体及び管内都府県に対しては、貴職からこの旨
通知願いたい。

また、市町村に対しても、この旨周知が図られるよう配慮願いたい。

記

- 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」
（平成元年3月31日付け元経第594号大臣官房経理課長通知）
- 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いの特例に
ついて」（平成16年9月7日付け16経第702号大臣官房経理課長通知）
- 「天災等による補助施設の取扱いについて」（平成18年5月29日付け18経第332
号大臣官房経理課長通知）

別紙

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準

(趣旨)

第1条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき農林水産大臣が行う財産処分等の承認の基準及び法第7条第3項の規定に基づき付した交付決定条件に基づき農林水産大臣又は補助事業者等が行う間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認の基準については、この通知に定めるところによる。

(定義)

第2条 この通知の第3条から第7条まで及び第15条において、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 補助対象財産 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条各号に定めるものをいう。
- 二 処分制限期間 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間をいう。
- 三 財産処分 補助対象財産を、補助金等の交付の目的（以下「補助目的」という。）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。
- 四 地域活性化等 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。
- 五 長期利用財産 補助対象財産のうち、補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。

2 補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が補助目的の一部として想定されておらず、補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、補助目的に反しない利用となることから、財産処分には該当せず、本基準に定める手続を経ることを要しない。

(財産処分に係る承認申請等)

第3条 補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、農林水産大臣（法第26条第1項の規定に基づき、事務委任された各地方農政局長、北海道農政事務所長又は内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に申請し、その承認を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表1の処分区分の欄に掲げる内

容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等)

- 第4条 補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分報告書(別紙様式第2号)を農林水産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす(別表2参照)。
- 2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書(別紙様式第3号)により、農林水産大臣に申請し、その承認を受けるものとする。
- 一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合
 - 二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合
- 3 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、別表2の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。
- 4 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由として、補助目的に従った利用により10年を経過していない補助対象財産を財産処分しようとするときには、補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表2に掲げる手続によることができるものとする。

(地方公共団体以外の者が所有する長期利用財産に係る承認申請等)

- 第5条 補助対象財産の所有者が地方公共団体以外の者である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、次の各号によることができる(別表3参照)。
- 一 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合
補助事業者等は、長期利用財産処分報告書(別紙様式第4号)を農林水産大臣に提出することができる。この場合においては、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす。
 - (ア) 自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助目的に従った使用を継続する場合
 - (イ) 本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合
 - (ウ) 農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合
 - (エ) 国又は地方公共団体への無償の譲渡又は貸付けである場合
 - 二 一以外の場合にあつては、補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書(別紙様式第5号)により、農林水産大臣に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 農林水産大臣は、前項第2号の承認をするときは、当該財産処分が地域活性化

等を図るために行われるものであるかどうか、当該補助対象財産に対する地域の需要動向から見て財産処分が適当であるかどうか等について確認し、別表3の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(利用困難財産に係る承認申請等)

第6条 補助対象財産の所有者が、地域活性化等を図るため、次項に掲げる利用困難財産について財産処分(別表4に掲げる財産処分に限る。)しようとするときは、第3条の規定にかかわらず、補助事業者等は、利用困難財産処分承認申請書(別紙様式第6号)により、農林水産大臣に申請し、その承認を求めることができる。ただし、当該財産処分があわせて第4条又は第5条の要件に該当する場合には、第4条又は第5条の手続によるものとする。

2 前項の利用困難財産とは、別表5に掲げる補助事業等により取得し、又は効用の増加した補助対象財産のうち、社会経済情勢の変化等に伴い、当初の補助目的に従った利用が困難となっている建物等(建物と一体的に整備された建物附属施設、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置並びに建物及び建物附属施設に係る用地を含む。以下同じ。)であって、当該建物等を取得し、又は効用の増加した時から、処分制限期間のそれぞれ5分の1に相当する期間(当該5分の1に相当する期間に、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨て、5年に満たない場合は5年とする。以下同じ。)を経過しているものをいう。

ただし、当該期間の経過前であっても、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、前項の規定の適用を受けることができる。

一 補助事業等の開始時には想定し得なかった農林水産物の生産又は需要等の急激な減退により、その利用が著しく減少し、かつ回復の見込みがない程度まで遊休化しているもの

二 農林水産業団体等の統合若しくは合理化又は農業経営の法人化の推進を図るために、早急な財産処分が必要不可欠となっているもの

3 農林水産大臣は、第1項の承認をするときは、当初の補助目的に従った利用が困難となっていること及び前項の要件に該当することについて、利用困難財産処分承認申請書の記載内容により確認し、別表4の処分区分の欄に掲げる内容に応じて、それぞれに対応する承認条件を付した上で承認を行うものとする。

(災害被害財産等に係る承認申請等)

第7条 補助事業者等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきときは、災害報告書(別紙様式第7号。当該補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。)により、農林水産大臣に報告し、

補助関係が終了したことの確認を求めることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、第3条から第6条までのいずれかに従った手続を指示することができる。

(間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認の基準)

第8条 補助事業者等が間接補助金等の交付決定において、間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分について、補助事業者等の承認を受けるべき旨の間接補助条件を付している場合であって、かつ、補助事業者等がその承認を行う場合に、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けるべき旨の補助条件を付している場合の当該財産に係る農林水産大臣又は補助事業者等が行う財産の処分等の承認の基準については、第2条から前条までの規定によらず、次条から第14条までの規定によるものとする。

(定義)

第9条 この通知の第10条から第15条までにおいて、用語の定義は、法の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 間接補助対象財産 間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、法第7条第3項の規定に基づき処分制限の条件が付されたものをいう。

二 処分制限期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間をいう。

三 財産処分 間接補助対象財産を、間接補助金等の交付の目的(以下「間接補助目的」という。)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。

四 地域活性化等 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化をいう。

五 長期利用財産 間接補助対象財産のうち、間接補助目的に従った利用により10年を経過したものをいう。

- 2 間接補助対象財産の一部を利用する場合であって、その利用が間接補助目的の一部として想定されておらず、間接補助対象財産の機能等を損なうことのない場合には、間接補助目的に反しない利用となることから、財産処分には該当せず、本基準に定める手続を経ることを要しない。

(財産処分に係る承認申請等)

第10条 間接補助対象財産の所有者が、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、間接補助事業者等は、財産処分承認申請書(別紙様式第8号)により、

補助事業者等に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、補助事業者等は、別紙様式第15号により申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行うものとする。

- 2 農林水産大臣は、前項の承認をするときは、次の各号に掲げる条件（第2号及び第3号に掲げる条件については、第1号に掲げる条件において国庫納付を承認条件とした場合、第3号に掲げる条件については、間接補助事業者等がさらに財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行う場合に限る。）を付すものとする。
 - (1) 間接補助事業者等に対し、別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じてそれぞれに対応する承認条件を付すこと（間接補助事業者等がさらに財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行う場合は、当該条件に代えて、間接補助事業者等に対し、財産処分を行う間接補助事業者等に対し別表1の処分区分の欄に掲げる内容に応じてそれぞれに対応する承認条件を付すことを条件として付すこと。）
 - (2) 間接補助事業者等から納付を受けた額の国庫補助金等相当額を国庫納付すること
 - (3) 間接補助事業者等に対し、財産処分を行う間接補助事業者等から納付を受けた額の補助金等相当額を納付することを条件として付すこと
 - (4) 間接補助事業者等に対し、第1号及び第3号により付した条件を履行させる上で必要な措置をとること

（地方公共団体が所有する長期利用財産に係る承認申請等）

第11条 間接補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第10条の規定にかかわらず、間接補助事業者等は、長期利用財産処分報告書(別紙様式第9号)を補助事業者等に提出することができる。この場合において、補助事業者等は、受領した報告書を別紙様式第16号により農林水産大臣に提出するものとし、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす（別表2参照）。

- 2 次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、間接補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第10号）により、補助事業者等に申請し、その承認を受けるものとする。この場合において、補助事業者等は、別紙様式第15号により申請し、農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行うものとする。
 - 一 財産処分が有償の譲渡又は貸付けである場合
 - 二 当該財産処分により、前号に掲げる場合以外の収益が見込まれる場合
- 3 第10条第2項の規定は、別表1を別表2に読み替えた上で、農林水産大臣が前項の承認をする場合に準用する。
- 4 市町村合併により、合併後の新市町村において類似施設が複数あることを理由

として、間接補助目的に従った使用により10年を経過していない間接補助対象財産を財産処分しようとするときには、間接補助事業者等は、前項までの規定にかかわらず、別表2に掲げる手続によることができるものとする。

- 5 第1項の長期利用財産処分報告書（別紙様式第9号）の提出を受けた補助事業者等は、処分の理由及び今後の利用方法等を確認し、地域活性化等を図るためのものであるか等の処分の妥当性を判断するものとし、長期利用財産処分報告書（別紙様式第16号）に意見を付して農林水産大臣に報告するものとする。このうち、補助事業者等が都道府県の場合にあっては、農林水産大臣は、当該処分が妥当である旨の都道府県の判断をもって報告書を受理するものとする。

（地方公共団体以外の者が所有する長期利用財産に係る承認申請等）

第12条 間接補助対象財産の所有者が地方公共団体以外の者である場合において、地域活性化等を図るため、長期利用財産を財産処分しようとするときは、第10条の規定にかかわらず、次の各号によることができる（別表3参照）。

一 次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する場合

間接補助事業者等は、長期利用財産処分報告書（別紙様式第11号）を補助事業者等に提出することができる。この場合において、補助事業者等は、受領した報告書を別紙様式第16号により農林水産大臣に提出するものとし、農林水産大臣による報告書の受理をもって、農林水産大臣の承認があったものとみなす。

（ア）自己の責任において当該間接補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、間接補助目的に従った使用を継続する場合

（イ）本来の間接補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合

（ウ）農林水産省が現在実施している補助事業等又は間接補助事業等で取得可能な補助対象財産又は間接補助対象財産として自ら使用する場合

（エ）国又は地方公共団体への無償の譲渡又は貸付けである場合

二 一以外の場合にあっては、間接補助事業者等は、長期利用財産処分承認申請書（別紙様式第12号）により、補助事業者等に申請し、その承認を受けるものとする。この場合において、補助事業者等は、別紙様式第15号により農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行うものとする。

- 2 第10条第2項の規定は、別表1を別表3に読み替えた上で、農林水産大臣が前項第2号の承認をする場合に準用するものとし、農林水産大臣は、承認に当たり、当該財産処分が地域活性化等を図るために行われるものであるかどうか、当該間接補助対象財産に対する地域の需要動向から見て財産処分が適当であるかどうか等について確認するものとする。

（利用困難財産に係る承認申請等）

第13条 間接補助対象財産の所有者が、地域活性化等を図るため、次項に掲げる

利用困難財産について財産処分（別表4に掲げる財産処分に限る。）しようとするときは、第10条の規定にかかわらず、間接補助事業者等は、利用困難財産処分承認申請書（別紙様式第13号）により、補助事業者等に申請し、その承認を求めることができる。この場合において、補助事業者等は、別紙様式第15号により農林水産大臣の承認を受けた上で承認を行うものとする。ただし、当該財産処分があわせて第11条又は第12条の要件に該当する場合には、第11条又は第12条の手続によるものとする。

2 前項の利用困難財産とは、別表5に掲げる補助事業等により交付を受けて実施した間接補助事業等により取得し、又は効用の増加した間接補助対象財産のうち、社会経済情勢の変化等に伴い、当初の間接補助目的に従った利用が困難となっている建物等であって、当該建物等を取得し、又は効用の増加した時から、処分制限期間のそれぞれ5分の1に相当する期間を経過しているものをいう。

ただし、当該期間の経過前であっても、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、前項の規定の適用を受けることができる。

一 間接補助事業等の開始時には想定し得なかった農林水産物の生産又は需要等の急激な減退により、その利用が著しく減少し、かつ回復の見込みがない程度まで遊休化しているもの

二 農林水産業団体等の統合若しくは合理化又は農業経営の法人化の推進を図るために、早急な財産処分が必要不可欠となっているもの

3 第10条第2項の規定は、別表1を別表4に読み替えた上で、農林水産大臣が第1項の承認をする場合に準用するものとし、農林水産大臣は、承認に当たり、当初の間接補助目的に従った利用が困難となっていること及び前項の要件に該当することについて、利用困難財産処分承認申請書（別紙様式第15号）により確認するものとする。

（災害被害財産等に係る承認申請等）

第14条 間接補助事業者等は、天災又は自己の責に帰さない事由による火災等により利用することが困難となった間接補助対象財産について、復旧が不可能であると判断した場合であって、当該財産処分に係る収益がないことが明らかなきは、災害報告書（別紙様式第14号。当該間接補助事業等の補助金交付要綱等に報告の様式についての定めがある場合には、当該様式による。）により、補助事業者等に報告し、補助関係が終了したことの承認を求めることができる。この場合において、補助事業者等は、受領した報告書を別紙様式第17号により農林水産大臣に報告し、補助関係が終了したことの承認を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の報告書の記載内容が事実と相違ないと判断できる場合には、補助関係の終了の確認を行うものとする。ただし、災害報告書に記載されている復旧が不可能との判断に疑義がある場合には、補助事業者等を通じて間接補助事業者等に対し、第10条から第13条までのいずれかに従った手続を指示することができる。

(その他)

- 第15条 農林水産大臣は、第3条から第7条まで及び第10条から第14条までの規定により補助事業者等から受けた申請又は報告について、承認に必要な記載内容の確認が困難な場合は、追加資料の提出を求めることができる。
- 2 農林水産大臣は、補助対象財産又は間接補助対象財産の譲渡相手方が、農林水産省の補助事業等又は間接補助事業等により同種の補助事業等又は間接補助事業等を申請している場合には、補助事業等又は間接補助事業等の採択について適切に対応しなければならない。
- 3 補助対象財産又は間接補助対象財産の所有者が、第4条から第6条まで及び第11条から第13条までの規定に基づき承認を受けた財産処分と同種の財産の取得を農林水産省の補助事業等又は間接補助事業等により計画した場合にあっては、農林水産大臣は、同種財産に対する地域の需要動向に照らして、補助事業等又は間接補助事業等の採択について慎重に検討しなければならない。
- 4 第4条第1項及び第5条第1項第1号並びに第11条第1項及び第12条第1項第1号の規定により報告書の受理をもって農林水産大臣の承認とみなすことができる財産処分の範囲については、それぞれの補助事業等又は間接補助事業等の特性に応じ、補助金交付要綱等において定めることができる。
- 5 農林水産大臣は、必要に応じ、第4条から第6条まで及び第11条から第13条までの規定に基づき承認を行った補助対象財産又は間接補助対象財産の利用状況について、補助事業者等から報告を求めることができる。
- 6 補助対象財産の所有者が、第3条から第6条までの規定による財産処分の承認後、当該承認若しくは報告に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより補助目的に従った補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、補助事業者等は、速やかに農林水産大臣にその旨を報告し、指示を受けなければならない。
- 7 間接補助対象財産の所有者が、第10条から第13条までの規定による財産処分の承認後、当該承認若しくは報告に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、間接補助事業者等は、速やかに補助事業者等にその旨を報告し、指示を受けなければならない。この場合において、補助事業者等は、農林水産大臣の指示を受けた上で、指示を行わなければならない。
- 8 地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定等により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。

附 則（平成23年8月31日付け23経第815号）
この通知は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付け28予第2458号）
この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日付け29予第2334号）
この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月31日付け元予第539号）
この通知による改正前の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第3条第2項又は第10条第2項及び別表1に基づき、補助対象財産又は間接補助対象財産を担保に供することについて国庫納付を承認条件として付さずに承認を行った財産（補助金等交付事務の取扱いについて（昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知）9（1）により補助事業者の承認を受けたものとされた財産を含む）に係る、担保権が実行される際の当該財産の処分の承認の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月25日付け2予第1868号）
この通知は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日付け2予第2731号）
この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日付け3予第657号）
この通知は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月13日付け3予第1107号）
この通知は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日付け3予第1774号）
この通知は、令和3年12月24日から施行する。

附 則（令和4年5月27日付け4予第359号）
この通知は、令和4年5月27日から施行する。

附 則（令和4年12月9日付け4予第1627号）
この通知は、令和4年12月9日から施行する。

附 則（令和5年3月31日付け4予第2461号）

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月1日付け5予第1131号）
この通知は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和5年12月19日付け5予第1819号）
この通知は、令和5年12月19日から施行する。

別表1 (第3条及び第10条関係)

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	備 考	
目的外使用	補助目的に従った補助対象財産の使用を継続する場合	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注1))	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。 (注4)なお、許認可等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益(収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、補助対象財産の遊休期間(農閑期等当該補助対象財産を使用しない期間をいう。以下同じ。)内に一時使用する場合、承認までに他の法令に基づく許認可等を受けることが明らかであり、補助対象財産が有する本来の能力の未活用部分について、収益を得ることなく使用する場合 (注3)又は自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない	
	補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合	道路拡張等により取り壊す場合 上記以外の場合	国庫納付	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
	有 償	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注2))	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ譲渡し、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に譲渡する場合
無 償	国庫納付 (ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注2))	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。		
交 換	下取交換の場合	補助対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること			
	下取交換以外の場合	交換差益額を国庫納付、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が補助条件を承継すること	交換差益額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	原則、交換により差損が生じない場合に限る。	
貸付け	有 償 (遊休期間内の一時貸付け)	収益について国庫納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。		
	無 償 (遊休期間内の一時貸付け)	本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと			
	長期間(1年以上)の貸付け	国庫納付(ただし、備考の場合は国庫納付は不要とし、当該補助対象財産の利用状況を報告すること(注2))	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)なお、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第37条の2の規定により認定を受けた場合は、貸付けにより生じる収益(貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	以下のいずれかに該当し、補助対象財産の処分制限期間の残期間内、補助条件を承継する場合は、国庫納付を要しない。 ア 補助対象財産の所有者の法人化に伴い、当該補助対象財産を設立された法人へ長期間貸付けし、経営に同一性・継続性が認められる場合 イ 補助対象財産を所有する法人が、事業の効率化等による収益力の向上を図るため、当該補助対象財産を当該法人が議決権の過半数を有する別法人に長期間貸付けする場合	
担 保	補助残融資又は補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合	担保権が実行される場合は国庫納付、かつ、本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)	(注5)	

- (注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間（又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
- (注2) 譲渡相手方又は貸付けた者が、財産処分の承認時に定められた報告期間（処分制限期間の残期間内）につき当該補助対象財産の利用状況を報告すること。
- (注3) 他の法令に基づく許認可等(*)を受けた場合には、当該許認可等を証する書類の写しを承認前に提出すること。
(*)許認可等とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する許認可等をいう。
- (注4) 時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。
- (注5) 第10条により担保に係る承認を受けた担保権が実行された場合は、財産処分を行う間接補助事業者等に対し承認を行った補助事業者等又は間接補助事業者等は、国庫納付額の納付を求める上で必要な措置（法的措置を含む）をとるものとし、必要な措置をとったにもかかわらず国庫納付額の一部又は全部の納付を受ける可能性が無くなった場合は、それまでに納付を受けた補助金等の額の国庫補助金等相当額の国庫納付をもって、当該承認に当たって補助事業者等に対し付した条件の履行が完了したのものとして取り扱うこととする。
- (備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。
- (備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。
- (備考3) 農林水産大臣は、上記の処分区分又は承認条件により難しい事情があると認める場合には、他の条件を付すことができる。
- (備考4) 第10条により本表を適用する場合は、「補助目的」を「間接補助目的」に、「補助対象財産」を「間接補助対象財産」に、「補助条件」を「間接補助条件」に、それぞれ読み替えるものとする。

別表2（第4条及び第11条関係）

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	適用条項
目的外使用	収益がない場合	—		第1項による報告
	収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請
譲 渡	無 償	—		第1項による報告
	有 償	国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注）	第2項による申請
貸付け	無 償	—		第1項による報告
	有 償	国庫納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第2項による申請
市町村合併に伴うもので補助目的に従った利用により10年を経過していないもの	市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく市町村建設画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく合併市町村基本計画に基づいて財産処分される場合	収益がない場合	—	第1項による報告
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	上記以外の場合（農林水産大臣が適当であると個別に認めるものに限る。）	収益がない場合	—	第2項による申請
		収益が見込まれる場合	国庫納付	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。

（注）時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。

（備考1）上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

（備考2）国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

（備考3）第11条により本表を適用する場合は、「補助目的」を「間接補助目的」に読み替えるものとする。

別表3 (第5条及び第12条関係)

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	適用条項		
目的 外用	補助目的に従った補助対象財産の使用を継続する場合	自己の責任において当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助目的に従った使用を継続する場合	—	第1項第1号による報告		
		本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内において、他の目的に自ら使用する場合	—	第1項第1号による報告		
	補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合	農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合	※当該財産の利用計画等を変更し、利用状況を報告(報告書に記載)		第1項第1号による報告	
		他の施設に機能を移転したうえで、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資する目的で自ら使用する場合又は取り壊す場合	収益がない場合	移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)		第1項第2号による申請
			収益が見込まれる場合	国庫納付、かつ、移転先施設の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請
上記以外の場合		国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注3)	第1項第2号による申請		
譲渡	有 償	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として譲渡する場合	国庫納付、かつ、当該財産の利用状況を報告すること(注2)	以下のア又はイのいずれか低い金額を国庫納付する。 ア) 譲渡契約額に国庫補助率を乗じた金額 イ) 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額 譲渡契約額 - {残存簿価又は時価評価額 × 補助事業実施主体の負担割合 (1 - 国庫補助率)} (注3)	第1項第2号による申請	
			—		第1項第1号による報告	
	無 償	譲渡先が国又は地方公共団体の場合	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として譲渡する場合	当該財産の利用状況を報告すること(注2)		第1項第2号による申請
			農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産以外の財産として譲渡する場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注3)	第1項第2号による申請
	上記以外の場合		国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注3)	第1項第2号による申請	

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	適用条項		
貸 付 け	有 償	一定期間を定め、貸付期間の満了後は、補助目的に従った補助対象財産の使用を行う場合	国庫納付	貸付けにより生じる収益（貸付けによる収入から管理費その他の貸付けに要する費用を差し引いた額）に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。	第1項第2号による申請	
	無 償	貸付先が国又は地方公共団体の場合	—		第1項第1号による報告	
		貸付先が国又は地方公共団体以外の場合	補助条件を承継する場合	当該財産の利用状況を報告すること（注2）		第1項第2号による申請
			補助条件を承継しない場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注3）	第1項第2号による申請
	上記以外の場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。（注3）	第1項第2号による申請		

- (注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間（又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間）につき当該財産（又は施設）の利用状況を報告すること。
- (注2) 譲渡又は貸付け相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間（処分制限期間の残期間内）につき当該財産の利用状況を報告すること。
- (注3) 時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額－{残存簿価又は時価評価額×補助事業実施主体の負担割合（1－国庫補助率）}」を「譲渡契約額－{残存簿価×補助事業実施主体の負担割合（1－国庫補助率）}」に、「残存簿価又は時価評価額のいずれか低い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。
- (備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。
- (備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。
- (備考3) 第12条により本表を適用する場合は、「補助目的」を「間接補助目的」に、「補助対象財産」を「間接補助対象財産」に、「農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産」を「農林水産省が現在実施している補助事業等又は間接補助事業等で取得可能な補助対象財産又は間接補助対象財産」に、「補助条件」を「間接補助条件」に、「補助事業実施主体」を「間接補助事業実施主体」に、それぞれ読み替えるものとする。

別表4 (第6条及び第13条関係)

処 分 区 分		承認条件	国庫納付額	
目的 外 使 用	補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合	農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合	当該財産の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)	
	他の財産に機能を移転したうえで、農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産以外の財産として自ら使用する場合又は取り壊す場合	収益がない場合で、注2に掲げる要件をすべて満たすとき	移転先財産の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)	
		収益が見込まれる場合で、注2に掲げる要件をすべて満たすとき	国庫納付、かつ、移転先財産の利用計画等を変更し、利用状況を報告すること(注1)	財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。
	上記以外の場合		国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)
譲渡	有 償	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として譲渡する場合	国庫納付、かつ、当該財産の利用状況を報告すること(注3)	以下のア又はイのいずれか低い金額を国庫納付する。 ア) 譲渡契約額に国庫補助率を乗じた金額 イ) 残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助事業実施主体の負担割合を乗じた額を譲渡契約額から差し引いた金額 $\left[\begin{array}{l} \text{譲渡契約額} - \{ \text{残存簿価又は時価評価額} \times \text{補助事業実施主体の負担割合} \\ (1 - \text{国庫補助率}) \} \end{array} \right]$ (注4)
		農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産以外の財産として譲渡する場合	国庫納付	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)
	無 償	補助条件を承継する場合又は農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として譲渡する場合	当該財産の利用状況を報告すること(注3)	
		農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産以外の財産として譲渡する場合	国庫納付	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を国庫納付する。(注4)

(注1) 財産処分の承認時に定められた報告期間(又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間)につき当該財産の利用状況を報告すること。

(注2)

- (1) 当該財産を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。
- (2) 当該財産を農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な他の補助対象財産として利用することが困難であること。
- (3) 当該処分(取り壊しの場合はその跡地利用を含む)が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資するものであること。
- (4) 補助事業等で整備した財産に機能を移転する場合には、当該機能移転先財産における補助事業等の遂行に支障を来さないこと。
- (5) 当該財産の事業内容、財産処分の内容、(1)～(4)の事項について広報誌等により公表すること。(なお、この場合、地方農政局等のホームページに掲載する。)

(注3) 譲渡相手方が、財産処分の承認時に定められた報告期間(処分制限期間の残期間内)につき当該財産の利用状況を報告すること。

(注4) 時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」を「残存簿価」に、「譲渡契約額 - {残存簿価又は時価評価額 × 補助事業実施主体の負担割合 (1 - 国庫補助率)}」を「譲渡契約額 - {残存簿価 × 補助事業実施主体の負

担割合（1－国庫補助率}」に、「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額」を「譲渡契約額又は残存簿価のいずれか高い金額」に読み替えることができる。

(備考1) 上記の返還金算定方式による国庫補助金相当額の返還の上限は、処分する補助対象財産に係る国庫補助金等の支出額とする。

(備考2) 国庫補助率については、確定補助率と国庫補助率が異なる場合は確定補助率の数値を用いること。

(備考3) 第13条により本表を適用する場合は、「補助目的」を「間接補助目的」に、「農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産」を「農林水産省が現在実施している補助事業等又は間接補助事業等で取得可能な補助対象財産又は間接補助対象財産」に、「補助条件」を「間接補助条件」に、「補助対象財産」を「間接補助対象財産」に、「補助事業実施主体」を「間接補助事業実施主体」に、「補助事業等で整備した財産」を「間接補助事業等で整備した財産」に、「補助事業等の遂行」を「間接補助事業等の遂行」に、それぞれ読み替えるものとする。

別表5（第6条及び第13条関係）

補助事業名	事業実施年度		備考
	始期	終期	
沖縄振興公共投資交付金（うち農山漁村地域整備に関する事業（農業農村基盤整備事業（土地改良施設及び農業集落排水施設を除く。）、森林居住環境整備事業、地域水産物供給基盤整備事業、漁港環境整備事業及び漁村再生交付金事業に限る。）、農山漁村活性化対策整備に関する事業（土地改良施設を除く。）、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業及び沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業（経営確立促進調査事業を除く。）に限る。）	平成24年度		大臣官房、 新事業・食品産業部、 農産局、 畜産局、 農村振興局、 林野庁、 水産庁
畜産バイオマス地産地消緊急対策事業交付金	令和元年度	令和元年度	大臣官房
畜産バイオマス地産地消対策事業	令和2年度	令和2年度	大臣官房
福島再生加速化交付金（うち農山村地域復興基盤総合整備事業（土地改良施設、農業集落排水施設を除く。）及び農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業（土地改良施設を除く。）に限る。）	平成26年度		大臣官房
バイオマス地域利活用整備交付金	平成23年度	平成23年度	大臣官房
地域バイオマス産業化整備事業	平成25年度	平成28年度	大臣官房
地域バイオマス利活用施設整備事業	平成29年度	平成29年度	大臣官房
東日本大震災復興交付金（うち農山漁村地域復興基盤総合整備事業（土地改良施設及び農業集落排水施設を除く。）、農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（土地改良施設を除く。）、漁港施設機能強化事業及び水産業共同利用施設復興整備事業に限る。）	平成23年度	令和2年度	大臣官房
東日本大震災復興推進事業（うち安全・安心な農業生産回復事業及び津波被災地域における海岸防災林の活用を推進するための調査事業を除く。）	平成23年度	令和2年度	大臣官房
みどりの食料システム戦略緊急対策事業（うちみどりの食料システム戦略緊急対策交付金に限る。）	令和3年度		大臣官房
みどりの食料システム戦略緊急対策事業（うちみどりの食料システム戦略緊急対策交付金に限る。）	令和4年度		大臣官房
食料産業・6次産業化整備交付金	平成30年度	令和4年度	農村振興局
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（うち農業・食品産業強化対策整備交付金及び農業・食品産業強化対策推進交付金のうち直接採択事業に限る。）	令和元年度	令和3年度	新事業・食品産業部、 農産局、 畜産局
強い農業づくり総合支援交付金（うち農業・食品産業強化対策整備交付金及び農業・食品産業強化対策推進交付金に限る。）	令和4年度		新事業・食品産業部、 農産局、 畜産局
農畜産物輸出拡大施設整備事業	平成27年度		新事業・食品産業部、 農産局、 畜産局
農産物等輸出拡大施設整備事業	令和3年度		新事業・食品産業部、 農産局
強い農業づくり交付金	平成17年度	平成30年度	新事業・食品産業部、 農産局、 畜産局、 経営局
物流革新に向けた生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化総合対策事業	令和5年度		新事業・食品産業部
卸売市場施設災害復旧事業	平成23年度	平成23年度	新事業・食品産業部
未来を切り拓く6次産業創出推進事業	平成23年度	平成24年度	新事業・食品産業部
未来を切り拓く6次産業創出事業	平成23年度	平成24年度	新事業・食品産業部
東日本大震災復興・復興農山漁村6次産業化対策整備事業	平成23年度	平成24年度	新事業・食品産業部
地域自主戦略交付金（うち農山漁村地域整備に関する事業（農業農村基盤整備事業（土地改良施設、農業集落排水施設及び林業集落排水施設並びに漁村生活環境基盤施設を除く。）、森林居住環境整備事業、地域水産物供給基盤整備事業、漁港環境整備事業及び漁村再生交付金事業に限る。）、農山漁村活性化対策整備に関する事業（土地改良施設を除く。）、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業及び森林整備・林業等振興整備に関する事業に限る。）	平成23年度	平成24年度	新事業・食品産業部、 農産局、 畜産局、 農村振興局、 林野庁、 水産庁
東日本大震災農業生産対策交付金	平成23年度	令和2年度	新事業・食品産業部、 農産局、 畜産局、 経営局
新産業創出推進事業	平成24年度	平成24年度	新事業・食品産業部

補助事業名	事業実施年度		備考
	始期	終期	
新産業創出事業	平成24年度	平成24年度	新事業・食品産業部
農山漁村再生可能エネルギー導入事業	平成24年度	平成24年度	新事業・食品産業部
6次産業化整備支援事業	平成25年度	平成25年度	新事業・食品産業部
緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	平成25年度	平成26年度	新事業・食品産業部
6次産業化ネットワーク活動整備交付金	平成25年度	平成29年度	新事業・食品産業部
6次産業化ネットワーク活動整備事業	平成26年度	平成26年度	新事業・食品産業部
消費・安全対策交付金	平成17年度		消費・安全局
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業	令和元年度		輸出・国際局
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	令和2年度		輸出・国際局
産地生産基盤パワーアップ事業	令和元年度		農産局
持続的生産強化対策事業	令和元年度		農産局、畜産局
加工施設再編等緊急対策事業	平成27年度		農産局、畜産局
福島県高付加価値産地展開支援事業	令和3年度		農産局、畜産局
農地耕作条件改善事業	平成28年度		農産局、農村振興局
畑作構造転換事業	平成29年度		農産局
持続的畑作生産体系確立緊急対策事業	令和3年度		農産局
持続的畑作生産体系確立緊急支援事業	令和4年度		農産局
持続的畑作生産体制確立緊急支援事業	令和5年度		農産局
甘味資源作物生産性向上緊急対策事業	令和2年度		農産局
甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業	令和4年度		農産局
生産環境総合対策事業	平成22年度	平成26年度	農産局
産地活性化総合対策事業	平成22年度	平成30年度	農産局、畜産局
葉たばこ作付転換緊急対策事業	平成23年度	平成23年度	農産局
葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業	令和3年度	令和3年度	農産局
戦略作物生産拡大関連施設整備緊急事業	平成23年度	平成23年度	農産局
さとうきび等安定生産体制緊急確立事業	平成24年度	平成24年度	農産局
産地再生関連施設整備緊急事業	平成24年度	平成24年度	農産局、畜産局
輸出対応型生産・出荷施設整備緊急事業	平成24年度	平成24年度	農産局、畜産局
次世代施設園芸導入加速化支援事業	平成25年度	平成28年度	農産局
甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業	平成26年度	平成26年度	農産局
甘味資源作物産地強化緊急対策事業	平成27年度	平成27年度	農産局
産地リスク軽減技術総合対策事業	平成27年度	平成28年度	農産局
産地パワーアップ事業	平成27年度	平成30年度	農産局
甘味資源作物等産地確立緊急対策事業	平成28年度	平成28年度	農産局
品目別輸出促進緊急対策事業（うち、農産物輸出コスト低減対策特別支援事業に限る。）	平成28年度	平成28年度	農産局
オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業	平成28年度	平成30年度	農産局
甘味資源作物生産性向上緊急対策事業	平成29年度	平成29年度	農産局
次世代施設園芸拡大支援事業	平成29年度	平成29年度	農産局
甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業	平成30年度	平成30年度	農産局
甘味資源作物産地生産性向上緊急支援事業	令和元年度	令和元年度	農産局
コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策事業	令和2年度	令和2年度	農産局
新市場開拓に向けた水田リノベーション事業	令和2年度	令和2年度	農産局
麦・大豆産地生産性向上プロジェクト（水田麦・大豆産地生産性向上事業及び麦・大豆保管施設整備事業に限る。）	令和2年度	令和2年度	農産局
国産小麦供給体制整備緊急対策事業（国産小麦産地生産性向上事業及び国産小麦供給円滑化事業のうち国産小麦安定供給強化対策に関するものに限る。）	令和4年度	令和4年度	農産局
国産小麦・大豆供給力強化総合対策事業（麦・大豆生産技術向上事業及び新たな麦・大豆流通モデルづくり事業に関するものに限る。）	令和4年度		農産局
国内肥料資源利用拡大対策事業	令和4年度		農産局
畜産・酪農収益力強化総合対策事業	平成28年度		畜産局
畜産生産力・生産体制強化対策事業	令和元年度		畜産局
公共牧場機能強化等体制整備事業	令和3年度		畜産局
草地難防除雑草駆除技術等実証事業	令和2年度		畜産局
飼料穀物備蓄・流通合理化事業	令和4年度		畜産局

補助事業名	事業実施年度		備考
	始期	終期	
耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業	令和4年度		畜産局
国産飼料の生産・利用拡大事業	令和4年度		畜産局
国産乳製品等競争力強化対策事業	平成29年度		畜産局
食肉流通再編・輸出促進事業	令和元年度		畜産局
家畜市場密集防止対策支援事業	令和3年度	令和4年度	畜産局
家畜取引スマート化推進支援事業	令和5年度		畜産局
食肉生産流通多角化支援事業	令和3年度		畜産局
食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業	令和3年度		畜産局
畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業	令和2年度		畜産局
食肉流通構造高度化・輸出拡大事業	令和4年度		畜産局
家畜遠隔流通体制転換実証事業	令和5年度		畜産局
緊急時鶏卵安定供給対策事業	令和5年度		畜産局
農業農村整備事業（土地改良施設、農業集落排水施設及び林業集落排水施設並びに漁村生活環境基盤施設を除く。）	令和3年度		畜産局、 農村振興局
農山漁村地域整備交付金（うち農業農村基盤整備事業（土地改良施設及び農業集落排水施設を除く。）、森林居住環境整備事業、水産物供給基盤整備事業、漁港環境整備事業及び漁村再生交付金事業に限る。）	平成22年度		畜産局、 農村振興局、 林野庁、 水産庁
畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業	平成25年度	平成27年度	畜産局
畜産競争力強化緊急対策事業（畜産収益力強化緊急支援事業を除く。）	平成26年度	平成26年度	畜産局
配合飼料供給体制整備促進事業	平成26年度	平成26年度	畜産局
畜産競争力強化対策整備事業	平成27年度	平成27年度	畜産局
飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業	平成28年度	令和元年度	畜産局
酪農経営体生産性向上緊急対策事業	平成29年度	平成29年度	畜産局
農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業（うち畜産物輸出産地緊急対策事業に限る。）	平成30年度	令和2年度	畜産局
公共牧場活用和子牛等増産対策事業	令和元年度	令和3年度	畜産局
農業人材力強化総合支援事業（農業経営確立支援事業に限る。）	平成24年度		経営局
特定地域経営支援対策事業	昭和51年度		経営局
新規就農支援緊急対策事業	令和元年度		経営局
経営継承・発展等支援事業	令和3年度		経営局
経営体育成交付金（うち集落営農補助事業及び共同利用施設補助事業に限る。）	平成22年度	平成24年度	経営局
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	平成24年度		農村振興局
農業水路等長寿命化・防災減災事業（土地改良施設を除く。）	平成30年度		農村振興局
畑作等促進整備事業（土地改良施設を除く。）	令和5年度		農村振興局
農山漁村振興交付金（うち農山漁村振興整備交付金に限る。）	平成28年度		農村振興局
鳥獣被害防止総合対策交付金	平成20年度		農村振興局
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	平成19年度	平成27年度	農村振興局
低炭素むらづくりモデル支援事業	平成21年度	平成25年度	農村振興局
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	平成21年度	平成28年度	農村振興局
食と地域の交流促進対策整備交付金	平成23年度	平成24年度	農村振興局
被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	平成23年度	平成27年度	農村振興局
被災土地改良区復興支援事業	平成23年度	平成28年度	農村振興局
ため池等汚染拡散防止対策実証事業	平成24年度	平成26年度	農村振興局
鳥獣被害防止緊急捕獲等対策	平成24年度	平成24年度	農村振興局
農村地域復興再生基盤総合整備事業	平成24年度	令和2年度	農村振興局
「農」のある暮らしづくり整備交付金	平成25年度	平成26年度	農村振興局
鳥獣被害防止施設緊急整備事業	平成24年度	平成24年度	農村振興局
都市農村共生・対流総合対策整備交付金	平成25年度	平成27年度	農村振興局
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	平成26年度	平成26年度	農村振興局
美しい農村再生支援事業	平成26年度	平成29年度	農村振興局
農山漁村おみやげ農畜産物販売促進整備事業	平成27年度	平成28年度	農村振興局
都市農業機能発揮整備事業	平成27年度	平成29年度	農村振興局
中山間地域所得向上支援事業	平成28年度	令和元年度	農村振興局
荒廃農地等利活用促進交付金	平成29年度	平成30年度	農村振興局
福島県浜地域農業再生研究拠点整備事業	平成25年度	平成25年度	農林水産技術会議事務局
農林水産業の革新的技術緊急展開事業	平成26年度	平成26年度	農林水産技術会議事務局
農林水産業におけるロボット技術研究開発事業	平成26年度	平成26年度	農林水産技術会議事務局
苗木安定供給推進事業	平成25年度		林野庁
合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金	令和元年度		林野庁
合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金	令和5年度		林野庁
林業成長産業化地域創出モデル事業	平成29年度		林野庁

補助事業名	事業実施年度		備考
	始期	終期	
林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	平成30年度		林野庁
林業・木材産業循環成長対策交付金	令和5年度		林野庁
放射性物質被害林産物処理支援事業	平成25年度		林野庁
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業	平成29年度		林野庁
特用林産施設体制整備事業	平成24年度		林野庁
森林整備加速化・林業再生事業	平成21年度		林野庁
森林居住環境整備事業（林業集落排水施設を除く。）	平成14年度	平成24年度	林野庁
森林・林業・木材産業づくり交付金	平成20年度	平成24年度	林野庁
木材供給等緊急対策事業	平成23年度	平成23年度	林野庁
木材加工流通施設等復旧対策事業	平成23年度	平成23年度	林野庁
木質バイオマス関連施設整備事業	平成23年度	平成23年度	林野庁
地域型住宅づくり支援事業	平成23年度	平成25年度	林野庁
木造住宅・木造公共建築物等の構造部材開発等支援事業	平成23年度	平成25年度	林野庁
放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業	平成24年度	平成28年度	林野庁
木質バイオマス産業化促進事業	平成25年度	平成25年度	林野庁
森林・林業再生基盤づくり交付金	平成25年度	令和元年度	林野庁
地域材利活用倍増戦略プロジェクト事業	平成26年度	平成26年度	林野庁
木材需要拡大緊急対策事業	平成26年度	平成26年度	林野庁
木材加工流通施設等復旧対策事業	平成26年度	令和2年度	林野庁
新たな木材需要創出総合プロジェクト事業	平成27年度	平成29年度	林野庁
合板・製材生産性強化対策事業	平成27年度	令和元年度	林野庁
合板・製材生産性強化対策	平成28年度	平成30年度	林野庁
合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策	平成29年度	令和2年度	林野庁
水産業競争力強化緊急事業	平成27年度		水産庁
漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金	平成29年度		水産庁
水産物流通機能高度化対策事業	平成15年度		水産庁
水産物供給基盤整備事業	平成13年度		水産庁
水産資源環境整備事業	平成23年度		水産庁
漁村整備事業	令和3年度		水産庁
水産業強化対策整備交付金	平成23年度		水産庁
地方創生港整備推進交付金	平成17年度		水産庁
福島再生加速化交付金（水産業共同利用施設復興促進整備事業）	令和3年度		水産庁
赤潮・磯焼け緊急対策事業	平成23年度	平成23年度	水産庁
水産業共同利用施設復旧整備費補助金	平成23年度	令和2年度	水産庁
HACCP対応のための施設改修等支援事業	平成24年度	平成30年度	水産庁
水産物輸出拡大施設整備事業	平成28年度	平成28年度	水産庁
福島県水産試験研究拠点整備事業	平成28年度	平成30年度	水産庁
以上のほか、これら事業に先立って過去に実施されていた事業であって、これら事業と同様の機能の施設を整備する事業			各局庁共通

財産処分承認申請書

番 年 月 日
号

殿

補助事業者等 氏 名
又は住所
団体名
代表者 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第3条第1項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより補助目的に従った補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法（処分区分）

（注） 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

- (注1) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。
 - (注2) 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること。
 - ① 補償契約書等の写し
 - ② 取り壊し等の工事概要、事業費（予定）
 - (注3) 処分区分の欄に掲げる「譲渡」のうち「有償」又は「貸付け」のうち「長期間（1年以上）の貸付け」で、備考欄を適用する場合には、次のうち該当する資料を添付すること。
 - (法人化に伴う場合)
 - ① 法人化に係る計画書
 - ② 新設法人への財産処分（承継）計画書
 - ③ 発起人名簿又は定款案（新設法人の組合員、社員又は役員であることが確認できるもの）
 - (収益力向上を図る場合)
 - ① 事業計画書（収支計画の対比ができるもの）
 - ② 株主構成表（株主の保有率が確認できるもの）
- なお、上記の他、農林水産大臣が、議決権を確認できる資料を求めることがある。
- (注4) 漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの場合には、貸付契約締結後、貸付契約書を提出すること。
- (注5) 処分区分の欄に掲げる「担保」で、補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。

長期利用財産処分報告書

番 号
年 月 日

殿

補助事業者等 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第4条第1項の規定により、報告いたします。

なお、本報告の受理後、当該報告に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産処分を取りやめることにより補助目的に従った補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注1) 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。〕

〔(注2) 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。〕

〔(注3) 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続の内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。〕

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備考

（注）申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備考

長期利用財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

殿

補助事業者等 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第4条第2項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより補助目的に従った補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

（注） 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

(2) 今後の利用方法（処分区分）

（注） 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る行政需要への対応状況

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

（注1） 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。
（注2） 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。
（注3） 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続の内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。

行政需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当 初 の 利 用 計 画	最 近 3 年 間 の 利 用 状 況		
		年 度	年 度	年 度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

（注）申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考

長期利用財産処分報告書

番 年 月 日
号

殿

補助事業者等 氏 名、
〔又は住所
団体名
代表者 氏 名〕

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第5条第1項第1号の規定により、報告いたします。

〔また、当該事業（又は現行の類似事業）の要綱・要領で定める期間又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間につき当該財産（又は施設）の利用状況を報告いたします。〕

なお、本報告の受理後、当該報告に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該報告に係る条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより補助目的に従った補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔（注） 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔（注） 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況

別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔（注1） 当該補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、補助目的に従った使用を継続する場合には、その機能について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料添付すること。
（注2） 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」の「補助目的に従った補助対象財産の使用を中止する場合」で「農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象財産として自ら使用する場合」には、なお書きを付すこと。〕

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備考

（注）申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

（イ）農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備考

長期利用財産処分承認申請書

番 年 月 日
号 日

殿

補助事業者等 氏 名
〔又は住所
団体名
代表者 氏 名〕

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第5条第1項第2号の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより補助目的に従った補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況

別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。〕

需要対応状況届

1. 当該補助対象財産の最近3年間の利用状況

補助対象財産の名称	当初の利用計画	最近3年間の利用状況		
		年度	年度	年度

2. 当該補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所在地	取得年月日	備考

4. 当該補助事業等に関連する他の補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等の名称	補助対象財産の名称	取得年月日	備考

（注）申請中の場合は、補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備考

利用困難財産処分承認申請書

番 年 月 号
日

殿

補助事業者等 氏 名
〔又は住所
団体名
代表者 氏 名〕

〇〇年度〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づき、
下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分
等の承認基準第6条第1項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当
該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめる
ことにより補助目的に従った補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに
貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由

(1) 社会経済情勢の変化等の事情

〔(注) 社会経済情勢の変化等により当初の補助目的に従った利用が困難となっている事情を、以下の
事項により具体的に記述すること。
(ア) 補助事業等の開始時には予見できなかった社会経済情勢の変化
(イ) 当初の補助目的に従った利用が困難となっている現在の事情
(ウ) 承認基準第6条第2項各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの状況等〕

(2) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応する
ため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的
に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、補助事業名、所在、型式、数量

〔(注) 具体的財産名を、補助事業名、実施年度とともに示すこと。
また、承認基準別表5に掲げる事業のいずれの事業であるかを示すこと。〕

(2) 事業費、補助金額、補助率

(3) 施設の耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 処分の方法（処分区分）

（注）財産処分の態様を具体的に記述するほか、承認基準別表4の処分区分の欄に掲げる内容のうちいずれに該当するかを記述すること。
農林水産省が現在実施している補助事業等で取得可能な補助対象施設（以下「農林水産業施設」という。）として利用又は譲渡する場合には、現在実施している補助事業名を記述すること。

4 要件の適合等について

（注）(1) 別表4の(注2)に関する要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。
(2) 別表4(注1)及び(注3)の条件が必要となる場合にあっては、変更後の利用計画等を添付すること。
(3) 農林水産業施設以外の施設として利用又は取り壊し等を行う場合であって、他の施設に機能を移転する場合は、以下によることとする。
(ア) 機能が移転されることを示す記述又は資料を添付すること。
(イ) 以下の要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。
① 当該施設を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。（可能な限り定量的に記述すること。）
② 当該施設を他の農林水産業施設として利用することが困難であること。
③ 当該施設（取り壊しの場合はその跡地利用を含む）が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資するものであること。
④ 補助事業等で整備した施設に機能を移転する場合には、当該機能移転先施設における補助事業等の遂行に支障を来さないこと。（必要な資料を添付すること。）
⑤ 当該施設の事業内容、財産処分の内容、①～④の事項について広報誌等により公表されること。（なお、この場合、地方農政局等のホームページに掲載する。）

5 納付金額（予定額）

（注）処分区分の欄に掲げる内容ごとに、国庫納付額の欄に掲げる算定方法で計算される額を記入すること。
その際、算定に用いた残存簿価、時価評価額又は譲渡契約額の根拠となる資料を添付して記述すること（時価評価額の算定に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、残存簿価又は譲渡契約額の根拠となる資料を添付して記述すること）。
また、取り壊し等に要する費用を超える収益（損失補償金を含む。）があった場合は、取り壊し等の工事概要、事業費（予定）、収入額（予定）等を、その根拠となる資料を添付して記述すること。

6 同種の補助事業の申請について

（注）財産処分の対象となる施設の所有者による同種の補助事業等の申請実績、及び当面の申請予定の有無を記述すること。

災 害 報 告 書

番 年 月 号 日

殿

補助事業者等 氏 名
〔 又は住 所
 団体名
 代表者 氏 名 〕

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）補助対象財産（以下「施設等」という。）が、災害（例 〇〇地震）により被災し、補助目的に従った使用の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 補助事業名及び実施年度
- (2) 施設等の名称
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造及び規格、規模等
- (5) 総事業費（うち国庫補助金等）

2 災害の概要

- (1) 被災の原因
年 月 日（〇〇地震による被災）
（〇〇气象台調べ 〇〇時〇〇分）
- (2) 被災の程度
施設等の破損（建物の〇〇が〇〇）
被害見積価格
施設等の復旧が不可能と判断した理由等
- (3) 被災施設の収支等
施設等の取り壊し等の概算経費
処分に係る収益等の見込額（損失補償金を含む。）

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 被害状況の写真など
- 3 〇〇〇〇

財産処分承認申請書

番 年 月 日
号

（補助事業者等） 殿

間接補助事業者等 氏 名
〔又は住所
団体名
代表者 氏 名〕

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第10条第1項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

(2) 今後の利用方法（処分区分）

（注） 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、間接補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、間接補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 処分予定年月日

4 その他参考資料

（注1） 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。

（注2） 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」、「間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を中止する場合」で、損失補償金を受ける場合には、次の資料を添付すること。

① 補償契約書等の写し

② 取り壊し等の工事概要、事業費（予定）

（注3） 処分区分の欄に掲げる「譲渡」のうち「有償」又は「貸付け」のうち「長期間（1年以上）の貸付け」で、備考欄を適用する場合には、次のうち該当する資料を添付すること。

（法人化に伴う場合）

① 法人化に係る計画書

② 新設法人への財産処分（承継）計画書

③ 発起人名簿又は定款案（新設法人の組合員、社員又は役員であることが確認できるもの）

（収益力向上を図る場合）

① 事業計画書（収支計画の対比ができるもの）

② 株主構成表（株式の保有率が確認できるもの）

なお、上記の他、農林水産大臣が、議決権を確認できる資料を求めることがある。

（注4） 漁港漁場整備法第37条の2の貸付けの場合には、貸付契約締結後、貸付契約書を提出すること。

（注5） 処分区分の欄に掲げる「担保」で、間接補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料を添付すること。

別紙様式第9号（第11条第1項関係）

（間接補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合）

長期利用財産処分報告書

番 号
年 月 日

（補助事業者等） 殿

間接補助事業者等 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第11条第1項の規定により、報告いたします。

なお、本報告の受理後、当該報告に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

（注） 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。

(2) 今後の利用方法（処分区分）

（注） 今後の利用方法等、具体的に記述すること。

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、間接補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、間接補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該間接補助対象財産等に係る行政需要への対応状況等

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

（注1） 当該間接補助対象財産と同等の機能を有する他の財産の確保が見込まれる場合には、その内容について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。

（注2） 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。

（注3） 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続の内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。

行政需要対応状況届

1. 当該間接補助対象財産の最近3年間の利用状況

間接補助対象財産の 名称	当 初 の 利 用 計 画	最 近 3 年 間 の 利 用 状 況		
		年 度	年 度	年 度

2. 当該間接補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該間接補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該間接補助事業等に関連する他の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況

（ア）過去5年間の農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等又は間接補助事業等の名称	補助対象財産又は間接補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

（注）申請中の場合は、補助対象財産又は間接補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

（イ）農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等又は間接補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考

別紙様式第10号（第11条第2項関係）

（間接補助対象財産の所有者が地方公共団体である場合）

長期利用財産処分承認申請書

番 年 月 日
号 日

（補助事業者等） 殿

間接補助事業者等 氏 名

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第11条第2項の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔（注） 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔（注） 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、間接補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、間接補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該間接補助対象財産等に係る行政需要への対応状況

別添「行政需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔（注1） 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。
（注2） 市町村合併に伴う財産処分である場合には、その内容等がわかる資料を添付すること。
（注3） 議会の承認、条例の改正等が必要な場合又は関係法令等により財産処分に関係省庁の許認可等が必要である場合には、その手続の内容とスケジュール等がわかる資料を添付すること。〕

行政需要対応状況届

1. 当該間接補助対象財産の最近3年間の利用状況

間接補助対象財産の 名称	当 初 の 利 用 計 画	最 近 3 年 間 の 利 用 状 況		
		年 度	年 度	年 度

2. 当該間接補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該間接補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該間接補助事業等に関連する他の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等又は間接補 助事業等の名称	補助対象財産又は間接 補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産又は間接補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等又は間接補 助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考

長期利用財産処分報告書

番 年 月 日
号

（補助事業者等） 殿

間接補助事業者等 氏 名
〔又は住所 氏 名
団体名
代表者 氏 名〕

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第12条第1項第1号の規定により、報告いたします。

〔また、当該事業（又は現行の類似事業）の要綱・要領で定める期間又は処分制限期間の残期間内のいずれか短い期間につき当該財産（又は施設）の利用状況を報告いたします。〕

なお、本報告の受理後、当該報告に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該報告に係る条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔（注） 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔（注） 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、間接補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、間接補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該間接補助対象財産等に係る需要への対応状況

別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔（注1） 当該間接補助対象財産と同等の機能を有する他の財産を新たに確保し、間接補助目的に従った使用を継続する場合には、その機能について、上記2の(1)から(4)までに準ずる内容がわかる資料を添付すること。〕

〔（注2） 処分区分の欄に掲げる「目的外使用」の「間接補助目的に従った補助対象財産の使用を注視する場合」で「農林水産省が現在実施している補助事業等又は間接補助事業等で取得可能な補助対象財産又は間接補助対象財産として自ら使用する場合」には、なお書きを付すこと。〕

需要対応状況届

1. 当該間接補助対象財産の最近3年間の利用状況

間接補助対象財産の 名称	当 初 の 利 用 計 画	最 近 3 年 間 の 利 用 状 況		
		年 度	年 度	年 度

2. 当該間接補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該間接補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該間接補助事業等に関連する他の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況

（ア）過去5年間の農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等又は間接補助事業等の名称	補助対象財産又は間接補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

（注）申請中の場合は、補助対象財産又は間接補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

（イ）農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等又は間接補助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考

別紙様式第12号（第12条第1項第2号関係）
（間接補助対象財産の所有者が地方公共団体以外の者である場合）

長期利用財産処分承認申請書

番 年 月 日
号 日

（補助事業者等） 殿

間接補助事業者等 氏 名
〔又は住所
団体名
代表者 氏 名〕

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第12条第1項第2号の規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめることにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

(1) 処分を行う理由

〔(注) 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的に記述すること。〕

(2) 今後の利用方法（処分区分）

〔(注) 今後の利用方法等、具体的に記述すること。〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、間接補助事業名、所在、型式、数量

(2) 事業費、間接補助金額、補助率

(3) 耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 当該間接補助対象財産等に係る需要への対応状況

別添「需要対応状況届」の記載のとおり

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

〔(注) 財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料を添付すること。〕

需要対応状況届

1. 当該間接補助対象財産の最近3年間の利用状況

間接補助対象財産の 名称	当 初 の 利 用 計 画	最 近 3 年 間 の 利 用 状 況		
		年 度	年 度	年 度

2. 当該間接補助対象財産に係る利用者等の要望

3. 当該間接補助対象財産と同種の財産の整備状況

同種の財産の名称	所 在 地	取得年月日	備 考

4. 当該間接補助事業等に関連する他の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況

(ア) 過去5年間の農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の申請状況（申請中のものを含む。）

補助事業等又は間接補 助事業等の名称	補助対象財産又は間接 補助対象財産の名称	取得年月日	備 考

(注) 申請中の場合は、補助対象財産又は間接補助対象財産の名称及び取得年月日は、予定を記入すること。

(イ) 農林水産関係の補助事業等又は間接補助事業等の当面の申請予定（計画中のものすべてを記入。）

補助事業等又は間接補 助事業等の名称	財産の名称	申請予定年度（予定額）	備 考

利用困難財産処分承認申請書

番 年 月 日
号 日

（補助事業者等） 殿

間接補助事業者等 氏 名
〔 又は住所
団体名
代表者 氏 名 〕

〇〇年度〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条第3項の規定に
基づき付された条件により付された間接補助条件に基づき、下記のとおり処分したいので、
補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準第13条第1項の
規定により、承認申請します。

なお、本申請の承認後、当該承認に係る処分内容と異なる財産処分を行おうとする場合、当
該承認に付された条件を満たすことができなくなった場合又は当該財産処分を取りやめる
ことにより間接補助目的に従った間接補助対象財産の使用を継続しようとする場合には
、速やかに貴職にその旨を報告し、指示に従うことといたします。

記

1 処分の理由

(1) 社会経済情勢の変化等の事情

〔 (注) 社会経済情勢の変化等により当初の間接補助目的に従った利用が困難となっている事情を、以
下の事項により具体的に記述すること。
(ア) 間接補助事業等の開始時には予見できなかった社会経済情勢の変化
(イ) 当初の間接補助目的に従った利用が困難となっている現在の事情
(ウ) 承認基準第13条第2項各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの状況等 〕

(2) 処分を行う理由

〔 (注) 近年における急速な少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応する
ため、又は既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためのものであることを具体的
に記述すること。 〕

2 処分の対象財産

(1) 財産の名称、間接補助事業名、所在、型式、数量

〔 (注) 具体的財産名を、間接補助事業名、実施年度とともに示すこと。
また、承認基準別表5に掲げる事業のいずれの事業であるかを示すこと。 〕

(2) 事業費、間接補助金額、補助率

(3) 施設の耐用年数（処分制限期間）、経過年数

(4) 現況図面又は写真（添付）

3 処分の方法（処分区分）

（注）財産処分の態様を具体的に記述するほか、承認基準別表4の処分区分の欄に掲げる内容のうちいずれに該当するかを記述すること。
農林水産省が現在実施している補助事業等又は間接補助事業等で取得可能な補助対象施設（以下「農林水産業施設」という。）として利用又は譲渡する場合には、現在実施している補助事業名又は間接補助事業名を記述すること。

4 要件の適合等について

（注）(1) 別表4の(注2)に関する要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。
(2) 別表4の(注1)及び(注3)の条件が必要となる場合にあっては、変更後の利用計画等を添付すること。
(3) 農林水産業施設以外の施設として利用又は取り壊し等を行う場合であって、他の施設に機能を移転する場合は、以下によることとする。
(ア) 機能が移転されることを示す記述又は資料を添付すること。
(イ) 以下の要件を満たしていることについて、具体的に記述すること。
① 当該施設を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。（可能な限り定量的に記述すること。）
② 当該施設を他の農林水産業施設として利用することが困難であること。
③ 当該施設（取り壊しの場合はその跡地利用を含む）が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資するものであること。
④ 補助事業等又は間接補助事業等で整備した施設に機能を移転する場合には、当該機能移転先施設における補助事業等又は間接補助事業等の遂行に支障を来さないこと。（必要な資料を添付すること。）
⑤ 当該施設の事業内容、財産処分の内容、①～④の事項について広報誌等により公表されること。（なお、この場合、地方農政局等のホームページに掲載する。）

5 納付金額（予定額）

（注）処分区分の欄に掲げる内容ごとに、国庫納付額の欄に掲げる算定方法で計算される額を記入すること。
その際、算定に用いた残存簿価、時価評価額又は譲渡契約額の根拠となる資料を添付して記述すること（時価評価額の算出に係る不動産鑑定料が、近傍類似又は同種の財産の時価評価額を上回ることが明らかな場合においては、残存簿価又は譲渡契約額の根拠となる資料を添付して記述すること。
また、取り壊し等に要する費用を超える収益（損失補償金を含む。）があった場合は、取り壊し等の工事概要、事業費（予定）、収入額（予定）等を、その根拠となる資料を添付して記述すること。

6 同種の補助事業又は間接補助事業等の申請について

（注）財産処分の対象となる施設の所有者による同種の補助事業等又は間接補助事業等の申請実績、及び当面の申請予定の有無を記述すること。

災 害 報 告 書

番 年 月 号 日

（補助事業者等） 殿

間接補助事業者等 氏 名
〔 又は住 所
団体名
代表者 氏 名 〕

〇〇年度〇〇〇〇補助金により取得した（又は効用の増加した）間接補助対象財産（以下「施設等」という。）が、災害（例 〇〇地震）により被災し、間接補助目的に従った使用の継続が困難となったので、報告いたします。

なお、貴職から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）により付された条件に基づく指示があった場合には、その指示に従うことといたします。

記

1 被災施設等の概要

- (1) 間接補助事業名及び実施年度
- (2) 施設等の名称
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造及び規格、規模等
- (5) 総事業費（うち国庫補助金等）

2 災害の概要

- (1) 被災の原因
年 月 日（〇〇地震による被災）
（〇〇気象台調べ 〇〇時〇〇分）
- (2) 被災の程度
施設等の破損（建物の〇〇が〇〇）
被害見積価格
施設等の復旧が不可能と判断した理由等
- (3) 被災施設の収支等
施設等の取り壊し等の概算経費
処分に係る収益等の見込額（損失補償金を含む。）

3 その他

[添付資料]

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 被害状況の写真など
- 3 〇〇〇〇

財産処分承認申請書

番 年 月 日
号

殿

補助事業者等 氏 名
〔又は住所 氏 名〕
団体名
代表者 氏 名

間接補助事業者等より、別添のとおり間接補助対象財産の処分について財産処分承認申請書の提出があり、内容を審査した結果、下記のとおり妥当と認められるので、承認されたく申請します。

記

処分に対する補助事業者等の意見

〔 〕

（注）間接補助事業者等から補助事業者等に対して、承認基準別紙様式第8号の提出があった場合の補助事業者等から農林水産大臣への申請は、上記様式を使用することとし、別紙様式第10号及び第12号の提出があった場合は、上記様式のうち「財産処分承認申請書」を「長期利用財産処分承認申請書」に、別紙様式第13号の提出があった場合は、「財産処分承認申請書」を「利用困難財産処分承認申請書」にそれぞれ書き換えて使用すること。

長期利用財産処分報告書

番 年 月 日
号

殿

補助事業者等 氏 名
〔又は住所 団体名 代表者 氏 名〕

間接補助事業者等より、別添のとおり間接補助対象財産の処分について長期利用財産処分報告書の提出があり、内容を確認した結果、下記のとおり妥当と認められるので、報告します。

記

処分に対する補助事業者等の意見

〔 〕

(注) 間接補助事業者等から補助事業者等に対して、承認基準別紙様式第9号及び第11号の提出があった場合の補助事業者等から農林水産大臣への報告は、上記様式を使用すること。

災 害 報 告 書

番 年 月 号 日

殿

補助事業者等 氏 名
〔 又は住 所
団体名
代表者 氏 名 〕

間接補助事業者等より、別添のとおり災害報告書の提出があり、内容を確認した結果、下記のとおりやむを得ないと認められるので、報告します。

記

補助事業者等の判断等

〔

〕

（注）間接補助事業者等から補助事業者等に対して、承認基準別紙様式第14号の提出があった場合の補助事業者等から農林水産大臣への報告は、上記様式を使用すること。

【財政融資資金地方資金に係る取得財産等の処分行為報告書】

財務大臣 殿

(地方公共団体の長 氏 名)

補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認を受けた施設等における財政融資資金地方資金に係る取得財産等の処分行為報告書

標記のことについて、下記のとおり処分行為を行いますので報告します。

なお、この報告書提出後に国庫負担等の処分行為承認基準に適合しないことが判明した場合等には、速やかに報告します。

記

処 分 実 施 予 定 日		
主務官庁に対する報告年月日		
借 入 年 月 日		
借 用 証 書 の 記 番 号		
当 初 借 入 額		
借 入 現 在 額		
償 還 期 限		
取 得 財 産 等		
取 得 財 産 等 の 処 分 行 為	処 分 対 象 財 産 等	
	処 分 の 態 様	
	処 分 の 理 由 及 び 処 分 の て ん 末	
そ の 他 参 考 事 項		

備考

- この報告書は、当該国庫負担等の主務官庁から補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第22条の規定による承認又は同法第7条第3項の規定により付された間接補助条件に基づく財産処分の承認を受けるにあたり、報告により承認したものとみなされるものに限り使用するものとする。
- 間接補助事業等の場合、主務官庁とあるのを補助事業者等と読み替えること。
- 処分の態様には、譲渡、貸し付け、その他処分の態様に応じて記入すること。
- 処分の理由及び処分のてん末は詳細に記入すること。
- 国庫負担等の主務官庁に対し提出した報告書（添付資料を除く。）の写しを添付すること。

【土地改良事業等との調整調書】

記載例

土地改良事業等との調整調書

長野県 ○○市

番号	(地区名) (事業実施年度) (事業主体)	(潰地面積) (潰廃財産) 工種、延長等	調整			具体的措置方針等
			局担当部課名 (担当者名)	県担当部課名 (担当者名)	調整年月日	
	<p>■事業名 農業集落排水事業</p> <p>■地区名 ○○地区</p> <p>■事業実施年度 平成○年～平成○年</p> <p>■事業主体 ○○市</p> <p>■事業費 ○○○○千円 国費 ○○○○千円 県費 ○○○○千円 その他 ○○○○千円</p> <p>■事業完了年月日 平成○年○月○日 (供用年月日)</p> <p>平成○年○月○日</p>	<p>○農業集落排水施設 計画人口 ○○○人 計画戸数 ○○戸</p> <p>○全体工種、延長等 処理施設 ○箇所 管路施設 ○○m 中継ポンプ ○箇所</p> <p>○処分財産 管路施設 φ65 L=○m 中継ポンプ ○箇所 (0.75kw×2台) (耐用年数経過) 事業費 ○○○○円 国費 ○○○○円 補助率 ○%</p> <p>○処分時期 協議完了後 (平成○年○月○日)</p>	<p>【関東農政局】 農村振興部 地域整備課 経理係長 ○○ ○○</p> <p>集落排水係長 ○○ ○○</p>	<p>【長野県】 環境部 水道・生活排水課 生活排水係 主任 ○○ ○○</p>	平成○年○月○日	<p>概要 ○○○省○○地方整備局○○川河川事務所施行一級河川○○川 改修(○○)工事に伴い、農業集落排水処理区域内の2戸の移転が 生じるため、現在使用している中継ポンプ施設が不要となることか ら、廃止となる圧送管路施設及び中継ポンプ施設の財産処分をしよ うとするもの</p> <p>特記事項 (農政局の意見)</p>

○整理事項 1 補助金返還

- 受益地の転用に伴う補助金返還措置要領に基づくもの…………… 8年経過不要
- 補助金等予算執行の適正化に関する法律に基づくもの…………… 耐用年数経過不要
- 2 土地改良財産潰廃 ……………… 無し
- 3 代替受益の確保 ……………… 不要
- 4 事業の計画変更 ……………… 不要

- 未經過要 (→返還、返還免除) 非該当
- 未經過要 (→返還、返還免除) 非該当
- 有 (→財産処分承認) 要
- 有 (→機能補償) 要

【農業集落排水施設再編計画作成の手引き(案)】

農業集落排水施設再編計画作成の手引き（案）

平成 28 年 8 月

農林水産省農村振興局整備部地域整備課

— 目 次 —

第1章 総論

1-1 再編計画の目的	1
1-2 手引きの適用範囲	2
1-3 再編計画の検討手順	3
1-4 再編計画の検討対象期間	4

第2章 再編計画の策定

2-1 汚水処理の現状把握	5
2-2 検討条件の設定	10
2-3 再編検討範囲の概定	13
2-4 施設統合の検討	16
2-5 資源循環促進計画の見直し	23
2-6 維持管理手法の検討	24

第3章 施設再編の実施に向けた財産の取扱い等

3-1 再編方法に合わせた財産の取扱い	25
3-2 財産処分の取扱い	26

参考資料

(参考1) 農業集落排水施設の統合等について	27
(参考2) 再編計画参考例・記載例	36
(参考3) 長期利用財産処分報告書の記載事例	41
(参考4) 統合等の実施事例	59
〃 (農業集落排水施設同士の統合)	
〃 (公共下水道への接続)	

第1章 総論

1-1 再編計画の目的

人口減少や厳しい財政状況の中、持続的な污水处理システムを構築していくためには、各市町村において、農業集落排水施設の個別施設計画（最適整備構想）を策定するとともに、施設の集約化に向けた計画（以下、「再編計画」という。）の検討を行っていくことが必要である。

【解説】

農業集落排水施設は、農業集落の形態に適した小規模集合処理方式の污水处理システムであり、農村地域の生活環境の確保を図るとともに、処理水の再利用や発生汚泥の農地還元を通じた水資源・有機資源のリサイクルを推進してきたところである。農業集落排水事業は、昭和48年にモデル事業のメニューとして発足以来、全国の農村部を中心に整備を進めてきたところであり、平成26年度末時点で、全国約900市町村で約5,100施設が供用されている。

しかしながら、近年、人口減少等から施設の効率的な運営が困難となっている現状を踏まえ、農業集落排水施設について、老朽化した施設の更新時に統合等を考慮することにより、ストック（施設）の適正化を図ることで、維持管理の軽減等を実現し、効率的な運営管理を目指す必要がある。

このため、平成28年度から平成32年度を計画期間とする新たな土地改良長期計画（平成28年8月24日閣議決定）において、農業集落排水施設の集約・再編、下水道施設への編入などを通じたストックの適正化に取り組むこととし、その成果目標である重要業績指標として、「農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を設定した再編計画の策定市町村数」を設定したところである。

再編計画の検討に当たっては、人口減少等を踏まえ、将来の人口予測に基づくとともに、施設の更新費用、接続費用、維持管理費用を考慮した経済比較を基に検討するのが基本であるが、再生水の利用や汚泥の農地還元等の農業集落排水施設の特性と地域への役割を踏まえつつ、農業集落排水施設同士の統合のみならず、下水道やコミュニティプラント等の他の污水处理施設の位置、処理能力、稼働状況等を把握した上で、下水道への接続やコミュニティプラント地区の繋ぎ込みも含めた幅広い検討が必要である。また、市町村における定住化や移住促進に向けた各種の振興施策や機能の集約化等の計画についても反映させていくことも必要である。

また、再編計画の策定に当たっては、施設に関する計画を検討するだけでなく、効率的な施設利用の方法や災害時の対応等の維持管理方法についても検討する必要がある。

1-2 手引きの適用範囲

本手引きは、市町村が最適整備構想等を策定する際において、農業集落排水施設の統合等の再編計画の検討を行う場合に活用する。

【解説】

本手引きは、市町村が農業集落排水施設の個別施設計画である最適整備構想を策定（最適整備構想の見直しを含む）するに当たり、農業集落排水施設の統合等の再編計画を検討する際に参考となる標準的な検討手法、手順、留意点等を取りまとめたものである。

再編計画の検討にあたっては、市町村が主体となり、地域住民の意向や下水道等の汚水処理施設の担当部局との調整を図りながら、本手引きを参考に作業を進めるものとする。

また本手引きは、「土地改良事業計画指針「農村環境整備」第3章農業集落排水施設（平成18年11月）」、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」、「農業集落排水施設の更新整備に関する技術指針（平成27年3月）」及び全国的な平均値より算定した基礎的な数値等や統合地区の事例に基づき作成しているが、再編計画の検討にあたっては、可能な限り地域の実情に応じた数値の使用や条件設定を行うことが望ましい。

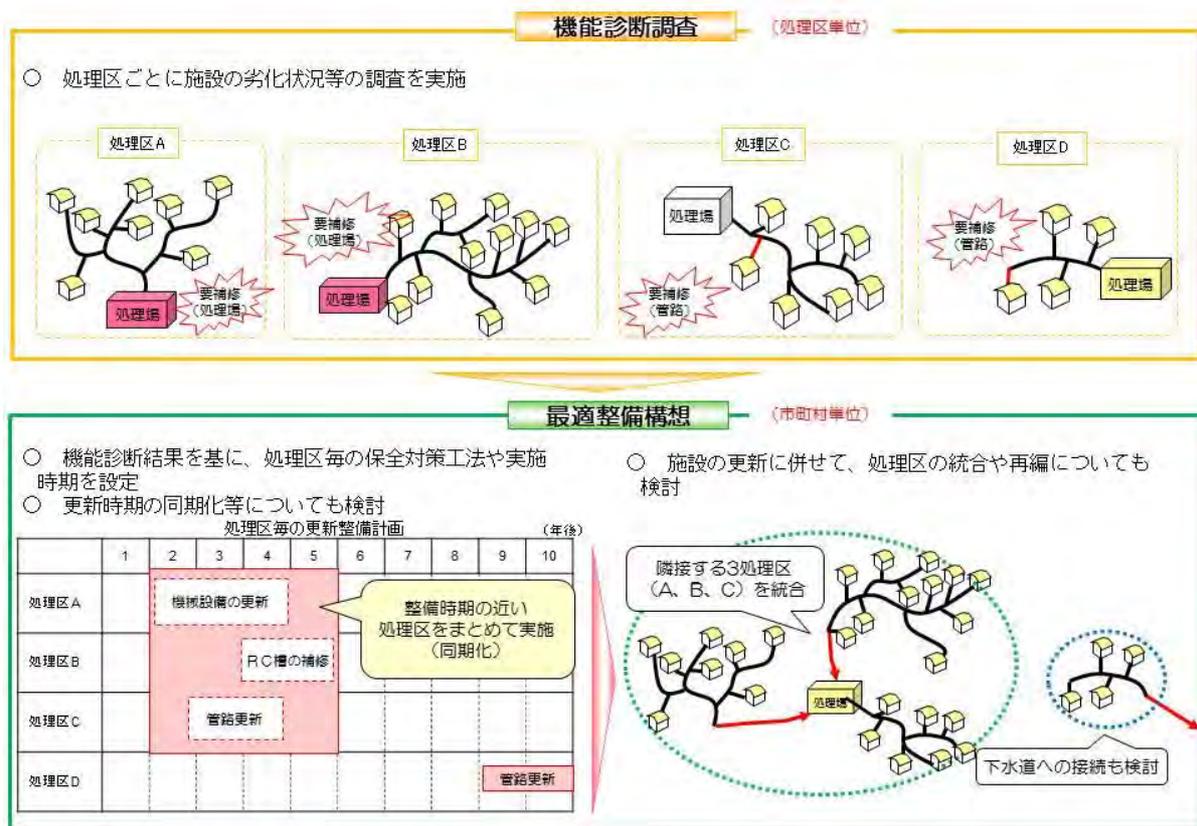


図1-1 機能診断調査及び最適整備構想イメージ

1-3 再編計画の検討手順

再編計画については、以下の項目の調査及び検討作業を行い、別添（参考2）の参考例・記載例を基に取りまとめ、最適整備構想に反映させる。

- (1) 汚水処理の現状把握
- (2) 検討条件の設定
- (3) 再編検討範囲の概定
- (4) 施設統合の検討
- (5) 資源循環促進計画の見直し
- (6) 維持管理手法の検討

【解説】

(1)～(6)の調査、検討作業を以下に示す。具体的内容については第2章に記載する。

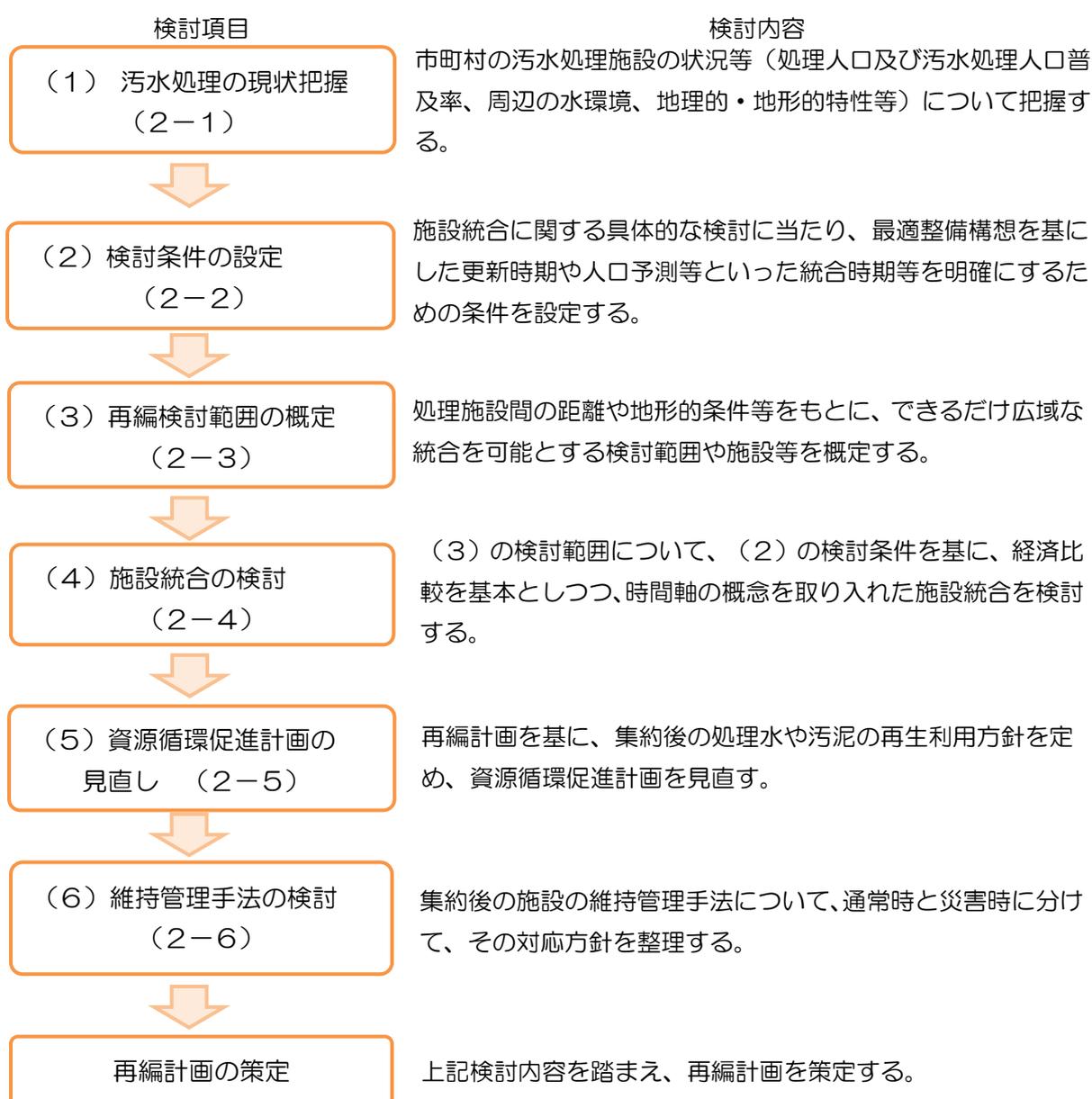


図1-2 再編計画の検討フロー図

1-4 再編計画の検討対象期間

再編計画の検討対象期間については、概ね20～40年後までの範囲で、市町村の人口動態を踏まえて設定する。

【解説】

再編計画の検討対象期間については、最適整備構想の検討対象期間である40年を基に、人口減少等により将来フレームが過大とならないよう、従来の考え方にとらわれることなく柔軟に設定することが望ましい。なお、対象期間を検討する際には、市町村全体の汚水処理施設の運営管理（経営計画等）に多大な影響を及ぼすことから、市町村の人口動向を踏まえた上で、概ね20～40年後までの範囲で設定することとする。

(2) 水環境の把握等

農業集落排水施設から排出される処理水は、一般的には河川や用排水路に放流されていることから、施設の統合等を行うことにより、地域内の処理水が集約され、放流量が増加する場合がある。一般的に処理水の水量は、河川流量に対して少量であるため、水質汚濁防止法等の関係法令に定められた基準を満足していれば問題ないが、流量が少ない小河川や用水路等に放流される場合には、水質等に悪影響を及ぼす可能性が懸念される。このため、市町村における排水基準等と現況の処理水の水質について整理するとともに、特に配慮が必要な河川や湖沼等について把握しておく必要がある。

○土地改良事業計画指針「農村環境整備」第3章 農業集落排水施設

3.3.1 対象とする汚水及び放流目標水質

農業集落排水施設の対象とする汚水は、原則として農業集落で発生するし尿及び生活雑排水等とし、有害物質は含めないものとする。

放流目標水質は、BOD20mg/l以下、SS50mg/l以下とするが、可能な限りBOD15mg/l以下、SS30mg/l以下に設定することに努めるものとし、関係法令及び条例等に基づき、放流先水域の水質と水利用の目的等を勘案して決定するものとする。

表2-3 放流水の水質（現況）

地区名	水質									
	基準値					測定値				
	SS	BOD	COD	T-N	T-P	SS	BOD	COD	T-N	T-P
〇〇地区										

【参考事例】滋賀県における水質基準

根拠法令等	PH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	備考
水質汚濁防止法（一律）	5.8～ 8.6	120	120	150	60	8	排水量 50m3/日以上
（県上乘せ基準）	6.0～ 8.5	20	20	60	20	5	排水量 10m3/日以上
富栄養化防止条例					20	5	排水量 10m3/日以上
農業集落排水計画指針		20		50			
農政水産部独自基準						1	条件該当地区のみ
滋賀県 農業集落排水事業	6.0～ 8.5	20	20	50	20	5or1	

(3) 地理的・地形的特性

施設の統合を検討するに当たり、施設間の距離や、河川・山地・森林等の位置や大きさ等は、汚水処理施設のあり方を総合的に検討する際の重要な要素である。このため、これらの地理的・地形的特性を踏まえ、市町村における汚水処理の範囲や施設の位置を示した汚水処理施設配置図を作成する必要がある。

地理的・地形的特性とその影響

- 処理施設間の距離 ⇒ 接続管路の延長に影響
- 山地や森林等 ⇒ 接続管路のルート選定に影響
- 地形（高低差） ⇒ 中継ポンプの必要性や揚程に影響
- 河川や道路 ⇒ 横断工の工事費に影響

(5) 汚泥の再生利用状況の把握

農業集落排水事業では、資源循環促進計画を作成し汚泥の農地還元等の再生利用を推進している。このため、再編計画の検討に当たっては、統合先の資源循環施設の有無や汚泥の再生利用状況を把握しておく必要がある。なお、統合先が他の汚泥処理施設で汚泥を処理している場合は、その位置や距離等を勘案しつつ検討を進める必要がある。

表 2 - 4 汚泥の利活用状況（現況）

地区名	発生量(m3)	再資源化仕向量	利用状況
〇〇地区			資源循環施設(コンポスト化施設)で処理し、農家に無料配布 〇〇地区に搬送して処理

(6) 維持管理状況の把握

施設の再編を検討するに当たっては、建設費と維持管理費を合わせた年経費を基本として経済比較を行っていく必要がある。このため、施設毎の収支状況や使用料単価などの基本的な情報を整理し、統合後の施設運営を検討していく必要がある。

表 2 - 5 施設の維持管理状況（現況）

地区名	資本費 (償還額/年)	維持管理費(円/年)①	計②	料金収入 (円/年)③	③/②	③/①	参考(単価)
〇〇地区					%	%	円/20m3・月

2-2 検討条件の設定

再編計画の検討に当たっては、その時期や対象を明確にするため以下の項目についての条件を確認しておく必要がある。

- (1) 施設利用状況
- (2) 最適整備構想を基にした更新時期
- (3) 処理区毎の人口予測
- (4) 他施設の集約化等の市町村の振興計画

【解説】

(1) 施設利用状況

施設再編は、将来の人口予測を基に検討することが必要であるが、一方で、現況で提供している汚水処理サービスを継続する必要があることから、現時点の各施設の諸元を整理するとともに、現状における接続人口や汚水量について把握しておく必要がある。

また、これらの結果を基に、現況処理能力の余力を把握することも重要である。

特に近年は、生活形態の変化や節水型家電の普及等により汚水量原単位が減少傾向にあることから、実態の接続人口と汚水量に基づいた汚水量原単位を把握しておく必要がある。

表 2-6 農業集落排水施設の利用状況（現況）

地区名	供用状況(H27.4.1現在)								
	処理区域内			(左うち)水洗便所設置済			1日平均	1日最大	時間最大
	定住人口	流入人口	計	定住人口	流入人口	戸数(戸)	汚水量(実績) (m3/日)	汚水量(実績) (m3/日)	汚水量(実績) (m3/hr)
〇〇地区									

(2) 最適整備構想を基にした更新時期

最適整備構想の策定に当たっては、機能診断調査を実施した結果に基づき、施設毎の機能保全対策とその実施時期を定めることとなっており、この結果を基に、統合時期の目安となる更新整備の時期を設定する。

なお、統合時期は、複数の施設の更新整備の時期や人口予測を基に決定することとなる。

表 2-7 地区・施設毎の更新予定時期と整備内容

地区名	施設区分	更新(補修)予定時期	整備内容	事業費	備考
〇〇地区	処理場	H〇年~〇年に補修	防食対策、機械設備の更新		
	管路	当面予定無し			更新は 年に予定
〇〇地区	処理場				
	管路				
〇〇地区	処理場				
	管路				
〇〇地区	処理場				
	管路				
〇〇地区	処理場				
	管路				
〇〇地区	処理場				
	管路				

(参考1) 最適整備構想概要

処理区名:〇〇		年次計画及び年割り額					(百万円)
改築内容		H〇	H〇		H〇	H〇	計
管路施設	補修						
	改修・補強						
	新築・改築						
真空施設	補修						
	改修・補強						
	新築・改築						
汚水処理施設 (コンクリート)	補修						
	改修・補強						
	新築・改築						
汚水処理施設 (設備)	補修						
	改修・補強						
	新築・改築						
計							

(3) 処理区毎の人口予測

将来人口は、施設規模（能力）や建設費等を決定する上で重要な要素である。人口減少等により、汚水量の減少等に伴う施設の稼働効率の低下や使用料の減収に伴う経営の圧迫等の様々な影響が考えられる。

このため、再編計画の策定に当たっては、処理区単位を基本として、年齢構成や人口動向等の調査に基づき、適切な将来人口推計値を用いることが望ましい。なお、将来の人口予測について、既に市町村において今後の社会情勢の変化を適切に反映した将来値がある場合にはそれに基づくものとするが、適切な予測値がない場合には、以下の様な推計値を用いてもよい。

- ① コーホート要因法を用いた市町村独自の推計値
- ② 国立社会保障・人口問題研究所等の公的団体による将来推計人口

表 2 - 8 将来の人口予測

区分	現況人口 (H〇年)	H〇年		H〇年		H〇年		備考
		人口	現況比	人口	現況比	人口	現況比	
市町村全体								
農業 集落 排水	○地区							
公共 下水道	○地区							

(4) 他施設の集約化等の市町村の振興計画

将来人口の予測を行うに当たっては、小学校の統廃合等の他施設の集約化や企業誘致及び新たな交流施設の供用開始等は、将来の人口動向に影響を及ぼすことから、これら市町村の振興計画等を考慮する必要がある。

2-3 再編検討範囲の概定

再編計画の検討に当たっては、施設間の距離や地形的条件を基に、検討範囲や施設等について概定することが必要である。

- (1) 施設間の距離を基にした検討
- (2) 再編施設の組合せ検討
- (3) 地形条件等の阻害要因の整理

【解説】

(1) 施設間の距離を基にした検討

施設再編の検討に当たっては、施設の再編に係る建設費（接続管路＋中継ポンプ等）と関係施設の更新費・維持管理費を考慮した経済比較が基本となる。

建設費については、一般的に管路の延長に影響されることから、隣接する処理区での統合を検討する機会が多いが、維持管理費については、多数の処理施設を統合した方が経済的に有利であることから、統合範囲はできるだけ広域で検討することとする。

(参考) 更新と統合における年経費の比較事例

下図のように、更新施設数が増えるほど、統合の方が更新に比べ経済的に有利になる施設間距離が長くなる。このため、隣接する地区同士の検討では統合が不利となった場合でも、広範囲で複数の施設を統合した結果、経済的に有利となる場合があることに留意する。

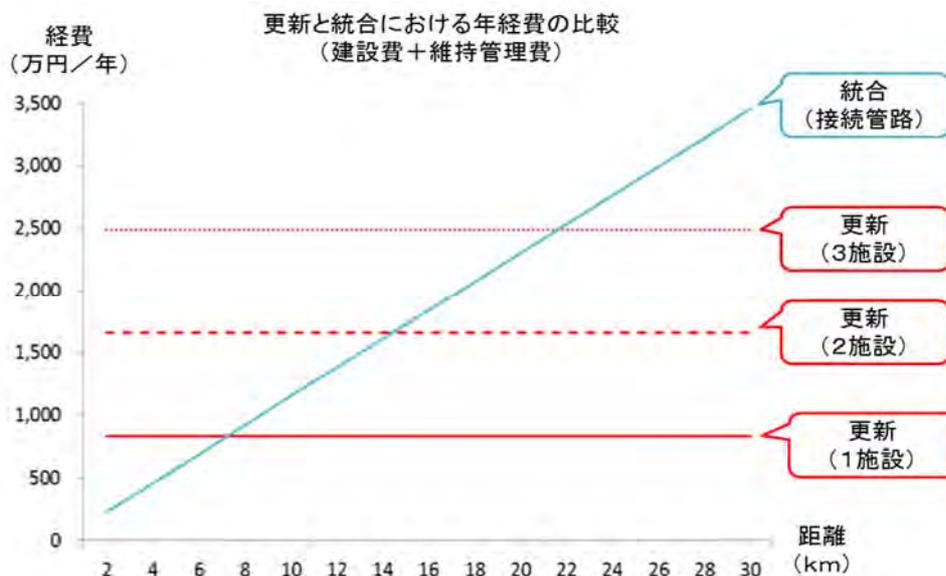


図 2-2 更新と統合における年経費の比較 (イメージ)

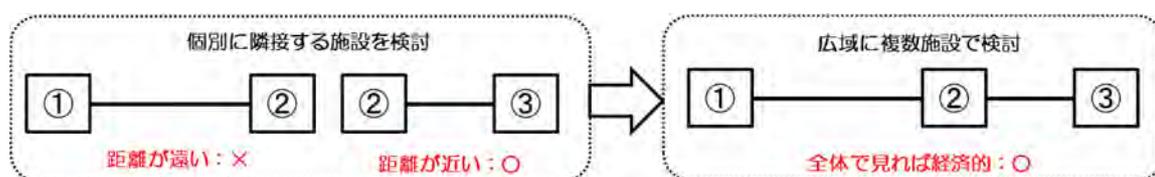


図 2-3 広域検討イメージ

(2) 再編施設の組合せ検討

施設再編を検討するに当たっては、農業集落排水施設だけではなく下水道やコミュニティプラント等、他の汚水処理施設との接続や統合も併せて検討する必要がある。また、未整備地区がある場合には、その取り扱いも併せて検討していくことが必要となる。

(参考2) 特定環境保全公共下水道を取り込んだ統合事例

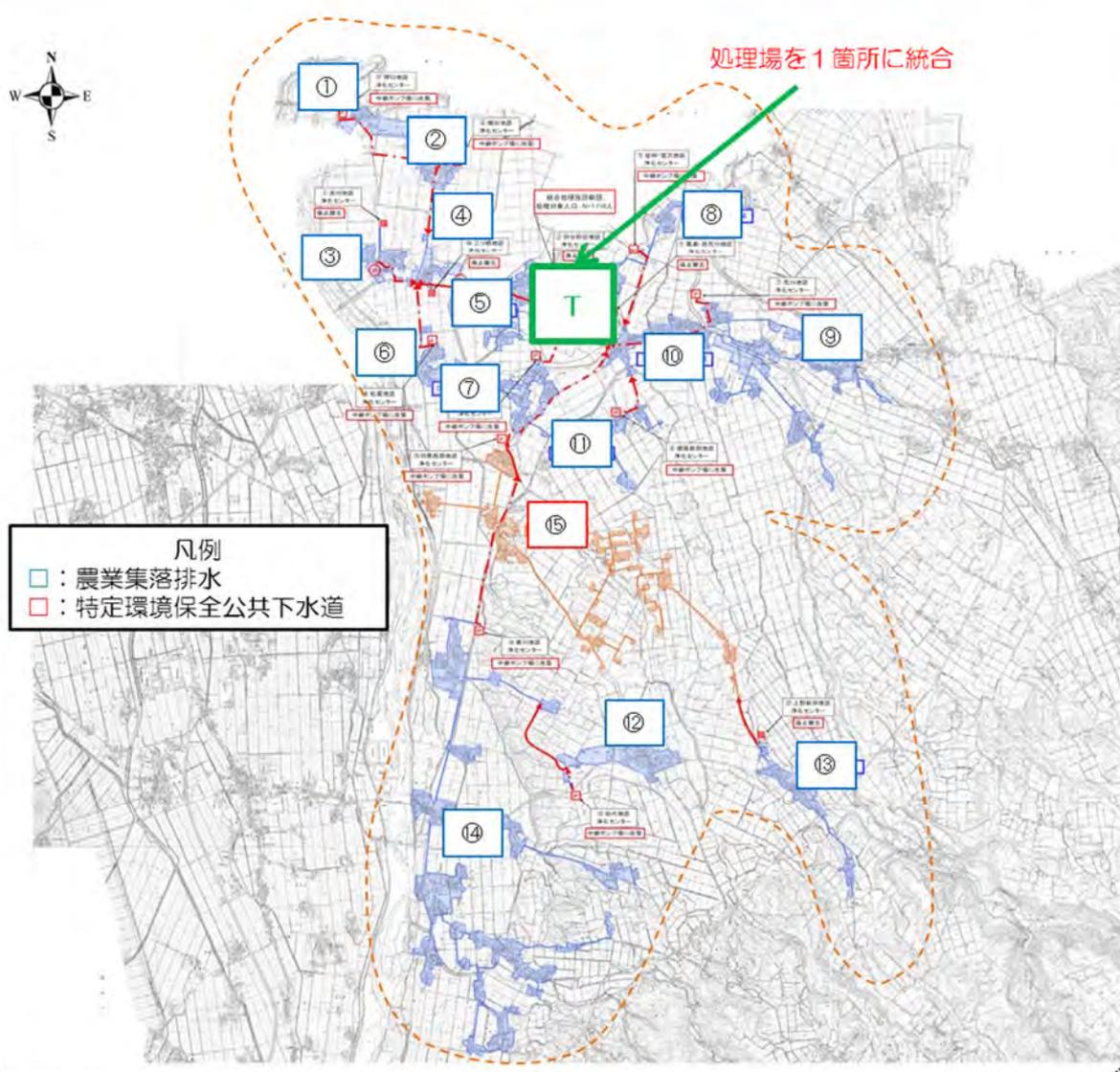
山形県鶴岡市の事例

- 鶴岡市では、今後の人口減少や汚水処理施設の利用状況等を踏まえ、集落排水施設14施設と下水道1施設の統合を実施。

(参考) 処理場の個別更新費用と統合後の更新費用の比較

【個別更新費用】 5,371百万円

【統合後の更新費用】 2,744百万円



(3) 地形条件等の阻害要因の整理

施設再編の検討に当たっては、施設間の距離や河川・山地・森林等の位置や大きさは重要な要素であり、接続管路のルート選定や接続費用に大きく影響してくる。

特に、大規模の河川や道路を横断する場合は、接続費用に大きく影響することから、事前に河川管理者や道路管理者等に施工条件等を確認しておく必要がある。

○事前に確認しておく事項

- ・河川、道路、線路等の横断工が必要な場所とその条件
(開削工法か推進工法か、橋梁添架は可能か 等)
- ・丘陵地や森林等の位置
(斜面对策工事や林地開発行為が必要となるか、迂回ルートが確保できるか 等)
- ・埋蔵文化財の有無 等

2-4 施設統合の検討

前述した再編検討範囲及び検討条件等を基に、下記の点に留意して、経済比較を基本とした施設統合の検討を行う。

- (1) 時間軸を考慮した検討
- (2) 段階的な再編の検討
- (3) 汚水処理方式の切替等による処理能力の向上
- (4) 計画処理人口及び計画汚水量の設定
- (5) 既設管路を利用したルート選定
- (6) 圧送ポンプ施設の検討
- (7) 経済比較の実施
- (8) 維持管理費の削減目標の設定

【解説】

(1) 時間軸を考慮した検討

施設再編は、更新整備の時期に実施することが目安となるが、対象となる機器や施設により更新時期や整備内容が異なってくる。また、人口減少が進行すると、更新時期により必要となる施設規模も変化することから、再編計画の検討に当たっては、最適整備構想の検討において想定される更新時期及び更新整備内容（機能保全対策）を基に、時間軸の概念を取り入れて検討することが必要である。

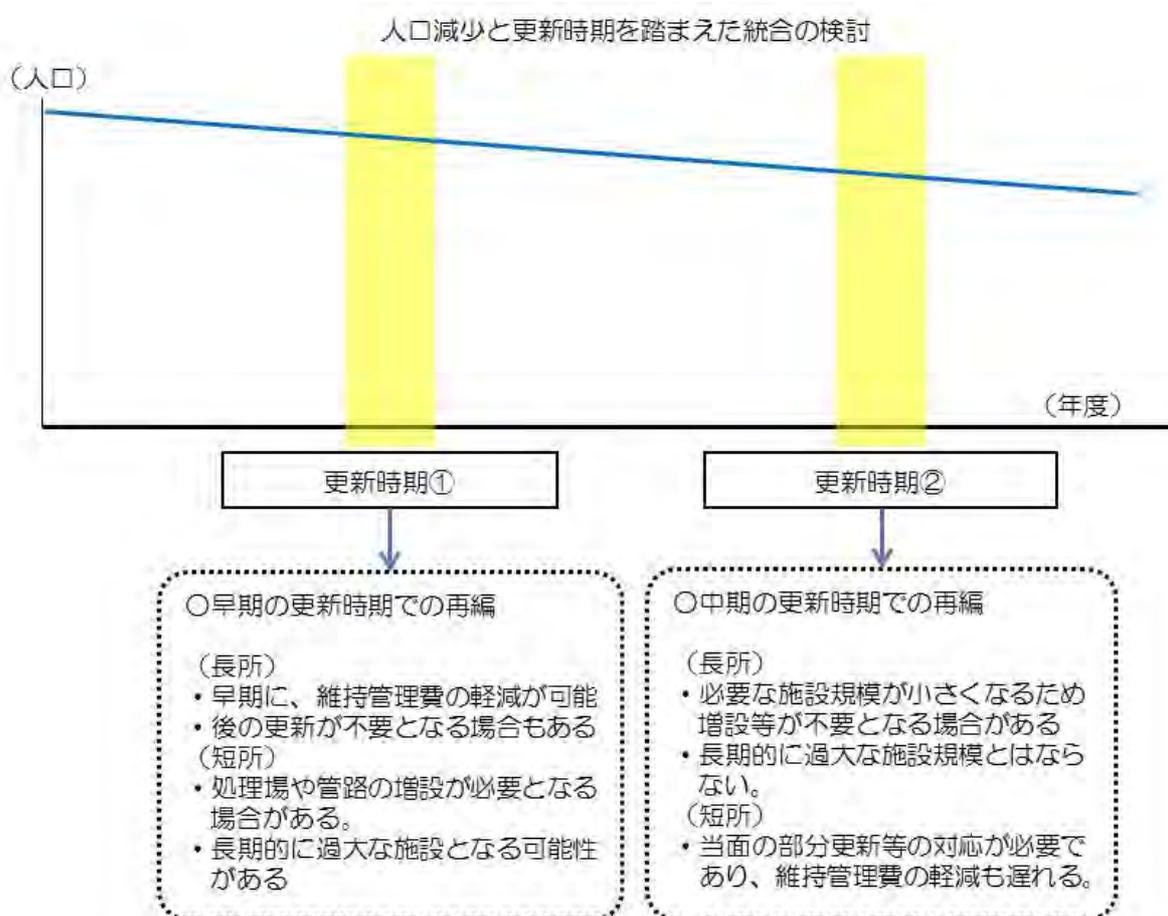


図2-4 人口減少と更新時期を踏まえた再編検討イメージ

(2) 段階的な再編の検討

施設統合については、更新時期を目安とした時間軸の概念を基に検討する必要があるが、複数の処理区の統合においては、処理区毎に更新時期が異なることから、段階的な統合手法についても検討することが必要である。

特に人口減少の進む中、既存施設を有効に活用し統合を進める上では、段階的な統合を行うことにより、施設の増設が不要となるといった効果も期待できる。



図 2-5 段階的統合の検討イメージ

(3) 汚水処理方式の切替等による処理能力の向上

既存施設を有効に活用し、施設の増設が不要となる整備手法として、汚水処理方式の切替等により処理能力の向上を図ることが考えられる。

汚水処理施設の処理方式は、一般的に生物膜法から浮遊生物法へ処理形式を変更することにより汚水処理能力が向上する。このため、既存施設の部分改築による配置変更等を行い処理方式を変更することで、施設の増設が不要となる場合がある。

ただし、切替改築により処理方法を浮遊生物法へ変更した場合、汚泥の発生量が増加する傾向にあることから、汚泥処理費を含めた経済比較を行うことが必要である。

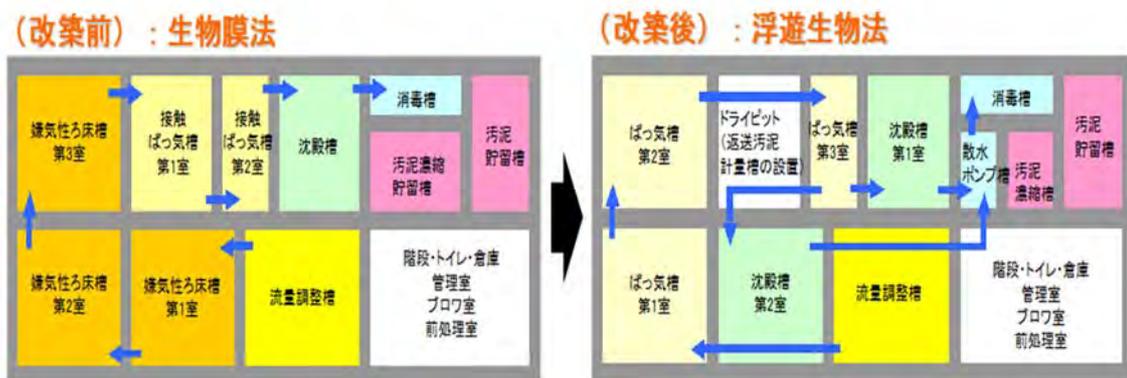


図 2-6 切替改築による処理方式の変更

(4) 計画処理人口及び計画汚水量の設定

計画処理人口の検討に当たっては、対象地域の人口動態等を踏まえ、将来の人口を算出することが基本となる。また、計画汚水量の検討に当たっては、将来の人口予測を踏まえ、統合時に汚水処理機能を維持できるよう留意する必要がある。

○土地改良事業計画指針「農村環境整備」第3章 農業集落排水施設

3.5.5 汚水処理施設の改築計画の策定に当たっての留意点

1. 計画汚水量

改築時における計画汚水量の決定に当たっては、処理区の諸々の社会的状況等の変化により、計画策定時に設定された計画汚水量と改築時における現況汚水量が異なる場合もある。したがって、汚水処理施設の改築時における計画汚水量の決定は、その施設への接続の状況等から将来にわたって流入汚水量の変動が少なく認められる場合に限り、以下のとおりとする。

(1) 汚水処理施設の日平均汚水量 (Qp)

＝過去1年間の実績日平均汚水量＋増加見込み汚水量（増加の見込みがある場合）

(2) 汚水処理施設の計画時間最大汚水量（新設に同じ）

＝ $2.5 \times (Q_p - 30) / 0.8 + 30$ 又は過去1年間の実績時間最大汚水量

(5) 既設管路を利用したルート選定

接続管路のルート選定では、河川や道路、更には山地、森林等の地形的条件等を踏まえるとともに、既設管路の余裕を活用することでコストの縮減を図ることが可能である。

農業集落排水施設の統合においては、圧送ポンプを活用した圧力式管路による接続事例が多く、図2-8のケース①のように既設処理場に直接接続する場合は、処理場において受け入れるための槽（流入槽）が必要となっている。しかし、人口減少等により管径に余裕がある場合などは、ケース②のようにマンホールに接続することで、接続管路の既設利用が可能となるとともに、流入槽が不必要となり、コスト縮減が可能となる場合もある。

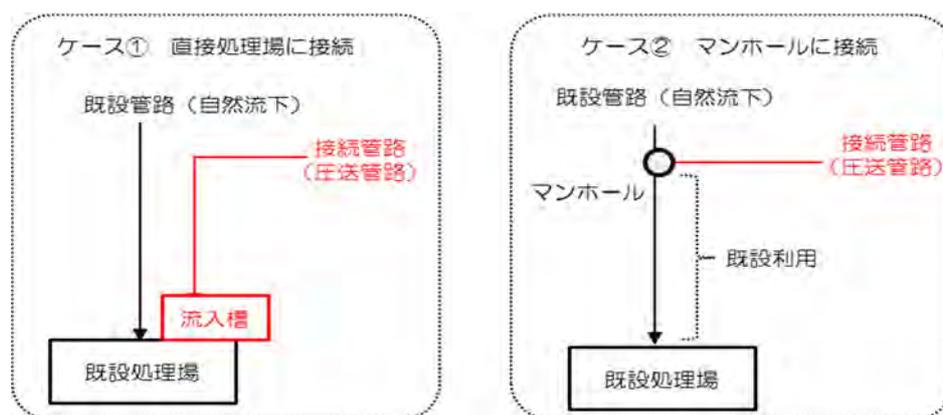


図2-8 管路ルート選定

(参考) 管路の設計（余裕の活用について）

農業集落排水施設における自然流下の管路設計では、設計対象汚水量と最大汚水量の間に大きな差異が生じることから、設計対象汚水量の2倍の汚水量を流下させることができる管径を設定している。図2-9のように、人口減少等により汚水量が減少している場合は、管径の余裕の範囲内で接続管路からの流入汚水の流下が可能と考えられる。

なお、接続管路からの流入汚水量については、接続管路が自然流下の場合、対象汚水量の2倍の流量とする必要があるが、圧送管路の場合は、ポンプ能力の算定においてピーク比として組み込まれていることから、その最大能力で流入汚水量を設定する必要がある。

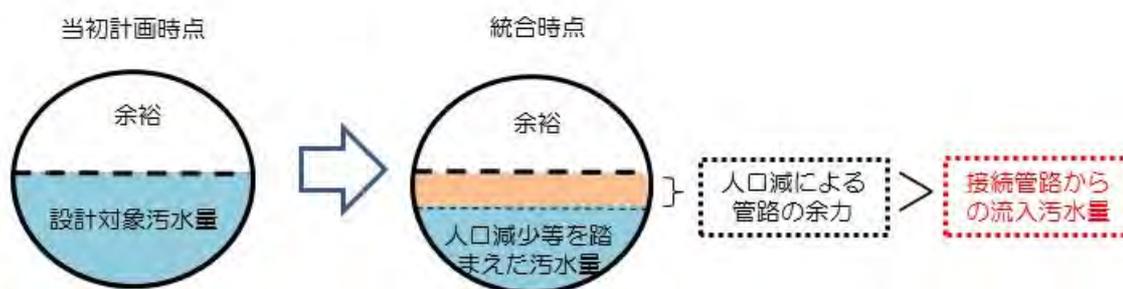


図2-9 管路の設計

既設管路の利用が困難な場合においても、既設管路のルートに並列して接続管路を整備することにより、維持管理が効率的となる場合もある。

(6) 圧送ポンプ施設の検討

圧送ポンプ施設は、一般的に、圧送ポンプユニット、制御盤、受電設備、貯水タンクから構成されるが、統合により使用しなくなった既存処理施設には、

- ・圧送ポンプ施設の稼働に必要な電源設備等が整備されていること
 - ・圧送ポンプ施設に必要な貯水タンクとして活用可能な水槽が整備されていること
- などから、既存処理施設を活用した施設計画を検討することが有効である。

なお、新規に圧送管路および圧送ポンプ施設を設計する場合は、

- ① 設計対象汚水量の設定
- ② 圧送管路の設計
- ③ 圧送ポンプの設計
- ④ 貯水タンクの設計

の手順で検討されており、①設計対象汚水量は次式のように算出されている。

$$\text{設計対象汚水量 (m}^3\text{/min)} = \{1 \text{ 人} \cdot 1 \text{ 日最大汚水量} \times \text{設計ピーク比 (2.5)} + \text{不明水量}\} \\ \times \text{処理対象人口} \div 1,440 \text{ (min/日)}$$

この算出式は、ピーク比を乗じて設計対象汚水量に余裕を持つことで、上流から流れてきた汚水をスムーズに下流に圧送することを可能としているものであり、圧送できない余剰汚水が生じないことから、貯水タンクの容量が少なく済むメリットがある。一方、既存の処理槽を貯水タンクとして活用する場合、貯留容量に余裕があることから、ピーク時の余剰汚水を一時的に貯留することも可能である。

このため、既存処理施設を活用した圧送ポンプ施設の設計においては、実績の日最大汚水量を基に設計対象汚水量を時間(min)当たりとして算出することで、圧送管路の管径や圧送ポンプの能力を下げる事が可能となる。

$$\text{統合時の設計対象汚水量 (m}^3\text{/min)} = \text{実績の日最大汚水量} \div 1,440 \text{ (min/日)}$$

なお、設計対象汚水量は、実績の日最大汚水量を基に算出することを基本とするが、実績の日最大汚水量と日平均汚水量の差が少なく、日最大汚水量ならびにその近似値が発生する頻度が少なく、かつ、貯水槽の容量に余裕があり、日平均汚水量を用いても一時的な貯留で対応出来ると想定される場合は、実績の日平均汚水量を用いてもよい。

(7) 経済比較の実施

施設統合の検討における経済比較は、個別施設の更新の場合と施設統合の場合を年経費（建設費の年償還額＋維持管理費）で比較することを基本とする。

個別施設の更新に係る費用は、最適整備構想による検討結果を踏まえた建設費（更新費用）と、実績を用いた維持管理費の合計とする。

施設統合に係る費用は、建設費（処理区の接続や処理施設の更新整備に必要な費用）と、実績を基にした維持管理費の合計とする。

表 2-9 経済比較のイメージ（A, B, Cの3処理区をA処理区に統合）

	(単位:千円/年)							備考
	個別更新				統合			
	A処理区	B処理区	C処理区	計	A処理区	接続費用	計	
①建設費	4,267	3,644	3,154	11,065	4,267	6,374	10,641	
②維持管理費	5,610	3,000	2,270	10,880	5,610	657	6,267	
③年経費(①+②)	9,877	6,644	5,424	21,945	9,877	7,031	16,908	
判定	×				○			

ア) 個別施設の更新に係る費用の算出

個別施設の更新に係る費用のうち建設費（更新費用）については、最適整備構想における予防保全対策の検討における対策費用、耐用年数を基に年経費に換算する。なお、機械、電気設備の耐用年数も同様に予防保全対策の検討を基にするが、これによることが困難な場合は、標準的な機械電気設備の耐用年数を用いて算出することも可能である。

表 2-10 個別施設の更新に係る費用の算出

処理区名: C地区					
更新		①事業費 (千円)	②耐用年数 (年)	年経費 (①/②、千円/年)	
汚水処理施設	コンクリート	表面被覆工法	3,375	15	225
	機械電気設備	部分交換	73213	25	2,929
計			76,588		3,154

機械・電気設備は、標準的な耐用年数を用いても良い

イ) 施設統合に係る費用の算出

施設統合に係る費用のうち接続管路など新規整備分の建設費及び維持管理費は、表 2-11 のように工種毎の積み上げを基本とする。接続管路や圧送ポンプ施設の建設費や維持管理費は、概略設計を基にした算出を基本とするが、算出が困難な場合には、実績値や都道府県構想マニュアル等を参考して設定しても良い。なお、施設統合により施設撤去が必要な場合は、撤去費用も計上する。

表 2-11 施設統合に係る費用の算出

接続費用					
更新		単価	①事業費 (千円)	②耐用年数 (年)	年経費 (①/②、千円/年)
接続管路	L=7,000m	4.5万円/m	315,000	50	6,300
圧送ポンプ施設	2箇所	920万円/箇所	18,400	25	736
処理施設増設					
計			333,400		7,036

維持管理費(増加分)			
更新		単価	年経費 (千円/年)
接続管路	L=7,000m	31円/m	217
圧送ポンプ施設	2箇所	22万円/箇所	440
処理施設増設			
計			657

施設の撤去が必要な場合は撤去費用も見込むこと

実績値や都道府県構想策定マニュアル等を参考に設定

(8) 維持管理費の削減目標の設定

農業集落排水施設の維持管理費は利用料金と市町村の一般会計からの繰入金を主な財源としているところであるが、農村人口の減少に伴う利用者の減少等による利用料収入の減少、市町村財政の逼迫など、今後、適切な運営管理が困難となるおそれがあることを踏まえ、施設の集約・再編、下水道施設への編入などを通じたストック（施設）の適正化に取り組むことにより、維持管理費の削減を実現し、施設の効率的かつ持続的な運営管理を行う必要があることから、再編計画を策定し、その実現に向けて取り組むことが必要である。

このため、再編計画には、施設統合の時期等のみならず、施設の維持管理費の削減目標も明記する必要がある。

施設の維持管理費の削減目標としては、現状（再編前）の年間維持管理費（実績値）と再編後の年間維持管理費（推定値）を記載することとする。再編後の年間維持管理費については、「(7) 経済比較の実施」で算出した費用を基に算出するものとする。

2-5 資源循環促進計画の見直し

再編計画の検討に当たっては、以下の点を踏まえて、資源循環促進計画の見直しを行うことが必要である。

- (1) 水利用の変化等の影響
- (2) 汚泥の再生利用方法の変更

【解説】

(1) 水利用の変化等の影響

施設再編実施後は、処理水の放流先も集約されるため、地域での水利用に変化が生じる。農業集落排水施設の処理水量は少ないものの、河川に比べて流量の少ない農業用用水路に放流している場合は、集約された処理水の放流が用水の水質に与える影響が大きくなることが懸念される。

一方、再編により処理水の放流がなくなった用水路においては、用水量が減少する。このため、施設再編の検討に当たっては、地域内の水利用の変化とその影響について整理し統合先を検討するとともに、管理者等と調整を図ることが重要である。

(2) 汚泥の再生利用方法の変更

農業集落排水事業では、資源循環促進計画を作成し汚泥の農地還元等の再生利用を推進することとしている。再編により汚泥が集約され、資源循環施設の維持管理費の節減が期待できる。また、これまで汚泥量が少なく利用方法が限定されていた場合は、汚泥の集約により取扱量が増加することから、新たな再生利用方法の検討も可能となる。

このため、再編計画の検討に当たっては、統合先の資源循環施設の有無やその能力について検討を進めるとともに、他の再資源化施設等で処理している場合は、その位置と距離等を勘案しつつ検討を進める必要がある。

特に、下水道に接続した場合には、汚泥の農地還元が困難となる場合が想定されることから、建設資材等他の利用方法も含めた再生利用の推進について検討することが重要である。

2-6 維持管理手法の検討

施設再編に伴い、維持管理手法についても見直しすることが必要となり、以下の項目について検討を行う。

- (1) 日常における維持管理手法の検討
- (2) 災害時等への対応

【解説】

(1) 日常における維持管理手法の検討

施設再編に伴い、これまで処理区毎に分割して発注していた維持管理に関する委託業務が集約されるなどのメリットがある他、汚泥の取扱量の増加に伴う再生利用方法についても幅広い検討が可能となる。このため、施設の統合を機に、指定管理者制度の活用やPPP/PFIの導入等についても検討していくことが必要である。また、処理区毎に利用料金が異なっている場合は、施設の統合に伴い使用料金を統一するなどの検討が必要である。

(2) 災害時等への対応

施設再編により、日常の維持管理の効率化が図られるものの、災害時には統合後の広域な処理区域の状況を把握し対応する必要がある。このため、災害時に優先的な施設調査を行うことができるよう、施設構造や土質条件、地形条件や避難道等の地域条件を基にした点検計画の策定や、地元建設業者等との協定等、災害時等の対応の検討が必要である。

第3章 施設再編の実施に向けた財産の取扱い等

3-1 再編方法に合わせた財産の取扱い

施設再編の実施に当たっては、農業集落排水施設の統合や下水道への接続等、再編の方法により再編後の施設区分が異なるため、再編の実施方法に合わせた財産の取扱いを行うことが必要である。

【解説】

施設の再編を実施する場合、農業集落排水施設の統合や下水道への接続等、再編の方法により、再編後の施設区分が異なることから、施設の区分に合わせて事業を実施するとともに、事業計画の変更や財産台帳の修正を行っていくことが必要となる。

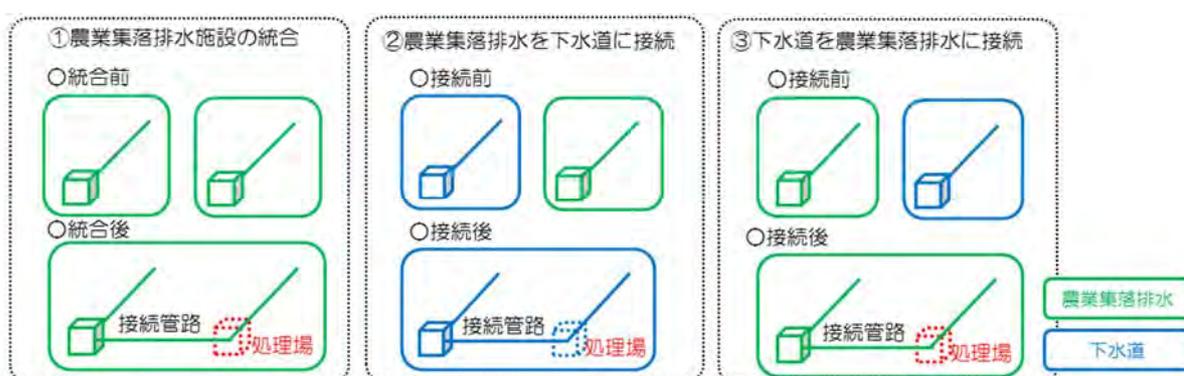


図3-1 再編方法別の事業実施区分

表3-1 再編方法別の財産の取扱い

分類	施設区分	事業実施	事業計画	財産の取扱い
集排施設の統合	農業集落排水施設	農業集落排水事業（改築）で整備可能	事業実施に合わせて変更	（継続して使用する施設） ・財産処分の手続きは必要ない。 ・施設台帳や財産台帳を再整理（使用しなくなる施設） ・「承認基準（※2）」に伴う財産の処分が必要
下水道へ接続	下水道	下水道（市町村単独含む）で整備		・「承認基準」に伴う財産の処分が必要
下水道を接続（※1）	農業集落排水施設	農業集落排水事業（改築）で整備可能	事業実施に合わせて変更	・施設台帳や財産台帳を再整理（追加） ・下水道施設の財産処分が必要

※1 他施設を農業集落排水施設に接続する場合は同様

※2 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」

3-2 財産処分の取扱い

施設再編により、農業集落排水施設として管理しなくなる施設については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、適切に処分する必要がある。

【解説】

施設の再編を実施する場合、施設の統合等により農業集落排水施設として管理しなくなる（使用しなくなる）施設等が生じる場合がある。

これらの施設については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号）」に基づき適切に処分する必要があるが、処分の手続きについては、理由、利用期間、財産処分による収益の有無により取扱いが異なることから留意する必要がある。

また、地域再生法（平成17年法律第24号）第18条の規定により、農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続きを要しないとされている。

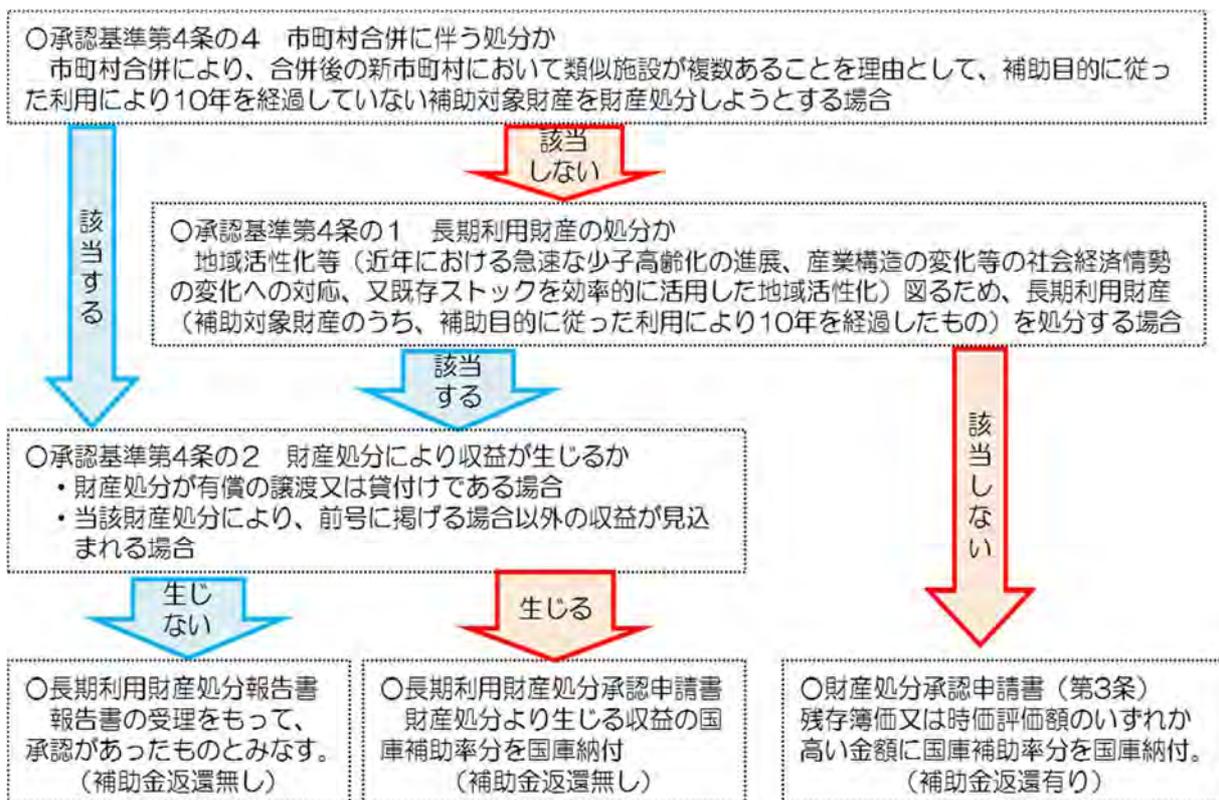


図3-2 財産処分の取扱いフロー図

なお、平成28年3月15日付の事務連絡（参考3）において、農業集落排水を下水道に接続する場合の長期利用財産報告書の記載事例が通知されていることから参考にされたい。

第6章 財産処分の完了後について

6-1 完了報告

財産処分が完了し、利用計画のとおり施設の利用を開始したら、速やかに完了報告をお願いします。以下の記載例を参考に、処分を証する書類（処分に係る契約書、竣工書類の写し等）、着工前後の写真及び農集排施設の利用状況が分かる写真を添付して報告してください。

=====
■完了報告の記載例（様式の定めがないため任意様式）

番号
(元号) ○年○月○日
長野県知事 ○○ ○○ 様
市町村長 ○○ ○○
(公印省略)

○○事業補助金により取得した財産処分の結果について（報告）

○年○月○日付け○号※で通知のありましたこのことについて、下記により処分結果を報告します。

記

※ 水道・生活排水課から通知があった
番号及び日付を記載

- 1 事業名及び地区名 ○○事業 ○○地区
- 2 処分財産等 農業集落排水施設 ○○地区処理場及び管路施設
- 3 添付書類
(1) 処分を証する書類（処分にかかる契約書、竣工書類等の写し）
(2) 着工前後の写真及び利用状況が分かる写真

6-2 利用計画等に変更が生じた場合

施設の利用計画に変更が生じたり、施設の利用を開始した後、利用方法の変更を行ったりする場合は、承認基準第15条第7項に基づく変更報告が必要です。

変更報告にあたっては、関東農政局の承認を要しますが、変更する内容により、添付書類等が異なります。また、変更によって補助金相当額の返還が必要となった場合、間接補助事業の性質上、補助金相当額の県予算への計上が必要となるため、変更の事象が生じた時点で地域振興局及び水道・生活排水課との打合せを行ってください。

【参考（手続きの流れ）】

- (1) 変更報告により、補助金相当額の返還が生じない場合
→ 「4-2 承認基準第11条（報告）による場合（P21）」
- (2) 変更報告により、補助金相当額の返還が生じる場合
→ 「4-3 承認基準第11条（申請）による場合（P27）」

農業集落排水施設統合マニュアル

平成 22 年 8 月 初版

平成 26 年 3 月 第 1 回 一部改訂

平成 27 年 12 月 第 2 回 一部改訂

平成 29 年 3 月 第 3 回 一部改訂

平成 30 年 3 月 第 4 回 一部改訂

令和 5 年 3 月 第 5 回 一部改訂

令和 6 年 4 月 第 6 回 一部改訂

編集発行 長野県環境部水道・生活排水課

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話 026-232-0111(代)